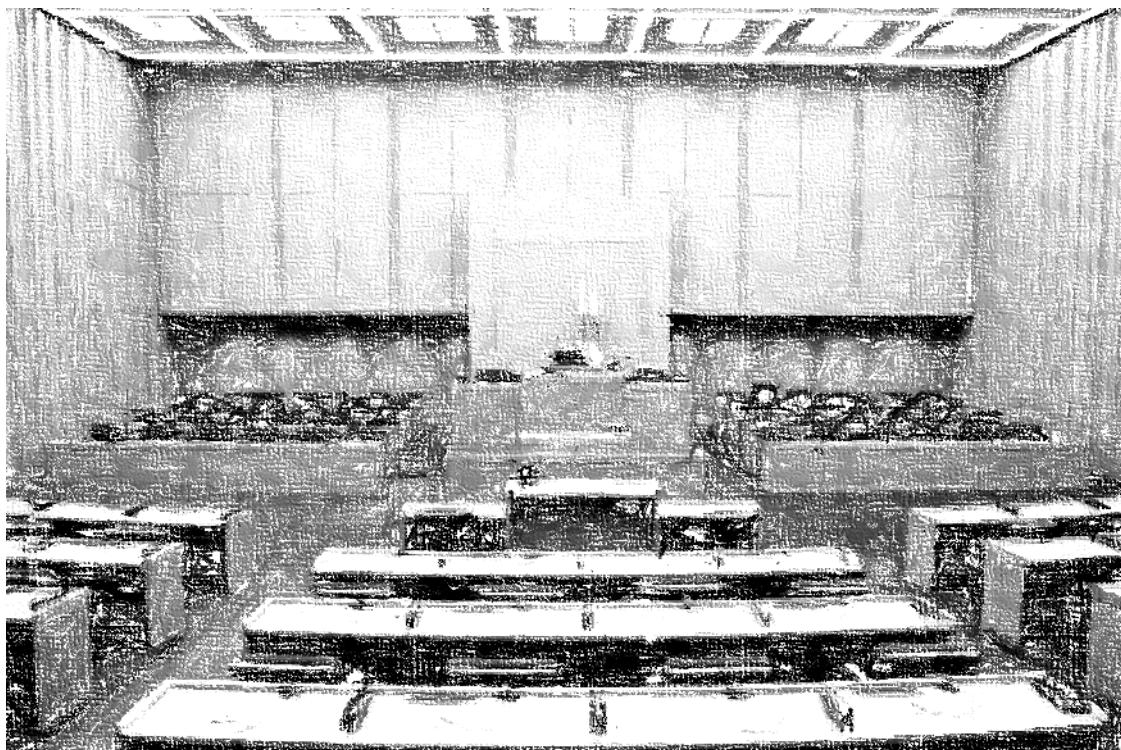


調査時報

特集

- 1 令和7年度議会運営委員会・特別（桜島爆発対策・都市整備対策）委員会行政調査報告
- 2 鹿児島市友好代表団長沙市派遣報告
- 3 鹿児島市・ナポリ市姉妹都市盟約65周年記念訪問団報告



鹿児島市議会

2026 1月 No.155

目 次

議 会	建設消防委員会附帯決議	3
特 集 1	令和7年度議会運営委員会・特別委員会行政調査報告	4
	議会運営委員会	5
	桜島爆発対策特別委員会	17
	都市整備対策特別委員会	27
特 集 2	鹿児島市友好代表団長沙市派遣報告	42
特 集 3	鹿児島市・ナポリ市姉妹都市盟約65周年記念訪問団報告	59
議会のうごき	市議会日誌（令和7年10月～12月）	78
	令和7年第4回市議会定例会において議決された陳情	82
議長会報告	令和7年10月～12月	97
地方行財政調査資料目録	令和7年10月～12月	117
図書室だより	（新規購入図書）	118

議会

建設消防委員会附帯決議

令和7年12月19日の第4回定例会本会議において、「令和7年度一般会計補正予算（第5号）」を議決するにあたり、当局に検討方や善処方を要請した附帯決議です。

【附帯決議】

1. 消防水利整備事業について

（消防局）

今回、消防水利整備事業として、上谷口町防火水槽撤去工事に係る賠償について、3棟分の賠償金が計上されたが、その補修内容と賠償金の算定については、疑念が残る。

これまで、当該委員会審査において、防火水槽撤去工事に対する施工方法や地域住民とのやり取りに対する時系列、そして、今回の3棟分におけるそれぞれの構造物に対する亀裂箇所や状況が図面や写真で明らかになったところである。しかしながら、念入りな施工方法に加え、施工箇所から当該棟までの距離や構造物の亀裂状況から推察すると、今回の工事による損傷なのか、因果関係が不明である。この件については、改めて調査し、再検討すべきであることから、下記事項について強く要請する。

記

1. 建設消防委員会に付託された第123号議案 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第5号）中、消防局関係のうち、（款）消防費（項）消防費（目）消防施設費の消防水利整備事業については、審査の過程での指摘を踏まえ、建物や構造物の亀裂が、防火水槽撤去工事によるものなのか、因果関係を具体的かつ専門的な調査により明らかにした上で、議会に対し、説明がなされない限り、当該予算の執行については留保されたい。

2. 委員会審査における当該事業に対する指摘が解消され、予算執行のめどが立った場合は、適宜適切に委員会に対し報告されたい。

以上、決議する。

特集 1

令和 7 年度議会運営委員会・特別委員会行政調査報告

令和 7 年度の議会運営委員会及び特別委員会行政調査報告の主な内容を紹介します。

委員会名	期間	調査項目
議会運営委員会	10/14～16	議会改革について（所沢市・函館市）
桜島爆発対策 特別委員会	10/21～23	国立研究開発法人防災科学技術研究所（火山防災研究部門／火山研究推進センター）について（つくば市）
都市整備対策 特別委員会	10/22～24	宇都宮駅周辺整備について（宇都宮市） 新潟西港万代島地区のにぎわい創出について（新潟市）

議会運営委員会行政調査報告から

【所沢市】

議会改革について

1. 本会議のインターネットライブ中継における音声認識AIを活用したリアルタイム字幕表示

(1) 概要

令和4年6月定例会から、本会議のインターネット中継のライブ中継画面において、音声認識AIを活用したリアルタイム字幕を導入している。

(2) 対象

本会議のライブ中継（後日配信する録画映像には字幕が付与されない）

(3) 導入している設備

インターネット映像配信システム「Discuss Vision Smart」
(NTTアドバンステクノロジ株式会社)

※端末等は委託業者による調達

(4) 導入経費及び運用経費

① 導入経費

なし（下記の運用経費内に含まれる）

② 運用経費

ア 市議会インターネット中継業務

・市議会インターネット中継委託

契約期間：令和2年9月～令和7年8月（5年間・60月）

契約額：910万8,000円（税込）

月額：13万8,000円（税抜）

・AI字幕機能追加（変更契約）

契約期間：令和4年4月～令和7年8月（41月）

契約額：1,068万6,500円（税込） 変更額：157万8,500円の増

月額：17万3,000円（税抜）

追加月額：3万5,000円（税抜）

イ 通信通話料

・インターネット通信回線使用料

・インターネットプロバイダ利用料

年間 約11万6,000円 ※令和7年度予算額

(5) 使用方法と注意点

- ・本会議のインターネットライブ中継の画面で「字幕あり」を選択すると、字幕付きで中継を閲覧することができる。
- ・なお、通信環境等により字幕配信が遅れたり、字幕が切れたりする場合がある。
- ・また、AIによる音声認識技術により自動で字幕が作成されるため、誤認識・誤変換が起きことがある。



再開します。

休憩前に引き続き会議を進めます。

インターネット中継（ライブ配信）の字幕表示
※所沢市提供資料から抜粋

(6) 運用方法

字幕配信に当たっては、事前に議会事務局において議員名や事業名等の登録を行う。

(7) 取組の効果

リアルタイムで字幕が表示されることにより、情報アクセシビリティの向上が図られている。

(8) 今後の課題

時折、閲覧している市民から誤字脱字について指摘があるが、運用に問題が生じる程度の課題は生じていない。

(9) その他（関連した取組）

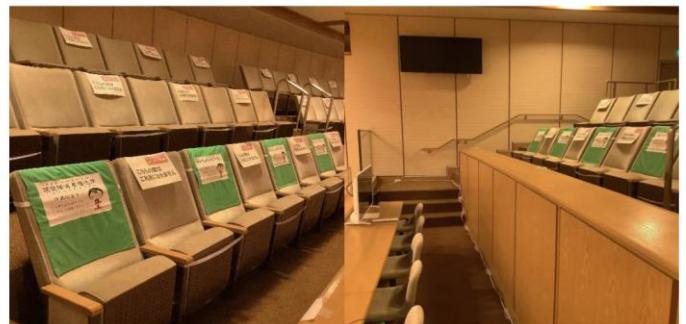
本会議場の傍聴席に字幕表示専用モニターを設置し、UDトーク（コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ）を活用して、モニターに字幕表示を行っている。

また、専用モニターの設置に伴い、聴覚障害者優先席を設置している。



専用モニターを設置（UDトークを投影）

※所沢市提供資料から抜粋



聴覚障害者優先席を設置

※所沢市提供資料から抜粋

2. 議会評価

(1) 概要

所沢市議会は、平成 21 年 3 月の議会基本条例施行以後、さまざまな取組を実施しているが、その中で毎年度、市民の負託に応えられる議会の実現及び議会運営の活性化を図るとともに、説明責任を果たすため、同市議会が実施する事業及び議会改革について議会基本条例に基づき議会評価を行ってきた。

平成 25 年 4 月 1 日には、さらに実効性を高めるために議会評価の実施に関し必要な事項を定めた「所沢市議会議会評価実施要綱」を制定した。

(2) 評価の種類及び対象

① 評価の種類

議会評価は議会事業評価及び議会改革評価とする。

② 対象

議会評価の対象は条例に規定する取組その他議会が実施する事業とする。

(3) 評価の方法及び時点

- ・議会評価は議会事業評価表又は議会改革評価表により実施し、所沢市議会議会評価報告書を作成する。
- ・報告書の作成は毎年度 6 月に議会運営委員長が行う。ただし、改選期の評価の時点はこの限りではない。
- ・なお、広聴広報委員会が所管する事項については、広聴広報委員長が行う。

(4) 報告書の公表及び反映

- ・報告書は議会ホームページで公表する。
- ・公表した報告書に対し市民から寄せられた意見、提案等は、その取扱いについて議会で協議する。
- ・協議結果は議会運営等に反映させるとともに、毎年度公表する。

(5) 取り組みの現状（令和 7 年 3 月 所沢市議会議会評価報告書）

① 評価対象期間

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間

② 評価対象事業等

ア 議会運営委員会所管

- ・通年会期制に向けた申し合わせ事項の整理
- ・ペーパーレス会議システムの導入

イ 広聴広報委員会所管

- ・市議会だよりの発行
- ・本会議映像のインターネット中継
- ・議会報告会の開催

ウ 所沢市議会基本条例に規定する項目に対する評価

③ 評価結果 ※所沢市提供資料から抜粋

様式第1号

議会事業評価表	
事業名	通年会期制に向けた申し合わせ事項の整理
<p>【概要】</p> <p>1 背景と経過 議会運営委員会において、令和元年、通年会期制の協議を進めることができたことから、その導入に向けて協議を行ってきた。 市民向けにパブリックコメントや公聴会、住民説明会を開催した後、令和5年12月、議会運営委員会の協議が整ったため、同年第4回定期会において議員提出議案として「所沢市議会の会期等に関する条例制定について」、「所沢市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」、「市長の専決処分事項の指定について」の通年会期制導入に関する議員提出議案を上程し、全会一致で可決した。</p> <p>2 内容 令和7年5月からの通年会期制の導入にあたり、これまでの議会運営に関する申し合わせ事項の整理や、新たに通年会期制に係る申し合わせ事項の策定が急務であったことにより、令和6年6月から11月までに開催した議会運営委員会において、その申し合わせ事項について項目ごとに協議を繰り返し、11月25日の議会運営委員会で最終確認がされた。</p> <p>3 今後の方向性及び評価 このたび令和7年5月から通年会期制がスタートすることになったことは、議会改革の観点からも評価はできるものと考える。 議会運営委員会において、会期が通年となることに伴い、これまでの議会運営に準じながら大きな齟齬がないよう、また通年会期に合わせた細かなルールづくりを令和6年6月以降、丁寧な協議を行ってきたが、通年会期導入後においても適宜対応し、市民の負託に応えられるよう、議会の充実と活性化をさらに進めしていくことが大切であると感じる。</p>	
委員長名	議会運営委員長 大石 健一
評価日：令和7年3月24日	

様式第1号

議会事業評価表																																							
事業名	市議会だよりの発行																																						
<p>【概要】</p> <p>1 背景と経過 議会の活動を多くの市民に分かりやすくお知らせするため、昭和45年11月に「市議会ところざわ」(B5判)を発行した。その後、第50号(昭和59年5月発行)からタブロイド判、第98号(平成8年5月発行)からA4判となり、現在に至る。</p> <p>2 内容(2月、5月、8月、11月の15日に発行) 紙面構成については、定期会での議案審議、市政に対する一般質問、ギカイレポートの各コーナーを基本とし、表紙・裏表紙では、本市にゆかりがあり様々な分野で活躍している人物を表紙に起用するとともに、インタビュー記事を紹介している。掲載内容については、広聴広報委員会で協議を行い決定している。 配布については、ポスティングによる全戸配布を行うとともに、より多くの方に手に取っていただきたため、市の関係機関や所沢駅への配架に加え、市議会ホームページでPDF版の公開や自治体情報アプリ「マチイロ」への掲載、SNSによる発行のお知らせを行っている。</p> <p>●市議会だよりの配布部数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月15日発行</td> <td>171,402部</td> <td>172,455部</td> <td>1,053部</td> </tr> <tr> <td>8月15日発行</td> <td>171,836部</td> <td>173,046部</td> <td>1,210部</td> </tr> <tr> <td>11月15日発行</td> <td>171,969部</td> <td>173,068部</td> <td>1,099部</td> </tr> <tr> <td>2月15日発行</td> <td>172,092部</td> <td>173,402部</td> <td>1,310部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <p>●会議録検索システム及び市議会ホームページへのアクセス件数(1月～12月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>増加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議録検索システム</td> <td>2,863人</td> <td>3,278人</td> <td>415人</td> </tr> <tr> <td>市議会ホームページ(全体)</td> <td>1,270,880件</td> <td>1,353,024件</td> <td>82,144件</td> </tr> <tr> <td>〃(市議会だより)</td> <td>49,328件</td> <td>53,935件</td> <td>4,607件</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の方向性及び評価 世帯数の増加により前年度と比較して市議会だよりの配布部数は増加しており、多くの市民に市議会の活動をお知らせすることができている。また、会議録検索システムや市議会ホームページの市議会だよりへのアクセス数も増加傾向であり、市議会ホームページ全体のアクセス件数に関しては、前年と比較して約8万2千件も増加しており、市議会が発信する情報への関心が高まっていると考える。今後も市民に親しまれ、読んで役立つ広報紙を目指し、紙面の充実に努めていく。</p>					令和5年度	令和6年度	増加数	5月15日発行	171,402部	172,455部	1,053部	8月15日発行	171,836部	173,046部	1,210部	11月15日発行	171,969部	173,068部	1,099部	2月15日発行	172,092部	173,402部	1,310部		令和5年	令和6年	増加数	会議録検索システム	2,863人	3,278人	415人	市議会ホームページ(全体)	1,270,880件	1,353,024件	82,144件	〃(市議会だより)	49,328件	53,935件	4,607件
	令和5年度	令和6年度	増加数																																				
5月15日発行	171,402部	172,455部	1,053部																																				
8月15日発行	171,836部	173,046部	1,210部																																				
11月15日発行	171,969部	173,068部	1,099部																																				
2月15日発行	172,092部	173,402部	1,310部																																				
	令和5年	令和6年	増加数																																				
会議録検索システム	2,863人	3,278人	415人																																				
市議会ホームページ(全体)	1,270,880件	1,353,024件	82,144件																																				
〃(市議会だより)	49,328件	53,935件	4,607件																																				
委員長名	広聴広報委員長 秋田 孝																																						
評価日：令和7年3月24日																																							

(6) 取り組みの成果

- ・議会評価により、議員自身が議会で実施する事業等を再度チェックすることができる。
- ・初当選議員は事業の経緯等を把握できていないため、議会評価によって、これらに対する理解を深めることができる。

(7) 今後の課題

- ・議会が行う事業はある程度限定され、毎年、同じような項目が評価対象に選ばれる場合があるが、その後の経過をどうするかについて今のところ整理されていない。また、2年後、3年後にもう一度振り返りをするには至っていない。

【函館市】

議会改革について

1. 個人・一般質問の実施方法について

(1) 函館市議会の概要

議員定数	27人（現員数 27人）
会派	新市政クラブ 9人、民主・市民ネット 8人 公明党 4人、日本共産党 3人、無所属 3人
定例会	年4回（2月、6月、9月、12月）

(2) これまでの経過

昭和50年12月の議会運営委員会において、財政的な観点から土曜日の会議開催についての検討を行う中で、会議時間や効率的な審議全般について見直すため、平日の開会時間などを懸案事項として調査することが決定した。この際、質問回数・質問時間の検討について委員提案があり、発言の制限ではないかなどの懸念も出たが、これらを含めた調査の実施にはおおむね賛同が得られた。調査結果を基に委員長が試案を提示し、各会派の考え方を持ち寄り、調整・協議を重ね、52年2月の議会運営委員会において採決により、時間制限への変更が決定した。

なお、変更当初から会派持ち時間（所属議員数×10分）と議員持ち時間（30分）を合わせた質問時間制（答弁時間を含まず）であったが、平成11年に設置された議会改革検討委員会において、複数の会派から質問時間の見直しについて意見が出され、「効率的な議会運営」を目指し、発言時間の制限（上限100分）、往復時間制の採用、質問通告の一斉提出を行うことが決定された。

また、これらの取り組みにより、全ての質問予定議員の質問日程、質問時間、質問項目が確定できるようになったことで、本会議運営の透明性を高めることができ、市民に分かりやすい議会となる一助となった。

(3) 質疑・質問のあり方

平成19年3月に議会改革検討ワーキンググループにて協議し、議会運営委員会において申合せに「発言（質疑・質問）のあり方」について追加することを決定した。

- ・質疑は、議案審議において議題となる案件の疑義をただすために、議会の議決権を行使する過程で行われるもの、質問は他の案件にかかわらず独立した議事として、行政全般について執行機関の所信をただすために行われる議員個人の権利であることから、それぞれの役割を十分に發揮できるよう、日程上、明確に区分する。
- ・質疑では、自己の意見や賛否等を表明しない。
- ・単に事業内容を確認するだけの質問については自粛する。

(4) 質疑・質問の流れ

発言の申し出

- ・発言申出書により、会派内での発言者及び発言順序、質問・質疑時間と答弁時間を合わせた発言予定時間（10分単位）を議長に申し出る。

↓

発言予定表の確定

- ・定例会の運営を協議する議会運営委員会において、発言予定表（発言の申し出があった質問及び質疑の発言予定者の発言日と発言予定時間）が確定し、これにより会期全体の日程が定まる。

↓

発言通告書の提出

- ・発言通告書により、発言予定者は個々に答弁を求める者と発言内容の要旨を記載し、議長に申し出る。

↓

質疑・質問の実施

- ・時間の計測は事務局が行い、議長が発言者を指名した時点から開始する。議場内2カ所に残時間を表示している。

(5) 発言申出書等の提出期限

項目	提出期限
発言申出書	定例会の運営を協議する議運の2日前午後3時
発言申出書（変更）	定例会の運営を協議する議運の前日午後3時
発言通告書（代表質問）	市政・教育行政執行方針説明の実施日午後3時
発言通告書（個人・一般質問）	質問初日の4日前午後3時
発言通告書（質疑）	議案上程日の3日前午後3時（追加議案に係る質疑を除く）
発言通告変更申出書（各質問・質疑）	発言通告日の翌日午後3時（追加議案に係る質疑を除く）

特集1：議会運営委員会・特別委員会行政調査報告

【参考】令和7年第4回定例会（予定表）における提出期限 ※一部抜粋して記載

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	11月24日	25	26	27
	午後3時： 発言申出締切	午後3時： 発言申出変更締切 発言通告締切（質疑）	午後3時： 発言通告変更締切（質疑） ■議運（定例会運営協議）	
本会議（議案上程日）	12月1日	2	3	4
予算特別委員会		午後3時： 発言通告締切（一般質問）	午後3時： 発言通告変更締切（一般質問）	
予算特別委員会分科会 常任委員会		予算特別委員会分科会 常任委員会		
予算特別委員会 議会運営委員会 本会議	8	9	10	11
一般質問		一般質問	一般質問	一般質問 (議会運営委員会)
本会議	15	16	17	18
				19

【参考】令和7年第4回定例会における発言予定表 ※函館市議会ホームページから引用

発言予定表（令和7年第4回市議会定例会）

(一般質問)				
発言日	発言時刻	発言者	会派	発言時間(分)
12月9日（火）	10:00～10:50	中山治	新市政クラブ	50
	10:50～11:30	齊藤佐知子	民主・市民ネット	40
	(休憩 11:30～13:00)			
	13:00～13:50	茂木修	公明党	50
	13:50～14:50	富山悦子	日本共产党	60
	(休憩 14:50～15:20)			
	15:20～16:00	佐藤留義	新市政クラブ	40
	16:00～16:40	高橋千晶	民主・市民ネット	40
12月10日（水）	10:00～11:00	小林芳幸	公明党	60
	11:00～12:10	紺谷克孝	日本共产党	70
	(休憩 12:10～13:10)			
	13:10～13:50	吉田崇仁	新市政クラブ	40
	13:50～14:30	野沢友志	民主・市民ネット	40
	(休憩 14:30～15:00)			
12月11日（木）	15:00～15:40	池亀睦子	公明党	40
	15:40～16:40	市戸ゆたか	日本共产党	60
	10:00～11:10	板倉一幸	民主・市民ネット	70
	11:10～11:50	松宮健治	公明党	40
(休憩 11:50～13:00)				
	13:00～14:00	川崎啓太	無所属	60
	14:00～15:00	工藤篤	無所属	60
(休憩 15:00～15:30)				
	15:30～16:30	荒木明美	無所属	60

(6) 発言時間・発言順序

項目	実施時期	実施方法	発言順序										
代表質問	市政執行方針・教育行政執行方針が行われる定例会の提案説明前	<ul style="list-style-type: none"> 3人以上が所属する会派に認められる 所属人数に応じて発言時間が定められている <table border="1"> <thead> <tr> <th>会派所属議員数</th><th>発言時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～4人</td><td>90分以内</td></tr> <tr> <td>5～7人</td><td>100分以内</td></tr> <tr> <td>8～10人</td><td>110分以内</td></tr> <tr> <td>11人～</td><td>120分以内</td></tr> </tbody> </table>	会派所属議員数	発言時間	3～4人	90分以内	5～7人	100分以内	8～10人	110分以内	11人～	120分以内	大会派順
会派所属議員数	発言時間												
3～4人	90分以内												
5～7人	100分以内												
8～10人	110分以内												
11人～	120分以内												
個人質問 ／一般質問	<ul style="list-style-type: none"> 代表質問が行われる定例会では個人質問、それ以外は一般質問 定例会の議案採決後 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の持ち時間 60分以内+会派持ち時間 20分×所属議員数 会派持ち時間は、同会派内の質問議員に割り振ることができる 定例会ごと、個人（一般）質問と質疑の合計は1人100分以内とする 無所属議員は1人60分以内 	<ul style="list-style-type: none"> 大会派順に繰り返す 無所属議員はすべての会派所属議員の発言後 										
緊急質問	定例会・臨時会(発言予定表に影響がない時間帯)	<ul style="list-style-type: none"> 1人90分以内 無所属議員は1人45分以内 											

※すべて答弁時間を含めた往復時間制

※質問回数は制限していない。

(7) 個人・一般質問の現状

① 発言予定者数、発言予定時間

1日当たりの発言予定者の上限は定めていないが、近年は1日当たり5～6人となっている。また、発言予定時間は1人100分以内としているものの、実際は平均で50分程度となっている。

② 当日の発言時間と発言予定時間との間に差異があった場合の対応

当日の発言時間が発言予定時間を超過した場合、発言中に時間が到来したときは、その時点で終了となる。また、理事者が答弁中のときは、理事者の答弁が終わるまでとなる。

一方で、発言時間が20分以上余る場合、次の発言予定者に確認の上、了解が得られたら、次の発言予定者の質問を開始する。了解が得られない場合は、議長が暫時休憩を宣告し、予定どおり再開する。

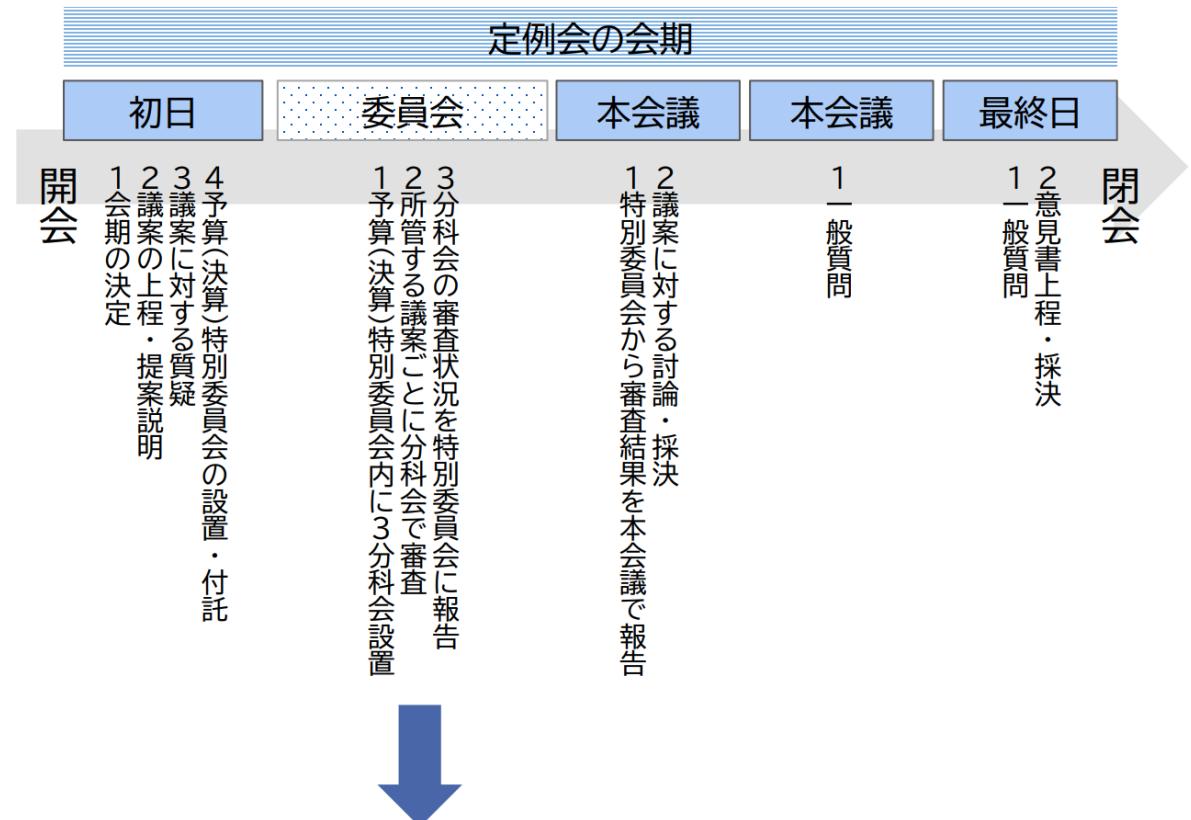
【参考】函館市議会定例会における発言実績（過去3年間）※函館市提供資料から抜粋

		合計時間数（分）	質問者数	一人当たり平均時間（分）
令和7年第3回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	730	13	56.2
令和7年第2回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	900	17	52.9
令和7年第1回定例会	代表質問	340	4	85
	質疑	—	—	—
	個人質問	630	12	52.5
令和6年第4回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	960	18	53.3
令和6年第3回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	790	15	52.7
	質疑	—	—	—
令和6年第2回定例会	一般質問	810	15	54
	質疑	—	—	—
令和6年第1回定例会	代表質問	350	4	87.5
	質疑	—	—	—
	個人質問	740	13	56.9
令和5年第4回定例会	質疑	60	2	30
	一般質問	880	16	55
令和5年第3回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	960	17	56.5
	質疑	—	—	—
令和5年第2回定例会	代表質問	340	4	85
	質疑	50	1	50
	個人質問	720	13	55.4
令和5年第1回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	590	11	53.6
令和4年第4回定例会	質疑	—	—	—
	一般質問	830	15	55.3

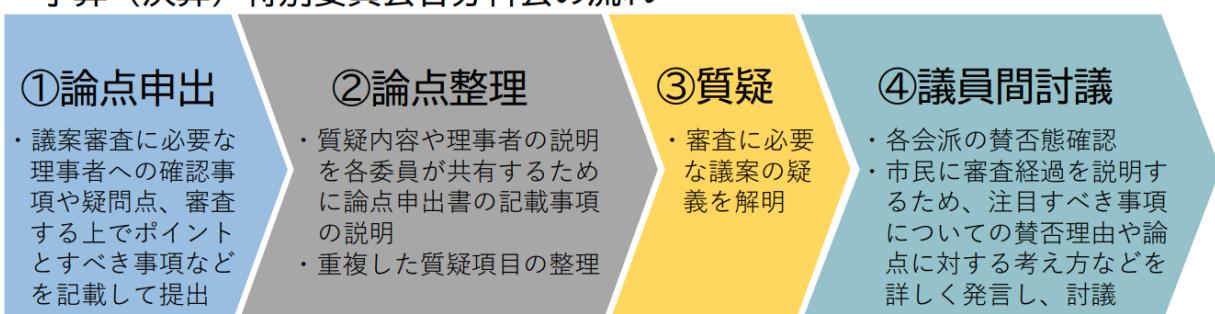
2. その他の特色ある取り組み

- (1) 定例会全体の流れとして一般質問より議案審議を先に行っている。
- (2) 議案審議において、市民に議会での審査経過を説明するため、議員間討議を行っている。
- (3) 議員間討議を活発に行うため、議案に対する論点整理を行っている。

函館市議会定例会の流れ ※函館市提供資料から抜粋



予算（決算）特別委員会各分科会の流れ



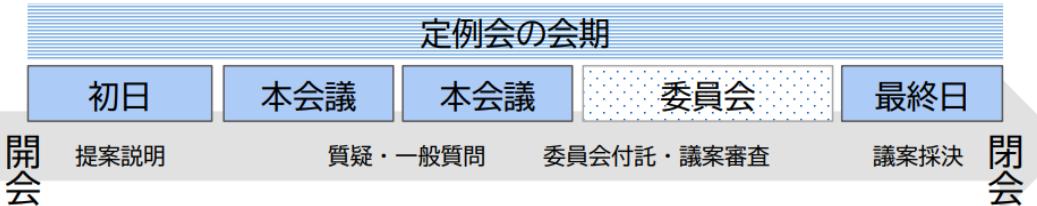
【参考】協議・検討の経過 ※函館市提供資料から抜粋

函館市議会議会活性化検討会議報告書（概要） (H27.4)

協議・検討の経過

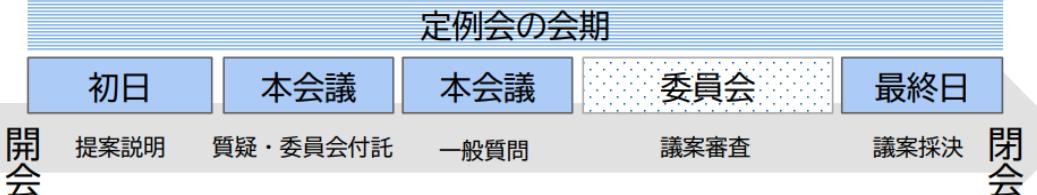
- (2) 充実した議会運営のあり方について
○委員会審査を行った後に一般質問を行うこと

H19年改革前までの運用



H19年の改革後～H26年9月の運用

議会の機能と権限を十分に発揮するため、議案審査の手続きの一環である質疑と、議題に関わらず行える一般質問を明確に区分する



運用上の問題点

質疑が一般質問になっていることや、一般質問の中で議案の疑義を質しているなど議案審査・一般質問それぞれの役割・機能が発揮されていない

先進地調査・・・宝塚市議会（現在の函館市議会と同様に委員会審査・議決が先）

- ・函館市議会の議会改革「議会の機能と権限を発揮するため、質疑と一般質問を明確に分ける」ことを参考にした
- ・重要議案を一般質問で取り上げる事例があったが、委員会で修正等行うべき。審査を先にすると審査日程の追加がしやすくなり、常任委員会で議論を深められる
- ・まず市民生活に結果が響く議案に全力投球し、個々の議員が課題とするものは、一般質問で取り上げていく方が合理的

H26年12月から現在の形で試行を開始

当初の検証では、「委員会審査が先でも後でも変わらない」、「議決機関としての役割・責務を果たせた」など様々な意見があった。

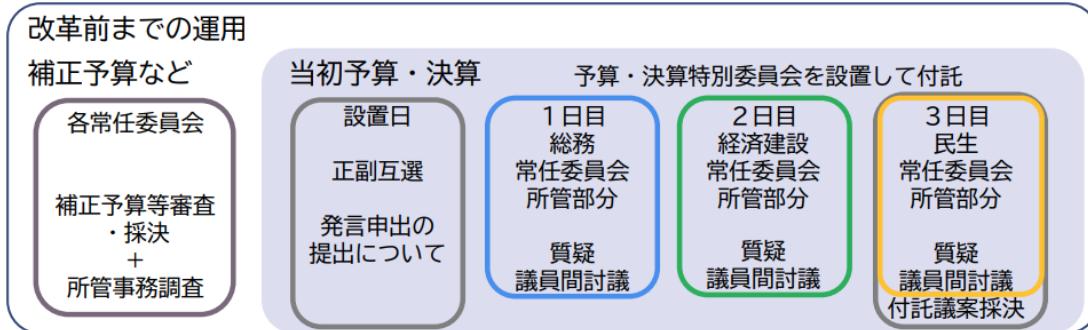
試行を繰り返していく中で大きな問題もなく、H30年12月から本格実施している。

函館市議会議会活性化検討会議報告書（概要） (H27.4)

協議・検討の経過

(2) 充実した議会運営のあり方について

○議員間討議の充実（委員会審査の見直し）



運用上の問題点

- 議員間討議の場を設けていたが個別事業の調査のよう
- 委員が個々に質疑することが中心で、一般質問になっている
- 修正案が提出されることがほぼない

委員会の役割・機能が十分発揮されていない

市民に説明する議案審査の経過や議決理由が見えづらい

委員会の 責務

- ・合議体として、専門的立場から集中的に詳細かつ効率的な審査を行う
- ・議員同士の議論により、審査の過程、議決理由等を明確にし、賛成、反対に関わらず、市民への説明責任を負う
- ・場合によっては修正を加え、よりよい政策を決定する
- ・合意形成には、互譲・妥協が必要である

論点整理 NEW

- ・議案審査の重要な点や課題を整理するもの
- ・「論点」とは「議論の中心となる問題点」
- ・質疑項目の整理はその一部

質疑

- ・議案の疑義を質するもの
- ・個人の意見や議案の賛否を述べる場ではない
- ・委員全体で共通認識を持つために行うもの

議員間討議

- ・市民への説明責任を果たすため、議決に至った理由等を明確にするためのもの
- ・委員会として審査し、結論を出すには、委員同士の議論が不可欠
- ・議決のための議論の相手は提案権・表決権を持つ議員である

委員長報告

- ・「論点整理で整理された疑問点等に係る質疑の主なもの」、「議員間討議の内容」、「賛否理由の多数意見」、「委員会での議決結果」を報告すべき

桜島爆発対策特別委員会行政調査報告から

【茨城県つくば市】

国立研究開発法人防災科学技術研究所（火山防災研究部門／火山研究推進センター）について

1. 研究所について

(1) 研究所の概要

防災科学技術研究所は、文部科学省所管の国立研究開発法人であり、日本の防災科学技術に関する中核的機関である。本部は茨城県つくば市に置かれ、日本全国を網羅する観測網や世界有数の大型実験施設を展開している。同研究所の使命は、災害に強い社会の実現であり、地震・津波・火山噴火・豪雨・豪雪など、あらゆる自然災害を対象に発生メカニズムの解明や予測技術の高度化、被害軽減策の研究を進めている。観測データは、緊急地震速報や津波警報などに活用され、災害対応の迅速化に貢献している。

また、同研究所は、世界最大級の耐震実験施設「E-ディフェンス」のほか、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）、地震・津波観測監視システム（DONET）など8つの観測網からなる陸海統合地震津波火山観測網「MOWLAS」を運用するなど、国際的にも先進的な研究基盤を有しているほか、災害時の情報共有を可能にする「SIP4D」などのシステム開発を通じて、行政・企業・地域社会の防災力向上に寄与している。1963年に「国立防災科学技術センター」として設立されて以来、名称変更や組織改編を経て、現在は防災科学技術の研究開発を総合的に担う機関として、「予測・予防」、「対応」、「復旧・復興」という防災の全ての局面で研究開発に取り組み、防災に関する総合的な唯一の国立研究開発法人として、自然災害から人命と社会を守る「生きる、を支える科学技術」の発展に挑戦している。

(2) 主な研究領域

同研究所は、日本の防災・減災に関する課題に対応するため、以下の4つの主要研究領域を設定し、総合的な研究開発を進めている。

① 巨大地変災害研究領域

災害発生メカニズムを解明し、南海トラフ地震と首都直下地震、大規模火山噴火など、将来の国難級災害に備える。

② 都市空間耐災工学研究領域

E-ディフェンスや数値震動台を活用し、社会インフラの耐災性の向上や持続可能な都市環境の整備の方策を考究する。

③ 極端気象災害研究領域

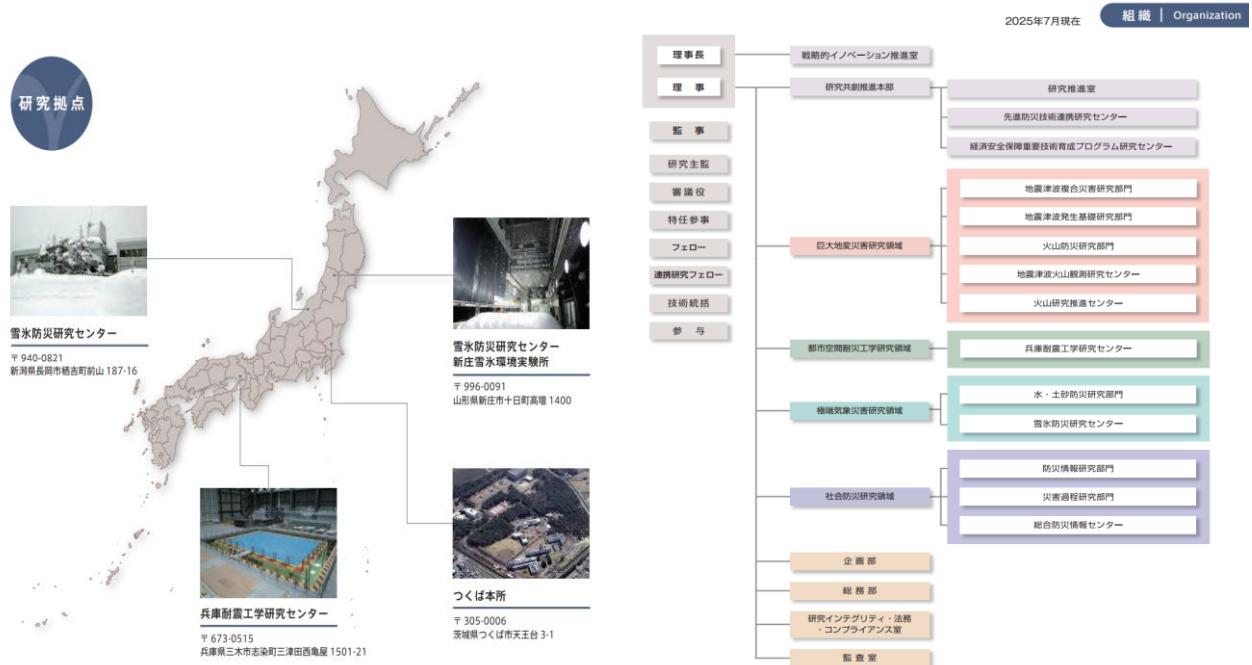
地球温暖化により頻発する極端気象の観測・実験・予測を行い、水・土砂・雪氷災害を効果的に軽減するための方策を研究する。

④ 社会防災研究領域

社会と協働し、効果的な防災情報の創出・共有・活用、被害や回復過程の科学的解明を行

い、社会全体の防災力向上に貢献する。

(3) 研究拠点及び組織図



（出典：防災科学技術研究所HP資料）

(4) 主な研究施設・観測網等

同研究所は、世界有数の防災研究基盤を有し、地震・津波・火山・豪雨・雪害など多様な自然災害に対応するため、以下の施設・観測網を整備・運用している。

① 主な研究施設

ア 大型降雨実験施設

1974年に運用を開始した本施設は、世界最大級の規模と能力を誇る降雨実験施設である。霧雨から1時間300mm以上の豪雨まで、自然の降雨に近い雨滴の大きさや落下速度まで再現可能。区画面積は44m×72mの5区画で構成されており、用途に合わせた実験が可能である。2025年には、最大風速25m/秒を上回る暴風装置を設置し、より自然に近い雨と風の条件下における環境での研究開発が可能となった。また、近年の豪雨災害において頻発している斜面を流れる土石流の再現も可能になったこと



（出典：防災科学技術研究所HP資料）

で、土砂災害や浸水・洪水の対策工評価実験、ドローンや自動走行車のセンサー性能評価実験に活用されるなど、官民間わざ幅広い分野に貢献している。

イ 実大三次元震動破壊実験施設「E-ディフェンス」

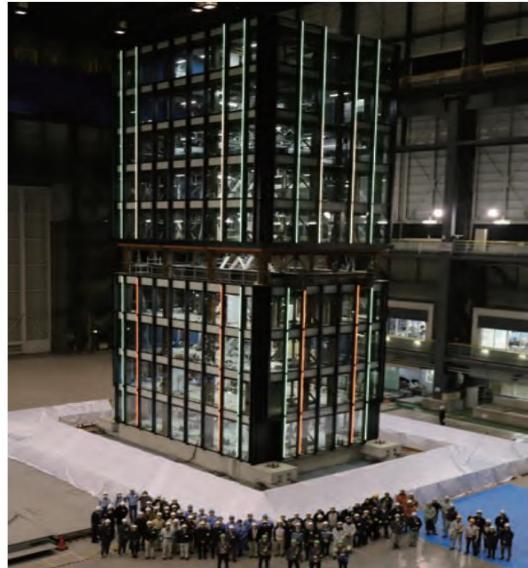
E-ディフェンスは、地震の揺れを三次元で再現できる大きさ20m×15mの「震動台」を用いて、実物大の構造物の破壊実験を行うことができる世界有数の施設である。1995年兵庫県南部地震や2011年東北地方太平洋沖地震で記録された揺れを震動台が再現し、10階建てビルや戸建て住宅など、建物や室内の被害を評価する実験を行うことができる。実験結果は、鉄筋コンクリート造ビルや木造住宅などの破壊過程の解明や耐震性能の評価、対策技術の実証、地盤被害の再現、室内被害の分析などに利用されている。実験データや映像を公開している実験もあり、数値シミュレーション技術の精度検証や防災に関する啓発資料として役立てられている。

ウ 雪氷防災実験棟

降雪、着雪、雪崩、吹雪など、雪氷圏で起こる現象を再現して実験できる世界最大規模の実験施設。特に、天然に近い結晶型の雪を再現して降らす装置を備えた共用施設としては、世界唯一である。低温実験室内で、気温、降雪、降雨、風速及び日射を制御することにより、冬期の雪氷現象及び雪氷環境を実験室レベルで幅広く再現し、雪氷圏における諸現象や災害メカニズムの解明に利用されている。真夏を含め年間を通して利用が可能なので、現象解明のほか、雪国の生活に直結する電線や標識の素材性能検証など、産業界でも幅広く利用されている。

エ 巨大岩石摩擦試験機

地震の発生メカニズムを理解するため、地震の原因である断層の摩擦すべりを実験室で再現し、詳しく調べるための装置。長さ7.5m、幅0.5mの岩石試料の上に、長さ6m、幅0.5mの岩石試料を積み重ねて上から押しつけ、一方を横から押してすべらせる機構で、それらの力は共に最大1,200tも



(出典：防災科学技術研究所HP資料)



(出典：防災科学技術研究所HP資料)

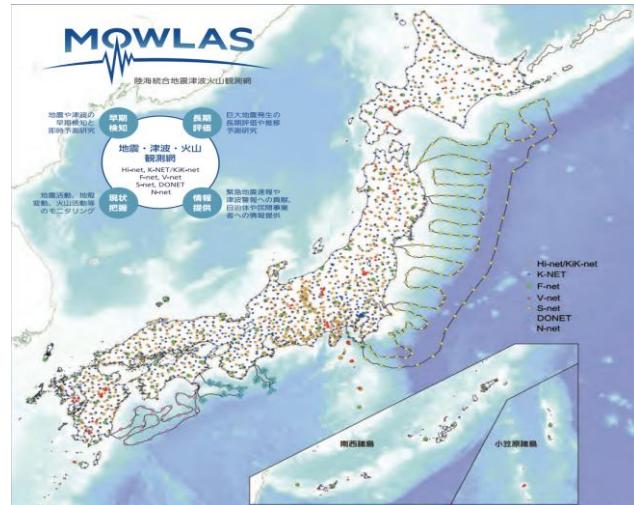


(出典：防災科学技術研究所HP資料)

の重量を持ち上げられるほど強力であり、大きさ、力とともに世界最大級である。現実の断層に近い規模の実験で得られた岩石の摩擦データや、そこから明らかになった摩擦の法則は、コンピューターシミュレーションで利用され、地震の発生予測にも役立てられている。

② 陸海統合地震津波火山観測網 (MOWLAS)

同研究所では、日本全国の陸域・海域に張り巡らされた8つの観測網（H i - n e t / K i K - n e t 、 K - N E T 、 F - n e t 、 V - n e t 、 S - n e t 、 D O N E T 、 N - n e t ）からなる「M O W L A S 」を運用している。計2,200以上の観測点が全国の陸域から海域までを網羅し、リアルタイムでデータを取得する。観測データは、気象庁による緊急地震速報や、地震時に新幹線を緊急停止するシステムにも活用されている。



(出典: 防災科学技術研究所HP資料)

- ・ H i - n e t ／ K i K - n e t : 高感度地震観測網 (H i - n e t) は、微弱な揺れを観測することができ、約800の観測点で構成されている。基盤強震観測網 (K i K - n e t) も併置されている。
 - ・ K - N E T : 全国強震観測網 (K - N E T) は、被害が発生するような強い揺れを観測することができ、1,000以上の観測点で構成されている。阪神・淡路大震災を機に整備された。
 - ・ F - n e t : 広帯域地震観測網 (F - n e t) は、幅広い周期の揺れを観測することができ、全国約70か所に設置されている。
 - ・ V - n e t : 基盤的火山観測網 (V - n e t) は、火山噴火予測の実用化と火山防災を目指し、44火山に整備した観測網である。
 - ・ S - n e t : 日本海溝海底地震津波観測網 (S - n e t) は、太平洋沖の海底に150の観測ユニットを設置し、海底地震や津波を観測している。
 - ・ D O N E T : 地震・津波観測監視システム (D O N E T) は、熊野灘から紀伊半島沖の51地点で海底地震と津波を観測している。
 - ・ N - n e t : 南海トラフ海底地震津波観測網 (N - n e t) は、南海トラフ地震の想定震源域のうち、高知県沖から日向灘にかけての海底36か所に地震計や水圧計で構成された観測装置を設置し、地震・津波の常時観測を行っている。N - n e t は、S - n e t と同様に光海底ケーブルで観測装置を連結し、広範囲の海域をカバーすると同時に、D O N E T のような拡張性も備えたハイブリッド型のシステムである。N - n e t により、当該海域で発生する地震は最大で20秒程度、津波は最大で20分程度、従来より早い直接検知が実現している。

⇒これらの施設・観測網により、同研究所は災害の発生メカニズム解明、予測精度向上、被

害軽減策の開発に取り組んでいる。

(5) 第5期中長期計画の概要

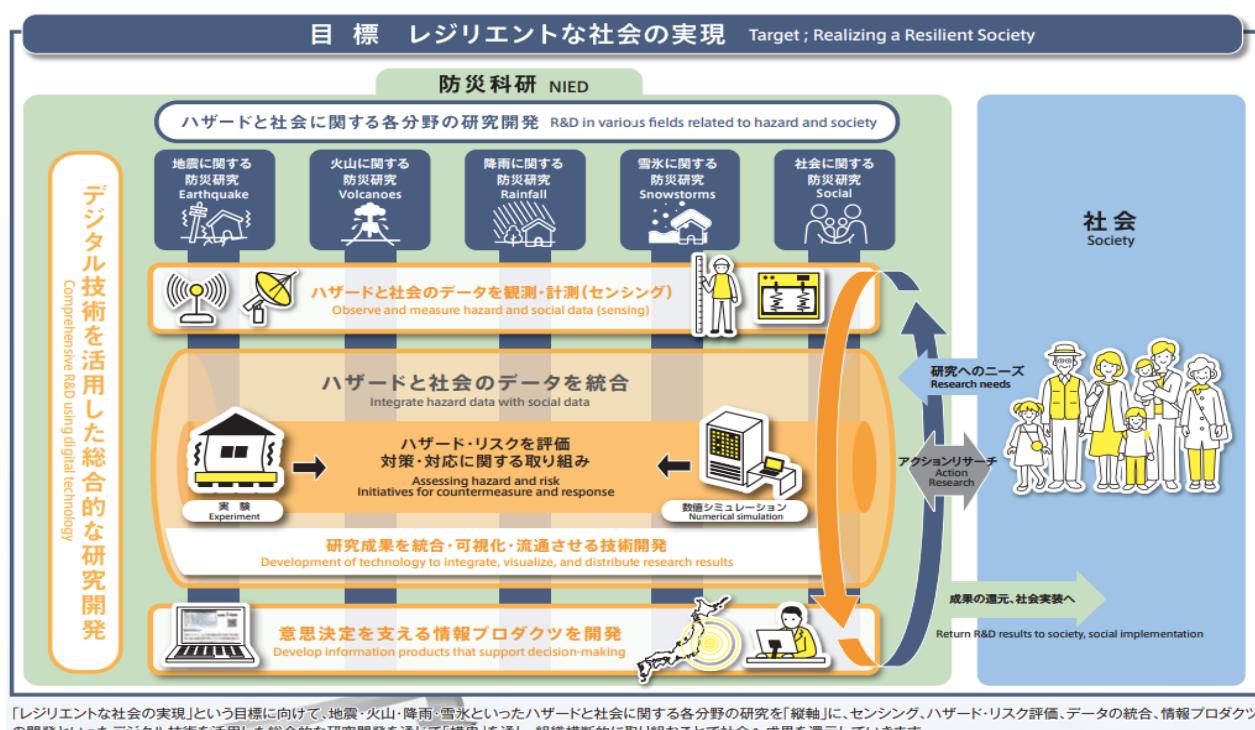
2023年からの7年間における第5期中長期目標・中長期計画では、人文・社会科学と自然科学を融合させた「総合知」の活用と防災分野における「DXの推進」に重点を置きつつ、我が国における防災科学技術に関する中核的研究機関として、地震・津波・火山・気象災害といったあらゆる自然災害を対象とし、基礎研究及び基盤的研究開発から、災害実務現場での知見・経験・ニーズを活用した出口志向の研究開発を推進している。

また、同計画においては、国や自治体、民間企業、研究機関や大学、地域住民など幅広いステークホルダーと同研究所全員の共創をさらに加速させ、共創によって安全安心な社会を実現していく方針として「みんなでつくろう、レジリエントな社会」を掲げている。

【第5期中長期計画期間（2023-2029年度）における取り組みのポイント】

- ① レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進
- ② 知の統合を目指すデジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進
- ③ 知の統合に必要な防災・減災のための基礎研究及び基盤的研究開発の推進

第5期中長期計画期間における取り組みのイメージ



2. 火山防災研究部門／火山研究推進センターの取り組みについて

(1) 火山災害の予測力・予防力・対応力向上に関する研究開発

火山は、観光や温泉などにより恩恵をもたらす一方、時には災害をもたらし、山麓に暮らす住民に長期間不自由な生活を強いいる場合がある。火山災害に対するレジリエントな社会とは、各自が火山災害に関するリスクを知り、火山活動の推移やその脅威に応じて適切な対応を取る

ことで、安全に火山を利用できる社会である。同センターでは、レジリエントな社会を目指して、火山災害の予測力・予防力・対応力向上に関する研究を進めている。

① 火山活動の予測技術開発

火山観測網やリモートセンシング技術、物質科学調査等を活用した噴火のリアルタイム把握技術とシミュレーション技術の連携により、噴火によるハザードの即時予測技術を開発する。さらに火山活動の推移予測の研究を行う。

② レジリエンスの向上のための取り組み

火山ハザードの把握と評価から、社会の曝露度・脆弱性を鑑みたレジリエンス向上のための情報の作成に関する研究開発を行う。

③ J V D Nシステムの活用と連携推進

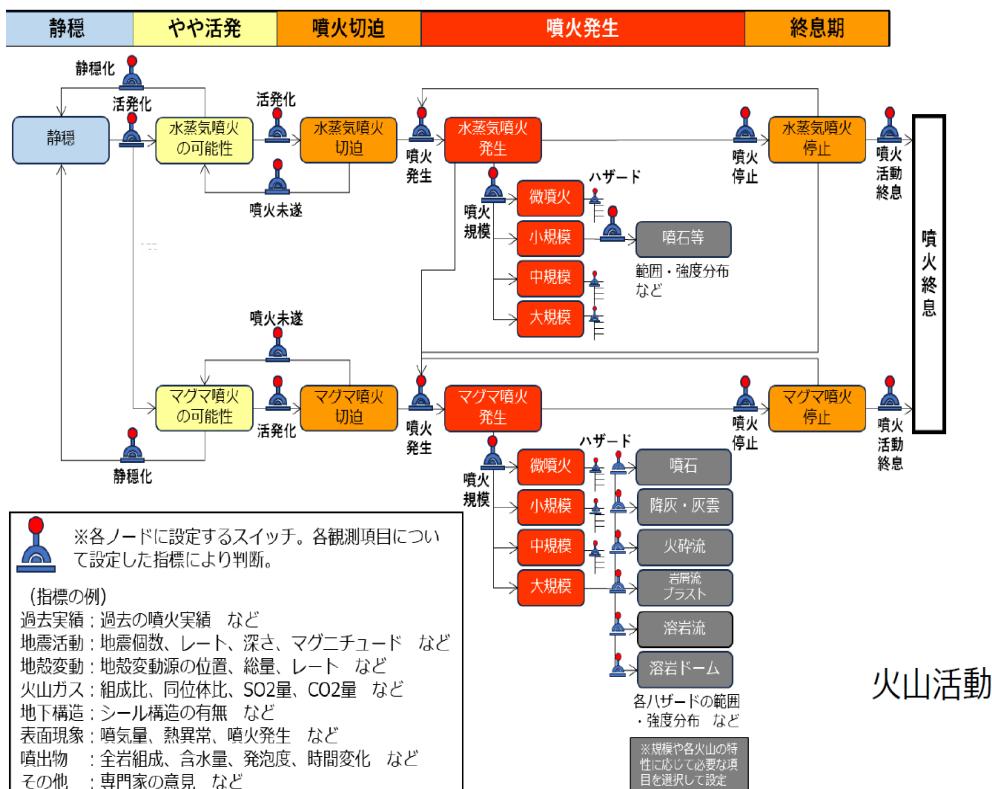
社会のレジリエンス向上に資する情報プロダクトを提供し、J V D Nシステム（火山観測データ一元化共有システム）の利活用を行う。さらに、同システムを活用し、分野や組織を超えた研究体制の強化・充実を図る。

⇒時々刻々変化する火山活動を把握し、火山災害軽減に資する情報を提供する。

(2) 火山災害対応・軽減に資する情報の開発・提供

火山観測網やリモートセンシング技術、物質科学調査等を活用した噴火のリアルタイム把握技術とシミュレーション技術の連携により、噴火によるハザードの即時予測技術を開発する。さらに、火山活動の推移予測の研究を行っており、これらを基にした火山災害対応・軽減に資する情報を開発・提供する。

① 火山活動評価・推移予測のための技術開発

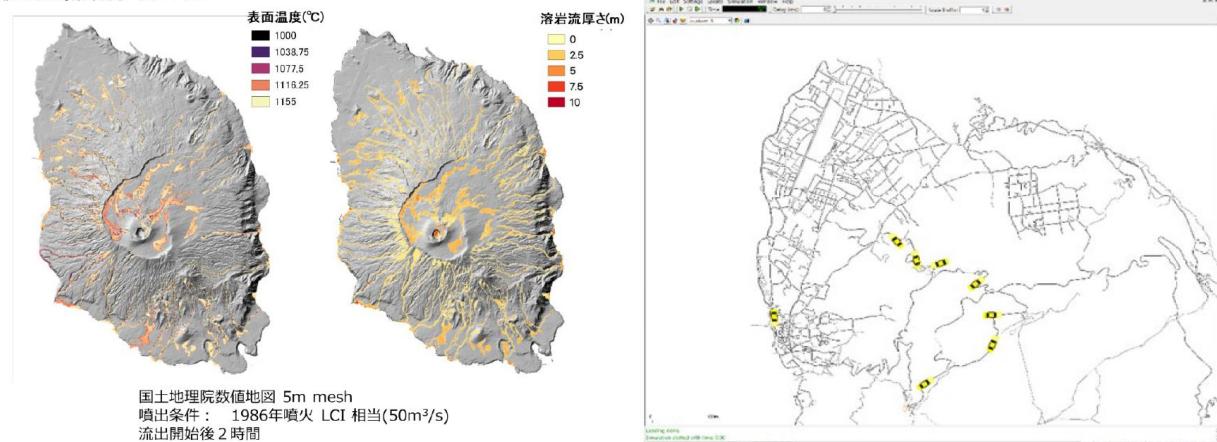


火山活動推移図

(出典：防災科学技術研究所行政調査資料)

② 火山災害対応技術開発

伊豆大島溶岩流ドリルマップ



東京都伊豆大島および三宅島火山現象検討部会
R7年度 ハザードマップの検討に活用

避難シミュレーション（伊豆大島）

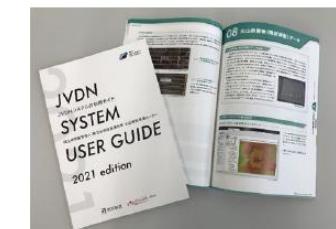
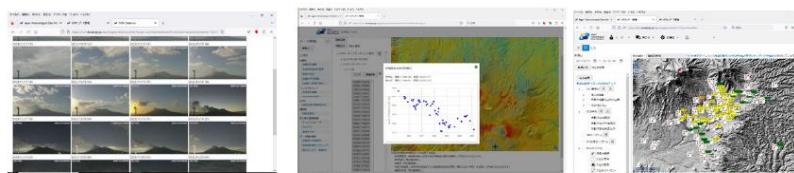
（出典：防災科学技術研究所行政視察資料）

（3）次世代火山研究推進事業（H28～R7）

① 各種観測データの一元化

ア JV DNシステムの開発と運用

- ・合成開口レーダーの解析結果の表示機能の改修
- ・B2-2：火山観測に必要な新たな観測技術の開発（位相シフト光干渉法による多チャネル火山観測方式の検討と開発）のデータの登録と提供
- ・降灰調査データスキーム対応
- ・気象庁データの登録・提供機能追加
- ・プロジェクトアウトプットに向けた状態遷移図普及



（出典：防災科学技術研究所行政視察資料）

（出典：防災科学技術研究所行政視察資料）

② リモートセンシングを活用した火山観測技術の開発

ア 火山観測用可搬型レーダー干渉計の開発

- ・地上設置・車載・台車・手動の各方式により効率的に火山周辺における地殻変動を面的に検出するレーダーセンサーを開発

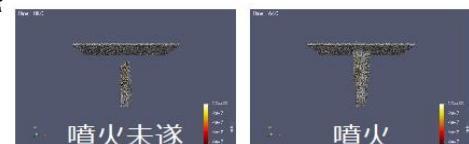
イ SPIC（小型温度ガス可視化カメラ）の開発～試験観測

- ・面的・連続的に火山ガス濃度・温度分布を把握する技術を開発

③ シミュレーションによる噴火ハザード予測手法の開発

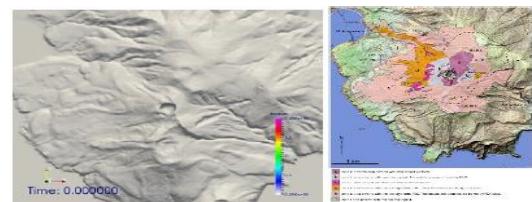
ア 地下におけるマグマ移動シミュレーション

- ・火道流モデルの開発
- ・噴火・噴火未遂分岐判断の指標作成



（出典：防災科学技術研究所行政視察資料）

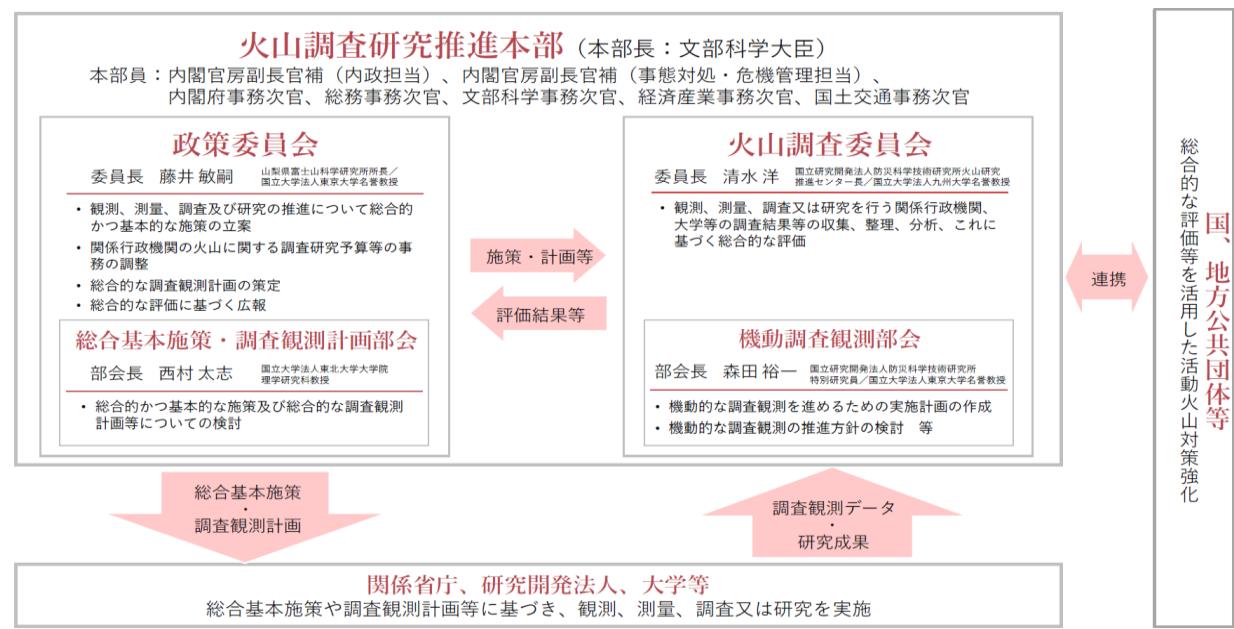
- ・想定岩脈貫入による地殻変動期待値評価
- イ 噴火ハザードシミュレーション技術開発
 - ・新火碎流モデルの開発
 - ・新溶岩流モデルの開発
 - ・計算結果（ドリルマップ）のデータベース化
- ④ 火山災害対策のための情報ツールの開発
 - ア 降灰被害予測コンテンツ試作版の高度化
 - ・降灰の建物の影響評価
 - ・建物屋根の安全性評価
 - ・降灰に対する病院の機能評価
 - イ 避難・救助支援コンテンツ試作版の高度化
 - ・御嶽山チャレンジにより登山者動態データ取得と解析



（出典：防災科学技術研究所行政視察資料）

（4）火山調査研究推進本部関連事業

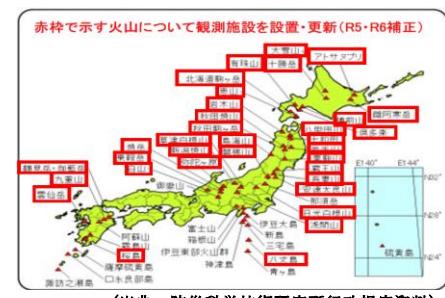
火山調査研究推進本部（火山本部）は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進することにより、活動火山対策の強化に資することを目的として、火山に関する調査研究の推進を所掌とする文部科学省に設置され、司令塔として火山調査研究を一元的に推進している。



（5）基盤的火山観測網（V-n e t）の整備

火山本部政策委員会が決定した「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」（51火山※）

※活火山について、火山防災対策の充実を図るため、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会



（出典：防災科学技術研究所行政視察資料）

的影響を踏まえ選定された火山。44火山89観測点（R7年10月現在）



(6) JVDNシステムの活用

我が国ではこれまで、大学や研究機関、行政機関がそれぞれの役割に応じて火山観測を行い、観測データの流通及び共有を進め、互いに連携して火山研究の推進や火山防災に貢献してきた。JVDNシステムは、その連携を強化し、さらに火山研究を発展させ、火山防災に貢献しようとする仕組みである。同システムには、同研究所をはじめ、各大学、気象庁、産業技術総合研究所、国土地理院などの主要な関係機関が参加しており、各機関の各種観測データがデータベースに保存され、可視化ツールを通じて共有されることによって、多分野連携による共同研究を促進している。さらに、研究コミュニティーと防災機関の連携により、火山防災に貢献しているほか、国際標準のWOVODatデータベースに対応することで、海外の研究機関との連携も促進している。データベースは、各機関が持つデータベースのインデックスとしても機能し、ユーザーに生データのアクセスを提供している。同システムは、文部科学省の次世代火山研究推進事業の課題A「各種観測データの一元化」で開発された。2024年度に火山本部に移管され、一元的に調査研究を進めるためのプラットフォームとして、引き続き開発・運用が行われている。

（出典：防災科学技術研究所行政視察資料）

3. 文部科学省における火山人材育成（研究人材・実務人材）の取り組みについて

(1) 即戦力となる火山人材育成プログラム（R 6～）

①火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会の提供、②関連分野の研究者等の火山研究への参画を推進、③火山実務者への火山の専門知識・技能の取得支援の機会を提供するなどのプログラムを開始。

採択機関	事業名	事業概要
東北大学大学院理学研究科	即戦力となる火山人材育成プログラム	我が国における火山研究や火山に関する業務に携わる者の即戦力としての育成及び継続的な確保を推進する。また、将来的に、火山関連業務に従事する高度な専門性を有する人材を育成することを目的とする。
山梨大学大学院総合研究部附属 地域防災・マネジメント研究センター	研究者・実務者を対象とした火山スペシャリスト養成研修	火山災害に対応可能な実務者人材・研究者の育成を促進するために、オンデマンド及びオンライン講義、火山標準テキストを軸に目的別の3つのコースを設定し、各コースに応じた人材育成を行う。

(2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（H 28～）

- 「次世代火山研究推進事業」では、「観測・予測・対策」の一体的な火山調査研究を実施。得られた各種観測データや研究成果は、火山本部で行われる火山活動の評価や、関係行政機関における防災業務等で活用。開発されたJVDNシステムは、火山本部でも活用している。
- 「火山研究人材育成コンソーシアム構築事業」で、分野横断的な知識と技能を有する火山研究者・火山専門人材を育成。修了生は大学・研究機関等のみならず、関係省庁、自治体等にも多数就職している。

【次世代火山研究者育成プログラム受講生】

(出典：防災科学技術研究所行政視察資料)

- 令和6年度までに190名の受講生（主に修士課程の学生）を受け入れた。



火山学セミナー



フィールド実習



火山研究特別研修 (EOS)

(出典：防災科学技術研究所行政視察資料)

就職先	大学	防災科学技術研究所等	気象庁	国土地理院	文部科学省	国の機関	地方自治体	教員	民間 ～ 防災・ 地球科学	民間 ～ 材料・ 情報他	合計
就職者数	15	3	21	3	2	4	7	2	26	28	111

<プログラム修了生の就職先>

都市整備対策特別委員会行政調査報告から

【宇都宮市】

宇都宮駅周辺整備について

1. 宇都宮市が目指すまちづくり

宇都宮市では、社会環境が急速に変化する中にあっても、時代潮流の変化を的確に捉えながら多様化・複雑化する課題に対応し「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパスマートシティ』」の実現を目指しており、その実現に向けた持続可能なまちづくりの基盤として、これまでの都市の成り立ちや現状を十分に踏まえ、市全体やそれぞれの地域のさらなる発展を目指す「ネットワーク型コンパクトシティ（※）」を将来の都市構造としている。

また、「交通ネットワークが整備された利便性の高い都市」など5つの柱を基本に、市内の各地域を日常生活や産業活動などの都市の核となる場所として拠点化するとともに、鉄道などの都市の骨格となる交通から日常生活の身近な移動を支えるバスや地域内の交通まで、行き先や移動の目的・需要に応じた交通のネットワークを構築し、拠点同士の連携強化やそれぞれの拠点の機能をお互いに補い合ったりするネットワーク化により、誰もが快適に暮らすことができ、魅力と活気あふれるまちづくりを目指している。

駅東口地区は、ネットワーク型コンパクトシティの中核となる「都市拠点」として、都市文化の創造と発信としての拠点や高次な都市機能を備える商業・業務地としての形成が求められるとともに、駅西口周辺地区についても、「都市拠点」として市全体の活力を牽引する高次の商業・業務機能などの都市機能を高度に集積することとしている。

※ネットワーク型コンパクトシティ

中心市街地や駅周辺、産業や観光に魅力がある地域などを拠点として集約（コンパクト化）し、それらを利便性の高い公共交通などで連携（ネットワーク化）した都市のこと。

2. JR宇都宮駅東口整備事業

(1) 整備事業実施までの流れ

年次	取組経過
平成元年度～	県都の玄関口として「新都市拠点の形成」を目指すため、交通結節機能の強化・新たな高次都市機能の導入により、駅東口の市有地及び鉄道施設跡地の大規模な未利用地の有効活用を図る。 ※国鉄清算事業団から宇都宮市が約3ヘクタールの土地を取得
15年度	民間企業の有する企画力・資金力などを生かした事業推進に向け、事業パートナーとなる最優先交渉者を決定。
17～20年度	将来像の実現に向けて、土地区画整理事業による基盤整備、大街区化（中央街区・南街区）や交通結節機能を整備。 ※宇都宮駅東口土地区画整理事業 約7.3ヘクタール

	区画整理前	区画整理後
(出典：宇都宮市行政視察資料)		
21年度	社会経済環境の激変により最優先交渉者が辞退。 以降、有識者や地元経済界、公募市民等で構成する「宇都宮駅東口地区整備推進懇談会」を設置し、早期の地区整備に向けて議論を重ねる。	
25年度	中央・南街区を活用するため、「対話型市場調査」により実現可能な事業プランを求める地区整備の実現性を検証。	
29年度～	宇都宮駅東口地区整備方針を策定し (H30.1)、それに基づき宇都宮駅東口地区整備事業を実施。	

(2) 整備に当たって

① 整備方針等

「うつのみやの未来を拓く新たな魅力の創造・交流と賑わいの拠点」をコンセプトに、以下を基本方針として、整備を進めることとした。

- ・「人・もの・情報」などの交流と賑わいの創出
- ・多様で高次な都市機能の導入による地域経済の活性化や都市の魅力向上
- ・県都玄関口の顔となる新たな都市拠点の形成
- ・鉄道駅やライトラインとの連続性、ライトラインとの一体感の醸成

② 提案募集

民間企業の有する企画力・資金力などを生かし、公共と民間が適切な役割分担のもと安心で快適なまちづくりを行うこととし、募集要綱に以下の特徴を盛り込んだ。

ア 事業スキーム

将来にわたり市がまちづくりに関与するため、事業用定期借地権を設定（一部除く）

イ 配慮事項

- ・周辺街区と連携した地区整備を行い、LRTと一体性を確保すること
- ・エリアマネジメントを行うこと

ウ 施設整備

- ・公共施設として、2千人規模の学会や展示会等の大規模な催事に対応するコンベンション施設のほか、コンベンション施設と連携したイベント開催やLRTとの連続性を確保する交流広場の整備
- ・民間施設として、コンベンション施設との連携を可能とする質の高いサービスを提供する商業や宿泊施設のほか、多様な市民ニーズへの対応やコンベンション施設との相乗効果を発揮できる医療施設などの整備

(3) 整備概要

野村不動産（株）を代表企業とする全17社からなる「うつのみやシンフォニー」が事業を行い、階層性のある交流広場を中心に、鉄道駅やLRTなどからアクセスしやすく、一体感の醸成・相乗効果が期待できる整備がなされた。

駅東口地区整備によって施設が整備され、令和4年11月に駅東口地区まちびらきが行われた。また、5年8月にはライトラインが開業した。



[駅東口地区に整備された主な施設]

① 複合施設棟①（ウツノミヤテラス）

延床面積37,795m²、14階建ての施設で、1～6階には商業施設、5～14階にはホテル（カンデオホテルズ）が入っているほか、別棟5階建ての自走式駐車場は480台を収容することができる。

② ライトキューブ宇都宮（交流拠点施設）

JR宇都宮駅からメインエントランスまで直結で徒歩約2分のアクセス性を誇るほか、2千人を収容することができる平土間の大ホールを整備するとともに、小規模な会議室から全館を貸し切った大規模な学会など、多様な規模、用途で活用することができる。また、隣接する広場との一体的な利用が可能なほか、全館機械換気が可能な空調システムの導入などにより新しい生活様式への対応がなされている。

また、大ホールを有する1階のトイレは、可動間仕切壁で男女比を変化させることができる。（男：常時22→最小13、最大30 女：常時25→最小17、最大34）



③ 宮みらいライトヒル（交流広場）

総面積 6,007 m²（1階 1,769 m²、2階 1,781 m²、3階 2,457 m²）で、3層で構成する立体的な広場であり、各階にベンチや樹木などを配置し、緑豊かで利用者に憩いと潤いを提供している。また、交流拠点施設であるライトキューブ宇都宮と連続性を持たせ、屋内外を一体的に活用したイベントを開催することができる。



（出典：宇都宮市行政視察資料）



（出典：宇都宮市行政視察資料）



（出典：宇都宮市行政視察資料）

④ 駅東口第2自転車駐車場

地上3階の自転車駐車場で、自動二輪車200台、自転車2,311台を駐車することができる。

⑤ シンフォニー病院（宇都宮脳脊髄センター シンフォニー病院）

100床の病床を有し、脳神経外科、脳神経内科、循環器内科、整形外科などを診療科目とする。

（4）管理状況（エリアマネジメント）

令和4年6月に、整備事業を担ったうつのみやシンフォニーにおいて、「『宮みらい地区』連絡協議会」を設立し、利用ニーズやまちの使われ方などを踏まえながら、組織や取り組みを充実させていくこととしている。

① 目的

宇都宮駅東口地区における良好な環境を維持・保全すること、及び各施設の利用促進を図り、同地区のにぎわい・振興を図る。

② 構成

野村不動産（株）（幹事企業）、住友商事（株）、JA三井リース（株）、医療社団法人脳神経脊髄外科サービス、（株）五光（指定管理者）

③ 活動内容

- ・同地区における町並み環境の保全整備、景観維持に関する情報共有及び連携
- ・非常時の防災拠点連携及び防災対策に関する活動
- ・まちのにぎわい形成に関する活動



防災訓練



応急救護訓練

（出典：宇都宮市行政視察資料）

(5) 事業の効果

以下のような実績が見られており、多くの人が行き交う、にぎわいと交流の中心となる都市拠点が形成され、地域経済の活性化に貢献している。

① ライトキューブ宇都宮（4年11月30日～7年3月31日のホールや会議室の利用状況）

- ・利用件数 約4,100件
- ・利用人数 約69万人
- ・稼働率 6年度：約75%、5年度：約60%

② 東西自由通路の通行量（平日10時～19時）

約25%増（整備事業前 元年7月：14,143人/日 → 5年3月：17,683人/日）

※7年6月に想定より5カ月早く、ライトライン利用者が900万人を突破した

③ 投資額

- ・区画整理事業 約19億円（平成17年度～21年度）
- ・民間施設 約290億円（商業施設・病院・分譲マンションの建設費）
- ・公共施設 約107億円（ライトキューブ宇都宮や駐輪場の買取り、宮みらいライトヒルの整備費）

3. JR宇都宮駅西口周辺地区整備事業

(1) 現状と課題

	現状	将来の整備に向けた課題
空間	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の老朽化 ・大規模な低未利用地 ・再開発事業等の促進 ・居心地のよい滞留空間の不足 ・ゆとりある歩行者空間の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅東側から西側、さらには中心市街地へと人々をいざなうため、官民一体となった土地利用の検討及びゆとりある歩行者空間やにぎわい空間の創出 ・低未利用地の有効活用や高度利用による地区の活力と魅力向上 ・老朽建築物の更新など、良好な生活環境の創出
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車・歩行者動線の錯綜 ・バス待ち列や乗降場への動線 ・交通結節機能の強化 ・交通分野におけるデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトライン導入を見据えた自動車動線・歩行者動線を整理するとともに、誰もが安心・安全に移動できる乗換環境の整備（より一層の乗継利便性の向上と安全安心な歩行者動線の確保） ・交通環境の変化に合わせた可変性のある空間づくり
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源とのつながりの不足 ・統一感に欠けた景観 ・緑を感じられる空間の不足 ・駅西側LRT整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・田川や大谷石など宇都宮の地域資源を生かした統一感のある景観形成への取組 ・宇都宮のシンボルであるライトラインと沿線景観などの調和が取れた町並みの形成
社会状況	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化するニーズへの対応 ・脱炭素社会の構築 ・自然災害に強くしなやかな環境形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化やサインデザインの工夫等による多様化するニーズへの対応や将来的な変化などに柔軟に対応できるまちづくり ・ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりの推進 ・防災の視点を考慮した安全安心な環境の形成

(2) JR宇都宮駅西口周辺地区の整備方針等

① 将来像（案）

県都の玄関口にふさわしい風格とぎわい溢れる「交通」と「まち・水・緑」が調和した人を中心の居心地の良い空間。

② 整備方針

空間	<ul style="list-style-type: none"> 駅・駅前広場・周辺街区が一体となつた人を中心のウォーカブルな空間を形成 市民や来街者にとって居心地のよい、憩いや交流の場所となる空間形成 にぎわいと魅力向上につながる都市機能の導入と効果的な配置 	<ul style="list-style-type: none"> 人を中心のウォーカブルな空間を官民が連携してつくりあげる 駅前に広場空間を確保 駅前にふさわしい機能を官民が連携して導入
	<ul style="list-style-type: none"> 誰にとってもスムーズな乗継利便性の高い交通空間の形成 	
	<ul style="list-style-type: none"> 回遊性が高く、安全・安心・快適な歩行空間の形成 デジタル技術の積極的な活用と需用の変化に応じた柔軟な対応 	
交通	<ul style="list-style-type: none"> 誰にとってもスムーズな乗継利便性の高い交通空間の形成 回遊性が高く、安全・安心・快適な歩行空間の形成 デジタル技術の積極的な活用と需用の変化に応じた柔軟な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節機能強化と過度な自動車流入の抑制 歩行者が車を気にせず、また、乗換の際は雨を避けて歩行できる空間 将来の需要変化などに対応できるような可変的な空間配置を考慮
	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑が感じられる駅前にふさわしい景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 駅前に近接する田川を生かした潤いや安らぎを感じられる景観
	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮の文化を感じられる景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 大谷石など地場産材の活用や、ライライと沿線の町並みとの調和
景観	<ul style="list-style-type: none"> 魅力を感じられる景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 歩いていて楽しいと感じられるような魅力的な景観
	<ul style="list-style-type: none"> 誰一人取り残さないインクルーシブなまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 誰にとっても居心地の良い空間とするため、バリアフリーとユニバーサルデザインへの取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会の実現に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの効率的な活用や、創エネ化への取り組み
社会状況	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害に強くしなやかな環境形成 	<ul style="list-style-type: none"> 地震や豪雨、猛暑など自然災害への備え
	<ul style="list-style-type: none"> 空間の質を担保する仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 空間の質を維持・向上させていくためのエリアマネジメント等の取り組み

(3) JR宇都宮駅西口周辺地区の土地利用方針

① 駅前広場

- ・各交通モードの利用者が行き交う新たな駅前の顔となる空間
- ・市民や来訪者（公共交通利用者）の利便性向上につながる機能を配置
- ・乗り継ぎの合間に休憩・飲食できるような機能を配置
(導入機能：交流広場、交通利便機能)

② 中央地区

- ・立地適正化計画に基づく都市機能など、さまざまなニーズに対応できる複合的な機能を誘導（導入機能：商業、医療・健康、教育・文化、業務、宿泊、子育て支援、多世代交流など）

③ 南地区

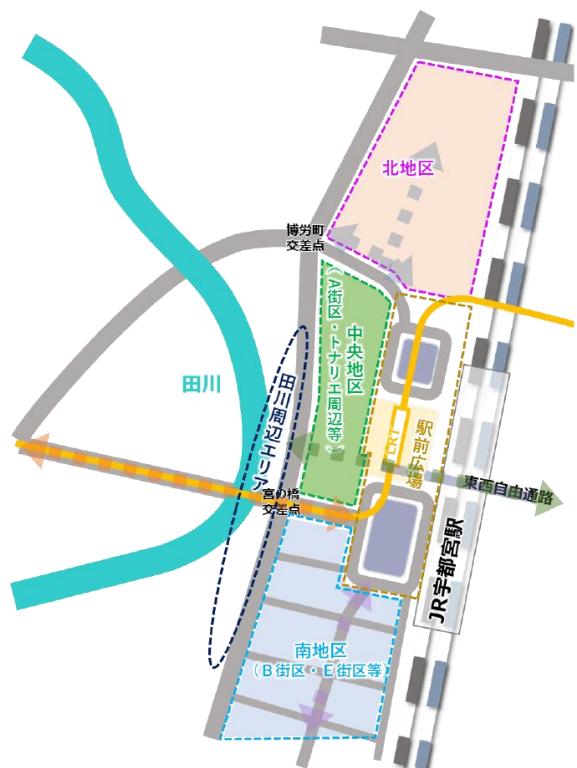
- ・公共交通の強みを生かした居住機能
- ・企業活動やMICE誘致、観光など来訪者の多様なニーズに応えられる機能
(導入機能：居住、宿泊、商業、業務など)

④ 北地区

- ・人の流れを誘発し、にぎわいの創出につながる機能
- ・生活に潤いをもたらす文化・芸術に触れることができる機能
(導入機能：商業、医療・健康、教育・文化、業務、居住、宿泊、集約駐車場など)

⑤ 田川周辺エリア

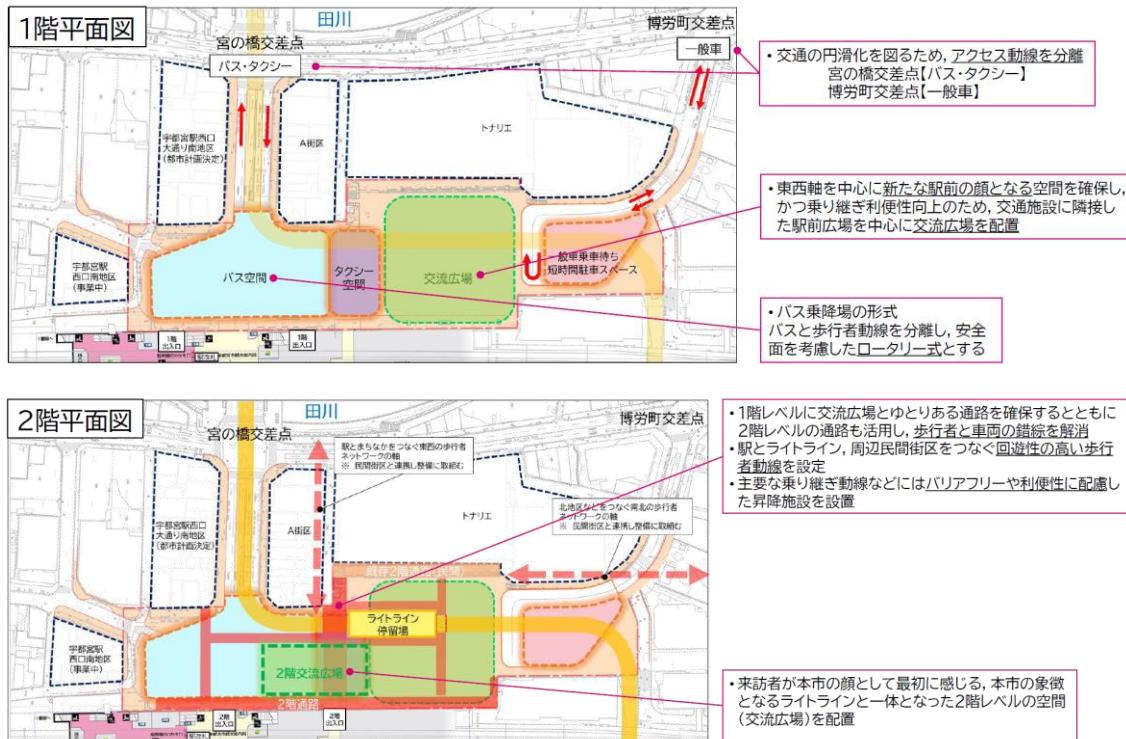
- ・公共交通の強みを生かした居住機能
- ・田川を生かした回遊性やにぎわいを高める機能
(導入機能：居住、宿泊、商業など)



(出典：宇都宮市行政視察資料)

(4) JR宇都宮駅西口前広場の整備方針

[駅前広場の平面図 (LRT開業時)]



(出典：宇都宮市行政視察資料)

- 駅前広場への過度な自動車の流入抑制や歩行者と自動車の錯綜を解消していくことを基本に、限られた駅前空間を活用した各交通モードの特性を踏まえた効率的な交通施設の配置や駅前へのアクセス動線を設定するとともに、1階と2階レベルにおける階層性のある歩行空間や広場を配置する。
- 一般車による鉄道利用者等の送迎については、駅前広場内に降車場を確保するとともに、乗車待ちの需要に対応する短時間待機スペースを整備し、路上における駐停車が発生しない円滑な交通を確保する。また、鉄道利用や都心部への買物などの長時間利用の駐車場や駅周辺の商業施設の附置義務駐車場の一部については、周辺エリアに集約配置する。
- 1階の歩行者動線は、鉄道（駅舎）、バス、タクシー、一般車など1階にある交通空間をつなぎ、乗継利便性の高い歩行者動線を確保する。また、1階の駅前広場と周辺民間街区をつなぐことで人々の回遊性とにぎわいを生む歩行者動線を確保する。
- 2階にある交通空間（鉄道改札、ライライン停留場）をつなぐため、2階レベルに必要な歩行者動線を確保する。なお、2階レベル動線の端部には、利便性向上のため、官民で昇降施設を設置する。

【新潟市】

新潟西港万代島地区のにぎわい創出について

1. 新潟港について

新潟港は、明治元年 11 月 19 日に開港した歴史ある国際貿易港で、昭和 42 年には日本海側初の特定重要港湾（現在の国際拠点港湾）に指定され、平成 7 年には日本海側唯一の中核国際港湾に、そして 23 年には日本海側の総合的拠点港に位置づけられるなど、日本海側を代表する港として発展してきた。

新潟港は西港区と東港区の 2 つに分かれており、開港以来 150 年以上の歴史を持つ西港区は、日本一の大河信濃川の河口に位置し、佐渡や北海道へのカーフェリーや国内外の旅客船が発着する、新潟の玄関口として機能している。また、新潟市の中心市街地に隣接しており、新潟駅や新潟空港とのアクセスも良好である。15 年に国際コンベンション施設が、22 年に市民市場が開業するなど、国際交流拠点新潟を世界へアピールしている。

一方、昭和 44 年に東港工業地帯の核として開港した東港区は、昭和 55 年に外貿コンテナ航路が開設されて以来、コンテナ貨物量の順調な伸びとともにターミナル機能の強化を図り、国際物流港湾として着実に実績を重ねてきた。また、日本海側最大の LNG 取扱量を有するエネルギー港湾として、国民生活や産業を根底から支えているほか、近年は、中国や韓国など対岸諸国や東南アジア諸国の経済発展などを背景に取扱量が増加しており、日本海側における中心的な国際物流拠点としてますますその存在感を強めている。

＜新潟港（西港区・東港区）の位置＞



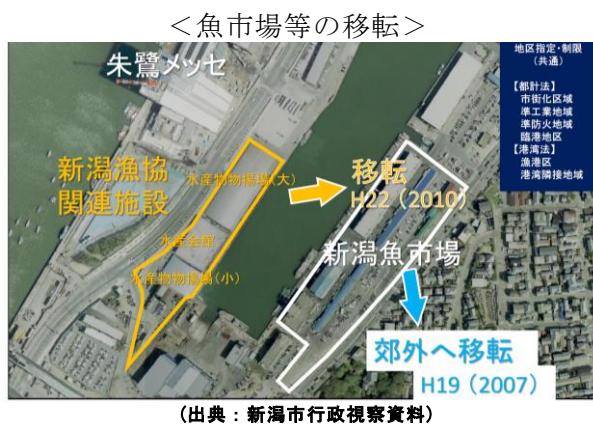
（出典：新潟市行政視察資料）

2. 万代島にぎわい空間創造事業

(1) 事業概要

万代島地区は、信濃川河口部の新潟港西港区に位置し、佐渡汽船や漁港区を含む港の交流・にぎわいの中心であるとともに、市の都心部である万代・古町地区に近接した優れた立地特性を有している。平成4年に、県が万代島を国際交流拠点とする整備方針を決定し、15年には複合一体型コンベンション施設「朱鷺メッセ」がオープンするなど、新潟市のみならず新潟県の交流・地域発展の中核を担う地区として充実が図られてきた。

なお、万代島にぎわい空間創造事業の実施に当たっては、土地所有者及び港湾管理者は県であるが、市のまちづくりと密接に関係するため、市主導で事業化を行った。



(2) 第1期整備（市民市場「ピアBanda」）

① 概要

平成19年に郊外へ移転した新潟魚市場跡地を活用し、地場産の水産物などの販売をメインとした施設である市民市場を民設民営で設置することで、民間活力によりにぎわい空間を創造したもの。

整備に当たっては、市が県有地を有償で借り受け、その土地を民間へほぼ同額で貸与する手法を取っており、具体的には、市と県の間で県有財産有償貸付契約を締結し、市が県に対して約9,500m²の土地について年間1,200万円程度の土地使用料を支払っているほか、土地

の使用目的はにぎわい創出に資するものに限られるとともに、原状回復を条件としている。

このようにして整備され、運営されてきたピアB a n d a i では、日本海で水揚げされた鮮魚や地場の野菜、県産肉の販売を行うほか、地酒などを販売する店舗やすしなどの飲食店も出店しており、新潟の食を楽しむことができる。現在、年間入込客数が100万人を超える新潟屈指の観光地となっている。

② 経緯

年 度	内 容
平成 18 年度	・万代島にぎわい空間創造検討委員会が、新潟魚市場跡地に、港を生かした市民市場の導入を提案
19 年度	・新潟魚市場が郊外へ移転 ・市民市場開設に向け、関係機関等と協議
20 年度	・事業者を募集したものの応募者なし <事業者からの意見> ・提示の借地期間5年間では採算面で出店は難しく、雇用の確保も難しい ・トイレや駐車場などの共用部分は市が整備し管理すべき
21 年度	・貸付期間の延長について県と調整し、5年から10年に延長 ・事業者の再募集を行い、地元企業2社からの応募あり ・事業者選定委員会において、「万代にぎわい創造株式会社」に決定
22 年度	・7月 ピアB a n d a i 建築工事開始 ※基盤整備（舗装工、トイレ建築工等）は市施工 ・10月 グランドオープン
30 年度	・万代島にぎわい空間創造検討委員会から市へ「既存事業者が事業を継続することが妥当」との意見書が提出され、既存事業者を再契約事業予定者に決定
令和 2 年度	・万代にぎわい創造株式会社と契約締結（2期目 10年間） ・リニューアルオープン（ロゴマークのリニューアル、新規顧客獲得に向けたS N Sの強化）

(3) 第2期整備（万代多目的広場）

① 概要

平成22年10月に新潟漁業協同組合が対岸に移転したことから、その跡地の利活用方法の検討が進められた。同跡地には、水産物荷捌施設として使用されていた、大きなかまぼこ型の屋根が特徴の建物が残っていたほか、周辺に朱鷺メッセや佐渡汽船ターミナル、第1期事業で開設した市民市場があり、優れた立地と景観を有していた。

万代島跡地利用検討ワーキングの提言等を受け、誰もが港の景観に触れ、憩うことができる多目的広場として整備することを基本方針に取り組みが進められた結果、旧水産物荷捌施設の建物を生かした屋内広場と、新たに整備された屋外広場（総事業費約8億円）で構成される「万代島多目的広場」が港の新たな交流拠点として完成した。

同広場は、屋外広場と屋内広場が隣接していることから、屋外を駐車場、屋内をイベント会場として利用できたり、かつての水産物荷捌施設を利用しており、屋内広場は海に向かっ

て若干の傾斜があることから、イベント実施後に水を使って容易に清掃ができるなど、多様なイベントでの活用が期待されている。



② 経緯等

年 度	内 容
平成 22 年度	・新潟漁業協同組合が対岸に移転
24 年度	・万代島跡地利用検討ワーキングから、以下の提言がなされる。 目指す姿：人・街とみなとをつなぐにぎわい空間の形成 構成要件：①全ての人に開かれた、みなとの景観と歴史に触れる場 ②誰もが自由に使える・アイデアを実現できる場 コンセプト：みなと自由空間（多目的広場） ※跡地全体を多目的広場として開放 ※既存建物を利用（開港 150 周年に向けた港の歴史継承）
28 年度	・具体的な設計を行いつつ、社会実験としてイベントを実施し、利活用に向けて検証を進める。
29 年度	・整備着手（かつて水産物荷捌施設として使用された建物を、特徴的な大きなかまぼこ型の屋根を生かしたまま改修し、屋内広場を整備するとともに、新たに屋外広場を整備）
30 年度	・万代島多目的広場の供用開始

③ 指定管理者制度の導入

万代島多目的広場は、効果的・効率的な管理や利用料金制の導入、自主事業等による平日及び冬季の活性化を目的として、令和 3 年度から市直営管理から指定管理者制度を導入しており、管理費の減や利用者数の増などの効果が見られている。

・管理費 令和 2 年度：管理費決算 29,852 千円（使用料歳入 3,483 千円）

3 年度：管理費予算 20,645 千円

※管理費には港湾施設用地使用料含む

・利用者数 平成 30 年度：138,359 人（うち専用利用 130,223 人）

令和元年度：95,303 人（うち専用利用 80,199 人）

2 年度：34,862 人（うち専用利用 11,244 人）

3 年度：56,709 人（うち専用利用 36,673 人）

4 年度：84,218 人（うち専用利用 61,057 人）

5 年度：112,652 人（うち専用利用 83,119 人）

6 年度：145,890 人（うち専用利用 110,470 人）

※平成 30 年度は水と土の芸術祭 2018 来場者等を含む

3. 万代テラス

万代島地区の港湾緑地の一部である万代テラスについて、令和 7 年 8 月に、新潟県が港湾環境整備計画を認定した。市街化調整区域であり用途に制限があることや、短期では投資ができないことから、港湾環境整備計画制度（みなと緑地 P P P）を利用したもの。

港湾環境整備計画制度（みなと緑地 P P P）とは、4 年 12 月の港湾法改正において新設された制度で、港湾緑地において民間事業者が収益施設を整備し、その収益を緑地の維持管理に還元することを条件に、行政財産の長期貸付を可能とする制度であり、万代テラスにおける認定は、神戸市、大阪市に続き全国で 3 例目である。

(1) 港湾環境整備計画制度によって認定を受ける者

株式会社ピーエイ（本店所在地：福島県双葉郡檜葉町）

(2) 認定する区域

・新潟市中央区万代 3 丁目 2526 番地 22（地番の全部）

・新潟市中央区万代 3 丁目 2526 番 6（地番の一部）

・面積：全体 7,560.23 m² うち事業対象 5,381.23 m²

(3) 認定する期間

令和 7 年 8 月 15 日～37 年 3 月 31 日

(4) 事業計画

株式会社ピーエイが万代テラスを約 30 年間借り受け、にぎわい施設（バーベキュー施設、サ

ウナ施設、テナント施設、周遊船・遊漁船ポート等)を新たに設置・運営するとともに、各種イベント等を開催し、日常的なにぎわいを創出する。また、花壇やベンチなどの休憩スペース等の整備を行うとともに、緑地の維持管理等を行う。

(5) 市の関わり

- ・都市計画の変更（区域区分、臨港地区など）
- ・県が募集をかける前段での、事業者募集要項への市意見の反映の申入れ

4. 万代島地区将来ビジョン

(1) 概要

万代島地区のさらなるにぎわい創出と活性化に向けて、平成31年3月に、新潟県、新潟市及び官民で構成される新潟西港・水辺まちづくり協議会で同ビジョンを策定した。

同ビジョンでは、「人々が集い、にぎわいと新しい価値を創造する“万代島”」をコンセプトに、「アクセス機能の強化」、「みなと景観づくり」、「にぎわい空間と憩い空間づくり」、「情報発信と人の誘導」の視点で、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）において目指すべき姿を示している。

(2) 課題と今後の展望

策定から5年を経過した令和6年度に、これまでの取り組みと今後の方向性として振り返りを実施した。

＜短期（5年）において目指すべき姿と主な取組＞

<p>アクセス機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①朱鷺メッセ・大かま～市民市場のアクセス性の向上 <ul style="list-style-type: none"> (案1) 浮桟橋等（船用）の整備と水上バスの活用（渡し舟） (案2) 小型低速電気バスの導入 (案3) 入り江を跨ぐ歩道橋整備 (案4) 歩車分離（歩道と自転車走行空間の整備） （他）地区内におけるレンタサイクルの拡充 ②駅から万代島地区へのアクセス改善 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車走行空間整備（花園ルート） ・駅から万代島地区までのレンタサイクルの拡充 ③周辺拠点とのアクセス改善 <ul style="list-style-type: none"> ・信濃川左岸（入船地区・古町地区）、右岸（万代地区・沼垂地区）との回遊ルートの構築（ルートの改善や水上バスの延伸、レンタサイクルの拡充等） ④万代島地区の渋滞対策 <ul style="list-style-type: none"> ・交差点での渋滞解消（朱鷺メッセ側歩道に屋根を設置し歩行者を誘導） 	<ul style="list-style-type: none"> ・低速電動バスの実証運行〔R2〕 ・みなと循環線バスを万代島エリアに延伸〔R3～4〕 ・新潟2kmシェアサイクル開始〔R4～〕
<p>景観なづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県民・市民や来訪者を惹きつける景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・周辺でのライトアップと連携し、萬代橋から万代島まで続く光のイルミネーション等の演出 ・マリーナ機能の移転（入り江内へ） ・みなと周辺の景観の規制誘導方策の導入 ・みなとを感じることができる統一デザインの方針導入（建物や照明等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・万代島光の航路1マイルV o y a g e（イルミネーション）の実施〔R3～〕 ・信濃川沿岸地区の景観計画の見直し検討〔R4～〕

特集 1：議会運営委員会・特別委員会行政調査報告

<p>にぎわい空間と憩い空間づくり</p> <p>情報発信と人の誘導</p>	<p>① みなとオアシスの取組の充実（ミズベリング等と連携） ・飲食店などの仮設店舗が出しやすい環境づくり（電源及び給排水設備等） ・屋台、キッチンカー、オープンカフェ等の展開</p> <p>② 水辺景観を活かしたにぎわい空間の創出 ・船上カフェ等の誘致</p> <p>③ 水域の有効活用（四季を通じて楽しめる） ・ウォータースポーツの場の提供 ・既存施設が連携したイベントの開催（水上ライブや浮かぶモニュメント等）</p> <p>④ 既存施設の有効活用 ・大がまの機能強化 ・新潟県港湾資料室（佐渡汽船ターミナル内）のリニューアル ・ときめきラーメン万代島のラーメン店限定を解除し、他ジャンルの飲食店等の誘致</p> <p>① 新潟駅から万代島地区へ人を導く案内看板の改善 ・花園ルートにおける案内看板・ピクトグラムの検討・設置 ・案内板（新潟駅～万代島地区）の多言語対応</p> <p>② 万代島地区内の案内看板の改善 ・案内板（万代島地区内）の多言語対応</p> <p>③ 朱鷺メッセや既存施設のイベント情報等の共有 ・万代島地区関係者間のイベント情報等の共有</p> <p>④ 多様なメディアを活用した情報発信 ・SNSやメディアを活用した最新情報の継続発信 ・西港区の個性としての漁港エリアの紹介 ・川湊ならではの自然豊かさ（鮭越上・漁など）や歴史の発信 ・県内有数の国際交流拠点であり、みなとまち新潟の象徴としてのアピール（認知度の向上） ・多言語対応の情報発信</p>
--	---

（出典：新潟市行政視察資料）

振り返りを通して、以下のような意見が出ている。

- ・回遊性や周辺地区からのアクセスについては、引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・統一デザインの導入は、経費が問題である。
- ・にぎわい創出については、関係者の連携により強化したほうがよい。
- ・多言語対応などの案内環境の整備については、引き続き進めていく。

また、課題を整理していく中で、関係者が連携することにより解決できる課題がほかにもあると考えられることから、6年度に関係者による勉強会が立ち上げられた。これをきっかけに、万代島地区全体のインスタグラムが立ち上ったほか、情報共有が活発化するなどしており、市として、よりよい方向に動き出していると感じるとともに、最終的には、民間事業者によるエリアマネジメントのようなことができるることを期待している。

特集 2

鹿児島市友好代表団長沙市派遣報告

令和 7 年 10 月 21 日～令和 7 年 10 月 25 日

市議会議員 松尾 まこと

市議会議員 のぐち英一郎



目 次

はじめに	63
〔移動行程〕	
〔団員名簿〕	
10月21日(火)	64
鹿児島空港～上海へ	
蘇州河沿い万象城エリア視察	
10月22日(水)	65
上海～長沙へ	
都市計画展示館視察	
馬欄山動画文化創意産業パーク視察	
長沙市外事弁公室主催歓迎宴	
ナイトタイムエコノミーに関する視察(坡子街、太平街)	
10月23日(木)	68
湖南・望城無人農場視察	
平和堂との意見交換会	
長沙市幹部との会談	
長沙市人民政府主催送別宴	
ナイトタイムエコノミーに関する視察(湘江ナイトクルーズ)	
10月24日(金)	73
在上海日本国総領事館表敬訪問	
水辺を生かした再開発に関する視察(楊浦区開発エリア)	
上海鹿児島県人会との意見交換会	
10月25日(土)	76
上海～鹿児島空港	
まとめ(所感)	77

はじめに

私ども鹿児島市友好代表団7名は、10月21日から10月25日までの5日間にわたる長沙市等への訪問において所期の目的を達成し、全員無事に帰国いたしました。

今回は、行政・市議会・市民の代表が一緒に訪問し、長沙市のさまざまな方と交流を行い、令和9年に友好都市盟約45周年を迎える長沙市との絆をより強固なものにしました。

また、この機会に、コンテンツ産業やスマート農業に関する施設の視察を行うとともに、在上海日本国総領事館において中国との経済的交流等について意見交換を行い、充実した派遣となりました。

〔移動行程〕

10月21日（火）	鹿児島 → 上海
10月22日（水）	上海 → 長沙
10月23日（木）	長沙
10月24日（金）	長沙 → 上海
10月25日（土）	上海 → 鹿児島

〔団員名簿〕

		氏名	職名
1	団長	松尾 健志	鹿児島市健康福祉局長
2	市議会議員	のぐち英一郎	鹿児島市議会議員
3	市議会議員	松尾 まこと	鹿児島市議会議員
4	市民代表	八十島 誠治	幸洋産業株式会社代表取締役
5	職員	前田 愛	鹿児島市産業創出課長
6	職員	藤井 大祐	鹿児島市教育委員会文化財課専門員
7	職員	児玉 祥	鹿児島市国際交流課主査

以下、主な事項についてご報告いたします。

【10月21日（火）】

鹿児島空港～上海へ

本市友好代表団の7名は、鹿児島空港で西園国際交流課長ほかの見送りを受け、13時50分発の航空便で上海浦東空港へ向け離陸した。

約2時間のフライトで上海浦東空港に到着。入国審査を受けた後、空港にて現地ガイドと合流し、専用車にて上海市内の視察に向かった。

蘇州河沿い万象城エリア視察

○日 時 令和7年10月21日（火） 16:45～18:00

○場 所 上海市静安区万象城エリア

上海市内を流れる蘇州河北岸に位置する万象城エリアの視察を行った。

このエリアは、大型商業施設M i x C（ミックス）を核に、周辺にも飲食やファッショ、自動車等、さまざまなジャンルの店舗が並ぶ商業エリアとなっており、地元の市民や買い物客が見られた。

興味深いのは、現代的な建築物と旧来の建築物とが共存するまちづくりである。巨大な現代建築物であるM i x Cの周辺には、「慎余里」や「天后宮」といった歴史的な建築物が保存されており、新旧が組み合わさることで、街の魅力をより高める工夫が見受けられた。また、周辺の店舗等についても旧建築との統一感を意識した外観デザインとした建物も多く、地域全体が文化的雰囲気を感じさせるまちづくりを実現していた。



エリア内に建つ商業施設M i x C



M i x C内部視察



M i x Cに隣接する旧建築保存地区「慎余里」



天后宮

【10月22日（水）】

上海～長沙へ

専用車にて上海虹桥空港へ移動した。8時15分に上海虹桥空港を出発し、11時に長沙空港に到着した。長沙空港では、長沙市外事弁公室と長沙市人民対外友好協会職員の出迎えを受けた。その後、写真映えする街並みが若年層に人気だという開福区を長沙市職員（段副主任、彭副主任、黃氏）の案内で視察した後、市内レストランで昼食を共にし、専用車にて都市計画展示館へ向かった。



開福区フォトスポット



開福区の街並み

都市計画展示館視察

○日 時 令和7年10月22日（水） 14:40～15:30

○場 所 長沙都市計画展示館

長沙市のまちの変遷やまちづくりに関する取り組みを紹介する都市計画展示館を視察し、長沙市の概要や歴史、現状を学んだ。

同館は、2015年に開館した展示施設で、面積9,255 m²。館内は「長沙の概況」「歴史の流れ」「都市計画回廊・新しい長沙を考える」「個性的な都市・2050年」の4つのエリアに分けられ、長沙の歴史と、発展を続ける長沙の将来像を示唆する展示がなされており、長沙市の今後のさらなる発展に対する期待を大いにかき立てる施設となっていた。

また、展示手法についても興味を引くものであった。ホログラフィックやレーザーショー、VRやインタラクティブ映像といった新しい技術で視覚的に訴える手法が多く採用され、都市計画という難しい分野の展示にもかかわらず、観覧者の興味を引く展示がなされていた。視察の際には小学生と思われる団体が観覧していたが、ゲーム形式の展示物には列ができるなど観覧者の属性を問わない展示がなされているのが印象的であった。本市も複数の展示施設を有するが、観覧者の関心を引く展示手法について大いに参考となる施設であった。



建物外観



歴史に関する展示



リニアモーターカーに関する展示



都市計画に関する展示

馬欄山動画文化創意産業パーク視察

○日 時 令和7年10月22日（水） 16:00～17:00

○場 所 馬欄山動画文化創意産業パーク

馬欄山動画文化創意産業パークは、中国で唯一の国家級映像産業区で、2017年に設立された。最新技術を持つ企業160社以上が集積し、それ以外にも多くの企業が参加している。

説明によると、文化クリエイティブ産業の拠点として整備されており、AIやVRなどの最新技術を活用できるスタジオクラスターを構築している。施設全体の面積は約9万m²で、そのうち8,000m²のスタジオは、国内でも特に設備が充実しているとされている。さらに、スーパーコンピューターによる高速処理技術を活用し、映像制作のスピードを従来の100倍以上に高める取り組みも進められているとのことであった。

インターネットやスマートフォンの普及により、どこでも動画を見られる環境が日と共に整備されており、動画コンテンツ産業はさらに今後拡大していくものと考えられる。そのような時流を早い段階でつかみ、産業の成長につなげようとする国家や長沙市の戦略を強く感じさせる施設であった。



パークエリアに関する展示



参画企業のロゴが多く並ぶ



参画企業製品例の紹介（カメラレンズ）



記念撮影

長沙市外事弁公室主催歓迎宴

○日 時 令和7年10月22日（水） 18:00～19:45

○場 所 火宮殿

○出席者 繆 画 長沙市外事弁公室主任

彭 大賢 長沙市人民対外友好協会公室主任

黄 敏 長沙市外事弁公室通訳

吳 沙 長沙市外事弁公室職員（友好都市担当）

尹 琰 長沙市人民対外友好協会公室職員

彭 国琦 寧郷市計画育成協会専職副会長

長沙市外事弁公室に歓迎宴を催していただいた。長沙市側は6名が参加。湖南料理をいただきながら、和やかな雰囲気で繆主任をはじめとする長沙市側と意見交換を行った。

繆主任からは、派遣団に対する歓迎の意が示されたほか、長沙市にとって本市は最も歴史のある友好都市であり、現在も青少年の翼事業による青少年交流をはじめとする都市間交流が積極的に継続されている現状に触れ、今後においても、引き続き両市の交流が継続することを期待する発言がなされた。



ナイトタイムエコノミーに関する視察（坡子街、太平街）

○日 時 令和7年10月22日（水） 20:00～20:30

○場 所 坡子街、太平街

外事弁公室主催歓迎宴の後、ナイトタイムエコノミーの視察として坡子街、太平街を視察した。

同エリアは、ナイトタイムエコノミーに力を入れる長沙市の繁華街とあって、視察を行った20時

以降も通りが人で埋め尽くされるほどにぎわいぶりであった。通り沿いには飲食店を中心に土産物店や雑貨店など多くの店舗が軒を連ねているが、職員によると、このエリアは観光客をメインターゲットとした店舗が多く立ち並んでおり、実際にこのエリアの通行人は大多数が観光客であるという。

まちづくりに関しては、古いものとなるべく残すことで、歴史ある雰囲気を観光客に印象付ける狙いを感じた。このエリアの建物は、高層ビルが立ち並ぶ他のエリアとは対照的に、低層階の旧来の建物が多く、通りの道路に至っては石造りである。そのような空間に、色鮮やかな店舗看板や雑多な店舗が並ぶ光景は、中国の商業の歴史や文化を感じさせるもので、この独自性も、観光客を引き寄せる1つの魅力になっているのではと感じた。

観光客が夜遅くまで楽しめる街・長沙の夜間観光の集客力の強さと、夜間消費の規模の大きさを、身をもって体感することができた。



【10月23日（木）】

湖南・望城無人農場視察

○日 時 令和7年10月23日（木） 10:00~11:20

○場 所 湖南・望城無人農場

望城無人農場は、食糧安全保障の観点から、農業の協同組合である長沙市望城区広減栽培合作社が2021年に創設した。ビッグデータやAI、ロボットなどの技術を採用し、農場のすべての田畠生産管理や全過程の無人化作業を実現し、貯蔵センターや乾燥場、気象ステーションの設備も整備されている。湖南農業大学大学院の実習基地ともなっているという。

まずは、総合デジタル水稻生産指揮センター内の展示ホールを見学した。展示ホール内では、模型やパネルで望城無人農場の取り組みが詳細に紹介されていた。

展示や農場担当者の説明によると、同農場は、中国初の全過程無人操作の機械化二毛作水稻無人農場であり、耕作、播種、管理、収穫、空中防除等の無人化を実現しているほか、センサー技術やドローン、IoTといった先進技術を活用した監視を行っている。また、無人農場クラウド管理・制御プラットフォームを整備し、収集した情報から苗の生育や病虫害、土壤水分量、気象・災害の状況を総合的に処理・分析し、スマート農機に対して対応を指令するシステムを整えているとのことであった。

ホールでの説明の後は、実際の稻作現場を視察した。この時期は、二期作のうちの遅稻の栽培が行われていた。今年は多少気候が望ましくないとのことであったが、稻は良好に生育しているように見受けられた。また、ドローンが飛行して作業している状況が見られるなど、無人農場の現状を理解す

ることができた。

無人農場の課題について団員より質問したところ、農場担当者からはスマート農機の故障対応が挙げられた。高度な農機であることから、一度故障が生じると、修理に時間を要してしまい、収穫に影響があることがあるという。この点は、農業の機械化における大きな課題であると感じた。



総合デジタル水稻生産指揮センター建物外観



センター内の見学



無人用のためハンドルがない農業機械



稻作現場視察

平和堂との意見交換会

○日 時 令和7年10月23日(木) 14:40~16:00

○場 所 平和堂百貨店 五一広場店

○出席者 平和堂(中国)有限公司

山本 喜敬 副董事長総経理

手塚 貴博 董事副総経理

湖南省と友好協定を結んでいる滋賀県に本社を置く、平和堂百貨店にて意見交換会を行った。平和堂百貨店五一広場店は1998年開業。現在地上1~6階が百貨店、地下1階が食品フロアとなっている。従業員はテナント社員を含めて約1,500人。事業内容は百貨店経営のほか、FC事業(CoCo壱番屋、ビアードパパ(スイーツショップ))、EC事業も展開している。

マーケットとしての長沙市の特徴は、若年層を中心とした観光客が非常に多い点にあるという。物価が安い上に、食事がおいしい点や夜遅くまで遊ぶことができる点をインフルエンサーが発信したことで人気に火がつき、中国国内で非常に人気のある都市となっており、2024年は、延べ2億人の観光客が長沙を訪れている。また一方では農村部等からの若年層人口の流入も続いている。このような特徴を踏まえ、平和堂としてもいわゆるZ世代に注目し、任天堂やスタジオジブリといった日本のアニメやコミック、ゲームの人気は非常に高いことから、これらの誘致に取り組んでいるとのこと。

また、同社は中国のネット普及の状況を踏まえ、2000年代後半からデジタル化への対応を強化してきたという。しかしながら、最近の状況としては、中国においてはECの割合が約30%を占めていると公表されており、店舗売り上げが影響を受ける状態となっている。これに対応するため、実店舗でしかできない体験を顧客に提供する戦略を進めており、その一環として、今年9月に、館内にユニクロの旗艦店をオープンさせた。約3,000m²の店舗面積は中国4番目の大きさで、今年オープンのユニクロの中ではトップの売り上げを記録したという。

令和9年度に鹿児島市と長沙市の友好都市盟約45周年を迎えることを踏まえ、この記念行事に合わせた長沙市におけるプロモーション分野における連携についての協議を行った。

平和堂は、湖南省と友好県省協定を結んでいる滋賀県のプロモーションに協力した実績を複数回有するという。内容としては、例えば2018年11月の友好交流35周年の記念イベントでは地酒の紹介や餅つきといった内容のイベントを、店内セントラルコートで週末2日間開催した。また、2023年8月には滋賀県の物産展を開催し、滋賀県の地酒を販売したこと。

平和堂としては、本市が何らかの事業を行うにあたり、開催場所の提供については相談させていただけるとのお言葉をいただいた一方で、仮に、本市が滋賀県と同様の物産展を希望した場合には、開催にあたり、以下の課題をクリアする必要があると平和堂より説明を受けた。

- (1) 商品手配の問題（輸出入業務への対応、輸入食品販売には事前の許可を要する）
- (2) 現場担当者の問題（滋賀県は現地事務所があるが、本市は事務所なく現地担当者不在）
- (3) 販売の問題（決裁方法をどうするか、通訳の手配）

また、これに加えて、長沙市の協力・支援も不可欠であるとのアドバイスもいただいた。

協議後、店内の視察を行ったが、長沙市中心部の好立地に店を構える同店内は多くの買い物客でにぎわっていた。また、テナントも多く入居する集客力の強い百貨店であり、このような多くの市民が訪れる店舗での本市プロモーションが実現すれば、長沙市民に本市をPRする絶好の機会になると確信した。

場所の提供については相談に乗っていただけたとの回答をいただけたのは収穫であった。また、実現にあたっての具体的な課題はいずれも事業実施にあたり大変重要なものであるが、特に(1)は中国の輸入制度も絡む問題であり、令和9年度の実施を目指す場合、スピード感を意識して課題解決にあたる必要性を痛感した。事業内容検討の参考としたい。



長沙市幹部との会談

○日 時 令和7年10月23日（木） 17:00～17:30

○場 所 ヒルトン長沙リバーサイド

○出席者 錢 麗霞 長沙市人民政府副市長

繆 画 長沙市人民政府外事弁公室主任

陳 敏 長沙市人民政府弁公室専職副主任

李 翔 長沙市商務局副局長

周 振飛 長沙市教育局弁公室主任、国際交流処処長

唐 莎 長沙市衛生健康委員会国際協力処処長

ヒルトン長沙リバーサイドにおいて、長沙市幹部との会談に臨んだ。錢副市長から歓迎の言葉が述べられた。また、17年連続で幸福都市に選定されている点や、自動車部品や新材料といった先進的な製造業の発達が著しいといった長沙市の概況説明がなされた。その後、松尾団長より錢副市長へ下鶴市長からの親書をお渡しし、記念品の交換を行った。

会談において、錢副市長は、両市が多くの共通点と補完性を有し、都市連携の大きなポテンシャルを持つと指摘した上で、今後の両市の交流について「幅広い分野における経済交流の推進」「まちづくり分野における双方の経験の共有による連携」「文化、観光、教育、スポーツなどの分野における人的交流の推進」を期待する旨の発言がなされた。

錢副市長からは長沙銅官窯の花瓶が贈られ、松尾局長からは錢副市長へ薩摩焼のビアカップと桜島の手ぬぐいを贈った。また、会談を欠席された彭華松常務副市長へは、薩摩焼のフリーカップを贈った。



長沙市人民政府主催送別宴

○日 時 令和7年10月23日（木） 17:40～18:40

○場 所 ヒルトン長沙リバーサイド

○出席者 錢 麗霞 長沙市人民政府副市長

繆 画 長沙市人民政府外事弁公室主任

陳 敏 長沙市人民政府弁公室専職副主任

李 翔 長沙市商務局副局長

周 振飛 長沙市教育局弁公室主任、国際交流処処長

唐 莎 長沙市衛生健康委員会国際協力処処長

長沙市幹部との会談を行った宿泊ホテル内の別会場で、長沙市人民政府主催の送別宴を開いていた。送別宴中は、代わる代わる多くの関係者の方と懇談し、本市職員が所属する各分野の両市の現状や取り組みについて情報交換を行うことができた。

先の会談の中で錢副市長が「幅広い分野における経済交流の推進」に触れたことを踏まえ、両市間の輸出入についての話題に及んだ。松尾団長からは、鹿児島の牛が日本一となったことや、ブリ・カニ・パチ等の海産物がおいしいといった紹介を行った。これに対し、錢副市長からは、長沙の食事に海産物の素材が大変重要であり海産物の輸入を大切に考えている点、長沙市は湖南省における交通の要衝であり物流が発達していることから、長沙市への輸出は同市のみならず湖南省や周辺エリア全体への波及が期待できる点が説明された上で、鹿児島からの海産物の輸入を期待しており、長沙市としてもサポートしたいとの発言がなされた。

また、2年後の盟約45周年については、「鹿児島市が希望するのであれば、長沙市としても物産展を開催できるよう頑張ります。必要な助言等あればご相談ください。」といった前向きなお言葉を錢副市長よりいただいた。

青少年の交流についても話題となった。錢副市長はアジア青少年芸術祭に触れ、生徒たちにとって良い経験を提供する機会であると指摘されたほか、今年派遣したサッカーチームについても、やる気に満ちた活気にあふれる子どもたちであったとのお言葉をいただいた。

また、錢副市長より長沙市の派遣研修性については受け入れに対する感謝の言葉が述べられた。

錢副市長からは、ぜひ鹿児島市を訪問したいとのお言葉があり、松尾団長は「熱烈に歓迎します」とお答えした。



ナイトタイムエコノミーに関する観察（湘江ナイトクルーズ）

○日 時 令和7年10月23日（木） 19:30～20:45

○場 所 湘江ナイトクルーズ

長沙市人民对外友好協会公室職員と共に湘江ナイトクルーズを観察した。

色鮮やかにさまざまな映像が写し出されたビル群がどこまでも続く眺めはまさに圧巻で、壮大なスケールのライトショーが展開されていた。また、長沙の観光名所である、橘子洲にあるライトアップされた毛澤東像も甲板から望むことができるなど、70分の乗船時間で長沙の魅力を余すことなく観

光客に体感させるアトラクションになっており、ナイトタイムエコノミーのコンテンツにおける一事例として大いに感銘を受けた。

これだけの景観が望めるとあって観光客からの人気も高く、乗船時間になると観光客による長蛇の列ができていた。また、クルーズ船が港に帰着した20時45分ごろにも待合所には乗船待ちの多くの観光客がいた点も印象的であった。長沙市は、ナイトタイムエコノミーに力を入れているだけあり、中国国内でも「遅くまで遊べる街」として知られているという。前日に視察した太平街も含めて、多くの観光客が夜の時間を楽しむナイトタイムエコノミーの現状を知ることができ、大変参考になった。



クルーズ船乗船入口



クルーズ船からの夜景



船内



クルーズ船からの夜景

【10月24日（金）】

この日は、10時5分に長沙空港を出発する航空便で上海に移動した。空港にて長沙市職員の見送りを受け、定刻どおり上海虹桥空港に到着後、昼食をはさみ、在上海日本国総領事館への表敬訪問に向かった。

在上海日本国総領事館表敬訪問

○日 時 令和7年10月24日（金） 14:30～15:15

○場 所 在上海日本国総領事館

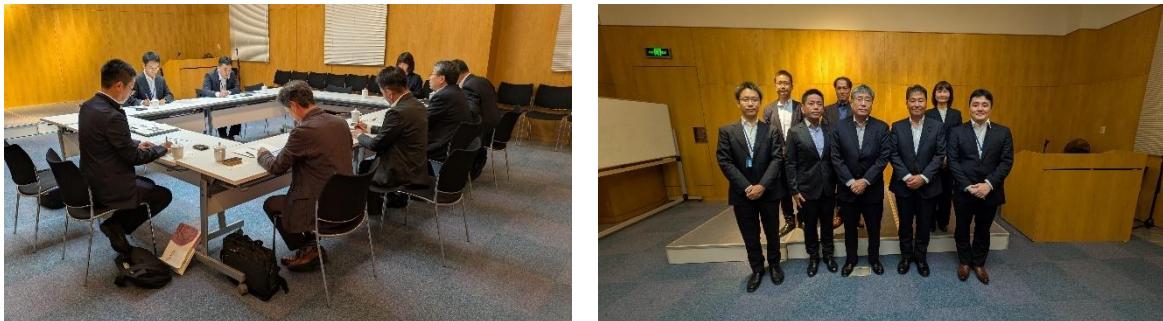
○出席者 佐藤 信正 在上海日本国副総領事・経済部長

江原 健悟 在上海日本国総領事館領事

在上海日本国総領事館を表敬訪問し、佐藤副総領事及び江原領事にご対応いただいた。

冒頭、佐藤副総領事より中国経済、日系企業の状況について説明を受けた。自動車業界ではEVの普及が進み、ガソリン車のシェアが減少しているとのことだが、日本の技術力は依然として高く、

一定の競争力を保っている企業も多いとされている。ヘルスケア分野では、日本企業が長年培ってきた経験と新たな取り組みにより、中国市場で高く評価されているという。中国ではAIや自動運転などの技術革新が急速に進み、社会実装のスピードも非常に速いと報告されている。経済成長率は5%を維持しており、インフラ投資や消費の回復も見られるとの見方がある。日本との協力も進んでおり、高齢化対策などで日本の知見を活用したいという声もあるようだ。



鹿児島県上海事務所ブリーフィング

○日 時 令和7年10月24日（金） 15:40～16:45

○場 所 鹿児島県上海事務所

○出席者 船井 英史 所長

黒瀬 良太 副所長

県上海事務所を表敬訪問し、船井所長、黒瀬副所長にご対応いただいた。

県事務所は3人体制となっており、主な業務としては「物産」「観光」とその他業務を担当している。

物産分野については、メインでPRしているのは焼酎で、そのほかは調味料、黒酢、お菓子、麺類等なども普及を図っている。中国では、日本の焼酎とソジュという韓国の類似の蒸留酒と混同されている現状があることから、中国人向けにカクテルやスムージーなど新しい飲み方を提案し、若者層への浸透を図っているとのこと。また、飲食物のような規制がないことから、薩摩焼などの工芸品の普及や中国向けの商品開発にも力を入れているとのこと。

観光分野ではチーム九州として九州各県と連携し、インバウンド誘致にも力を入れているほか、各種メディアやSNSを通じて広報活動を実施しているとのことであった。

また、県事務所は蘇州泉屋百貨店で「鹿児島フェア」を開催したという。その際は、輸出の規制や手続きが非常に複雑であるのに加え、消費期限や輸送の問題もあり、開催の難しさを感じたとのことであった。本市は長沙市との友好都市盟約45周年を契機に長沙市でのPR活動について情報収集を行っている段階であるが、実情について大変参考になる話を聞くことができた。今後、事業内容の検討を進めるにあたっては、引き続き県事務所からの情報収集を進めていきたいと感じた。

特集 2：鹿児島市友好代表団長沙市派遣報告



水辺を生かした再開発に関する視察（楊浦区開発エリア）

○日 時 令和7年10月24日（金） 17:00～19:00

○場 所 楊浦区開発エリア

楊浦区は、上海市北東部に位置し、黄浦江沿いの工業地帯として発展してきた歴史を持つ。19世紀末から20世紀初頭にかけて、中国初の製紙工場や水道施設が設立され、近代工業の中心地として繁栄した。しかし1990年代以降、産業構造の変化により工業は衰退し、区は「知識楊浦」への転換を図った。大学や研究機関を核とした再開発政策により、若年層の流入とイノベーション産業の集積が進み、現在ではデジタル企業が多数立地する革新都市へと変貌している。

一方で高齢者人口も多く、世代間の共存が都市政策の課題となっているという。

楊浦区の事例は、工業都市が知識・創造都市へと再生するモデルケースとして、持続可能なまちづくりの一例として大変参考になるものであった。



上海鹿児島県人会との意見交換会

○日 時 令和7年10月24日（金） 19:00～21:30

○場 所 阿吾羅

○出席者 永野 弘子 キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司董事長（県人会副会長）

載 楠 薩摩酒造（上海）商貿有限公司 董事／総經理（県人会副会長）

瀬戸口 博 尼康（上海）有限公司 董事長／総經理

岡積 友子 德威不動産営業第二部長

白石 航生 株式会社鹿児島銀行上海駐在員事務所 所長

船井 英史 鹿児島県上海事務所 所長

黒瀬 良太 鹿児島県上海事務所 副所長

上海でのトランジット滞在を利用し、上海鹿児島県人会との意見交換会を開催した。

本市からは、これまでの本市と上海市との交流に対する支援へのお礼をお伝えし、県人会から仕事の話や中国での生活などについて伺った。食事をしながらの懇談は大いに盛り上がった。



【10月25日（土）】
上海～鹿児島空港へ

この日は朝から上海浦東空港へ移動した。10時25分に浦東空港を出発し、13時10分に鹿児島空港に到着。西園国際交流課長他の出迎えを受け、無事全行程を終えることができた。

まとめ（所感）

（松尾まこと）

今回、鹿児島市友好代表団として初めて中華圏を訪問し、上海・長沙両市を視察する貴重な機会を得ました。

上海市では、歴史と近代化が融合した再開発や街の清潔さ、EV化の進展など、当初のイメージを大きく覆す都市の活力と環境水準の高さに驚かされました。

長沙市では、同市外事弁公室をはじめとする関係各位から手厚い歓待を受け、都市計画展示館、馬欄山動画文化創意産業パーク、湖南・望城無人農場などの先端分野を視察し、日本を超えるレベルに達したコンテンツ産業の進歩や実証を目の当たりにしました。また、ナイトタイムエコノミーに関する視察では、歴史的な町並みを生かしたにぎわいづくりや大規模なイルミネーションに圧倒され、都市の魅力向上に向けた大胆かつ大規模な取り組みから多くの示唆を得ました。

さらに、錢副市長をはじめとする長沙市幹部との会談では、「経済交流」「まちづくり」「人的交流」の3分野での協力を深めたいとの提案があり、今後の交流拡大に向けた強い意思を共有することができました。

日中両国の政治的関係にはさまざまな課題があるものの、滞在中に多くの方々と意見交換を行い、国家や政府間ではなく、民間や地方都市を通じた交流のつながりを閉ざさない、市民レベルでの交流の大切さを改めて実感しました。

今回得た学びとつながりを、本市の今後の発展と長沙市との友好深化に生かしてまいります。

（のぐち英一郎）

1982年の友好都市盟約締結以来、本年は43周年を迎える、鹿児島市友好代表団の一員として、上海市と長沙市を訪れました。日中関係が大きく変化する中での訪問となりましたが、両市の発展の勢いと、市民レベルでの友好の厚さを改めて実感しました。

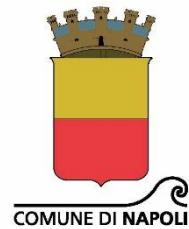
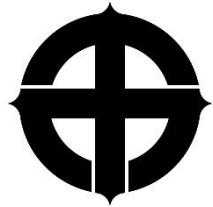
上海市では、歴史的な建造物を生かした再開発やEV化の進展、活発なデリバリーサービスなど、都市機能の高度化を視察し、また、長沙市では、都市計画展示館、馬欄山動画文化創意産業パーク、湖南・望城無人農場など、中国が国家戦略として推進する分野の先進性を直接確認しました。特に、観光客向けの繁華街やナイトクルーズといったナイトタイムエコノミーの取り組みが持つ力強い集客力は、本市の新たな観光戦略の参考となるものでした。

長沙市の錢副市長との会談では、「多分野での経済交流の促進」「まちづくりの経験の共有と連携」「文化・観光・教育・スポーツ分野の人的交流」に対する提案をいただいたほか、県産海産物の輸入拡大や、盟約45周年に向けた物産展開催にも前向きな姿勢が示されました。

今回の訪問を通じて、政治情勢に左右されない都市間交流の重要性を改めて認識するとともに、とりわけ貿易分野での関係深化に向けて準備を進める必要性を強く感じました。

得られた知見を、本市の発展と両市の友好の強化に生かしてまいります。

特集 3



鹿児島市・ナポリ市姉妹都市盟約 65 周年記念訪問団報告

令和 7 年 11 月 4 日（火）～11 月 10 日（月）

市議会議員 古江 尚子



姉妹都市盟約 65 周年記念式典（ナポリ市役所）

目 次

◇訪問団員名簿	44
1. はじめに	45
2. 主な日程	45
3. 内容	46
11月4日（火）～5日（水）	46
(1) 出発 鹿児島空港～羽田空港	
(2) 羽田空港～ミュンヘン空港～ナポリ空港	
(3) 観察 トレド駅、ナポリ市街地等	
11月6日（木）	47
(1) ナポリ市長表敬訪問	
(2) 鹿児島市・ナポリ市姉妹都市盟約 65 周年記念式典、鹿児島市・ナポリ市意向表明書署名式	
(3) ナポリ市主催昼食会	
(4) ナポリ東洋大学表敬訪問	
(5) 在ナポリ日本国名誉総領事表敬訪問・総領事夕食会	
(6) 観察 サン・カルロ劇場、鹿児島通り	
11月7日（金）	54
(1) S S Cナポリ表敬訪問・スタディオ・ディエゴ・アルマンド・マラドーナ観察	
(2) イタリア国立地球物理学・火山学研究所表敬訪問	
(3) 鹿児島市主催答礼夕食会	
(4) 観察 鹿児島広場	
11月8日（土）	58
(1) 観察 ポンペイ遺跡（世界遺産）、カゼルタ宮殿（世界遺産）	
11月9日（日）～10日（月）	59
(1) 出発 ナポリ～ローマ空港	
(2) ローマ空港～フランクフルト空港～羽田空港～鹿児島空港	
4. まとめ（所感）	59

◇訪問団員名簿

		氏 名	職 名
1	団長	下鶴 隆央	鹿児島市長
2	議長	川越 桂路	鹿児島市議会議長
3	議員	古江 尚子	鹿児島市議会議員
4	市民代表	中道 治久	京都大学防災研究所付属火山防災研究センター 教授
5	市民代表	松村 崇司	鹿児島青年会議所 理事長
6	市職員	西園 正文	国際交流課 課長
7	市職員	追立 秀之	秘書課 主幹
8	市職員	地福 茂峰	危機管理課 主査
9	市職員	稻葉 麻里子	美術館 主査

1. はじめに

私ども鹿児島市・ナポリ市姉妹都市盟約 65 周年記念訪問団 9 名は、11 月 4 日から 11 月 10 日までの 7 日間にわたるナポリ市への訪問において、所期の目的を達成し、全員無事に帰国した。

今回の訪問は、本市とナポリ市の姉妹都市盟約 65 周年を記念し、市長を団長とする訪問団がナポリ市を訪問し、両市の友好の絆を深めることを目的として実施した。

また、この機会を捉え、イタリア国立地球物理学火山学研究所などを訪問し、今後のナポリ市との交流や本市のまちづくりへの参考となる関係機関等を訪問した。

2. 主な日程

- 11 月 4 日 (火) 出発 【鹿児島 ⇒ (羽田 ⇒
11 月 5 日 (水) ⇒ ミュンヘン) ⇒ ナポリ】
・観察 (トレド駅、ナポリ市街地等)
- 11 月 6 日 (木)
◆ナポリ市長表敬訪問
◆鹿児島市・ナポリ市姉妹都市盟約 65 周年記念式典
鹿児島市・ナポリ市意向表明書署名式
◆ナポリ市主催昼食会
◆ナポリ東洋大学表敬訪問
◆在ナポリ日本国名誉総領事表敬訪問・総領事主催夕食会
・観察 (サン・カルロ劇場、鹿児島通り)
- 11 月 7 日 (金)
◆S S C ナポリ表敬訪問
スタディオ・ディエゴ・アルマンド・マラドーナスタジアム観察
◆イタリア国立地球物理学火山学研究所表敬訪問
◆鹿児島市主催答礼夕食会
・観察 (鹿児島広場)
- 11 月 8 日 (土)
・観察 (ポンペイ遺跡、カゼルタ宮殿)
- 11 月 9 日 (日)
ナポリ市出発 【ナポリ ⇒ (ローマ
11 月 10 日 (月) ⇒ フランクフルト ⇒ 羽田) ⇒ 鹿児島】

3. 内容

【11月4日（火）～5日（水）】

（1）出発 鹿児島空港～羽田空港

午後5時30分に鹿児島空港に集合し、羽田空港において、先に東京で別用務のあった川越議長が合流した。

（2）羽田空港～ミュンヘン空港～ナポリ空港

この日は、日本を出国し、ドイツ・ミュンヘン空港を経由してイタリアに入国することとなる。

羽田空港を午後11時30分発のNH217便にて、経由地であるミュンヘン空港に向け出発。約14時間のフライトを経て、現地時間の5日（水）午前6時ごろ、ドイツ・ミュンヘン空港に到着。目的地であるナポリに向け、午前10時10分発のNH6169便にて出発、お昼12時35分にナポリ空港に到着。

ナポリ空港では、ナポリ市国際交流課のアルベルト氏、今回のコーディネーター兼通訳の出川慶子氏が出迎えてくれた。それに加えて、ナポリ市の手配により、ナポリ市警の白バイ隊が待機していた。

以降、ナポリ市での移動中は、彼らの先導により移動することとなったが、彼らのおかげで交通渋滞に遭うこともなく、所期の行程を予定どおり実施することができた。



ナポリ空港到着



白バイ隊の先導

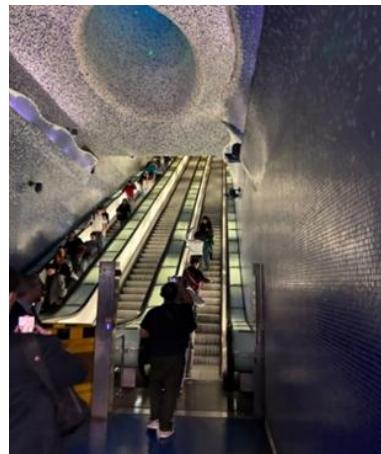
（3）視察 トレド駅、ナポリ市街地等

ナポリ空港から市街地に向かい、昼食後、歴史的建造物の残る市街地を歩きながら、ヨーロッパで一番美しい駅と言われる「トレド駅」の視察を行った。

地下鉄運営会社の職員が構内を案内してくださった。同駅は、1人のデザイナーのコンセプトにより建設され、2012年に完成し、完成後すぐに注目され、さまざまな賞を受賞するなど、世界的にも高く評価されている。

まず地上の駅入り口から階段を降りていくところには、さまざまなモザイク画があり、上のホーム

へとゆっくりとエスカレーターを上っていくと、青と白を基調としたモザイクが壁一帯に広がり、まるで青い海底からゆっくりと地上へ上がっていくような感覚に陥った。エスカレーターの真上にあるピラミッド状の窓からは外からの自然な太陽光が入ってくるような設計になっていた。



トレド駅

その後、トレド駅から徒歩で移動し、ナポリで一番美しいアーケードといわれる「ウンベルト1世のガッレリア」と、古くからの石畳が続く通りの視察も行った。その後、バスに乗り込み、有名なナポリ民謡でも歌われるサンタルチア地区へ向かい、同地区にあるロイヤルコンチネンタルホテルナポリへチェックインした。



ウンベルト1世のガッレリア



石畳の街並み

【11月6日（木）】

（1）ナポリ市長表敬訪問

姉妹都市盟約65周年記念式典開催を前に、市長室に訪問団全員が通され、ナポリ市マンフレディ市長へ表敬訪問を行った。表敬訪問の場には、鈴木哲（さとし）在イタリア日本国大使、ナポリ東洋大学ロベルト・トットリ学長も同席された。



表敬訪問における各人の発言要旨は次のとおり

〈下鶴市長〉

- ・ナポリ市との姉妹都市交流 65 周年、大歓迎していただき、ありがとうございます。
- ・ナポリ市がホームのサッカーチーム、S S C ナポリのセリエ A の優勝おめでとうございます。(ナポリ市長が大変和やかな様相となり、市長室に笑いが起きた。) 鹿児島にもサッカーチームがあるので、サッカーチーム同士の交流もしたい。
- ・姉妹都市交流 70 周年の際には、ナポリ市長もぜひ日本にお越しください。

〈マンフレディ市長〉

- ・鹿児島市とナポリ市は姉妹都市で交流して繋がっている。また、日本とは文化でもつながっており、ナポリ東洋大学もつながっている。
- ・ナポリから日本に対する関心は高まっている。東京への直通便を数年以内に実現したい。

〈鈴木在イタリア日本国大使〉

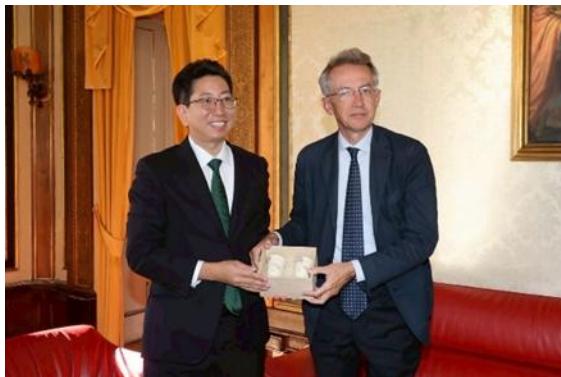
- ・来年は、日本とイタリアの国交樹立 160 周年である。日本のイベントをナポリでできないだろうか。友好的イベントをしたいと考えている。(これに対し、マンフレディ市長からは、「日本からイベントを持ってきてくれれば協力したい」との発言。)

〈ロベルト東洋大学学長〉

- ・東洋大学は日本を学ぶ中心的なところである。青少年の皆さんのが毎年来てくれてうれしい。私も何回も日本に行っている。
- ・日本でもイタリア文化に関して意識は高い。ナポリは中心的な立ち位置である。
- ・スポーツを通しての交流は重要である。

下鶴市長からマンフレディ市長に対し、記念品として、白薩摩の酒杯ペアを手渡すとともに、鹿児島ユナイテッドのユニフォーム（名前入り、背番号 65）を贈呈した。また、下鶴市長は S S C ナポリのユニフォーム（鹿児島・日本をモチーフにしたデザイン）を持参しており、披露する。(贈呈及び披露の場面では、参加者全員から和やかな笑いが起きた。)

表敬訪問については、予定よりも多くの時間をいただき、親交を深めることができた。



(2) 鹿児島市・ナポリ市姉妹都市盟約65周年記念式典、鹿児島市・ナポリ市意向表明書署名式

表敬訪問終了後、隣の会議室へ移動し、記念式典が開始された。先ほどの和やかな表敬訪問から一転し、厳肅な雰囲気の中で式典が開始された。

式典は本市・ナポリ市含め、約30人の参加であり、地元テレビメディアも取材に来ていた。(式典の様子が直後のお昼のニュースに流れていると、ゾッコリ儀典部長から紹介があった。)



記念式典における各人のあいさつ要旨は次のとおり。

〈マンフレディ市長〉

- ・本日は65周年の記念すべき日に、鹿児島市長、皆さん来てくれてありがとう。
- ・ナポリ市と鹿児島市は古くからの関係で、またナポリ東洋大学のおかげで、文化的・精神的つながりが強い。

- ・鹿児島市長はサッカー好きとのこと。SSCナポリは強いチームであり、鹿児島市にとっても重要なと考える。
- ・ナポリ市にも多くの観光客が来ており、日本人も来ている。
- ・来年、イタリアと日本の国交 160 周年であり、ナポリでイベントをしたいと考えている。
- ・イタリアと日本の間の姉妹都市で最も古く、より深く交流していきたい。
- ・ベスピオ火山と桜島といった火山だけでなく、地震でも共通点がある。より関係を強化していきたい。
- ・2週間後には、青少年の翼が来てくれる。毎年の派遣訪問に感謝する。

〈下鶴市長〉

- ・鹿児島市とナポリ市の姉妹都市盟約 65 周年という記念すべき年を、ここナポリ市において、ガエターノ・マンフレディ市長をはじめ、ナポリ市の皆様とともに祝福できることを心から嬉しく思う。
- ・我々の交流が 65 年の永きに渡り継続しているのは、マンフレディ市長をはじめ、在ナポリ日本国名誉総領事のアルベルト・カロテヌート教授、ナポリ市行政、ナポリ市民の皆様方のご尽力の賜物である。
- ・本市では、毎年、鹿児島の青少年をナポリ市に派遣し、ナポリ市の皆様と交流させていただいており、派遣した青少年たちからは、ナポリ市の皆様方から心温まる対応をいただきことや、充実した交流を体験できたとの報告を受けている。
- ・65 周年を機に、マンフレディ市長との共通認識の下、両市の交流をより一層、深化・発展させてまいりたい。

〈鈴木在イタリア日本国大使〉

- ・招待ありがとうございます。
- ・ナポリ市、鹿児島市両市とも、最も古い姉妹都市であり、65 周年を迎えた。
- ・防災でもサッカーでも幅広い交流があり、大使館としても大変うれしく思う。
- ・自治体の皆様が自分達で交流を続けられていることが素晴らしい。
- ・これらのこととが、来年の日伊国交樹立 160 年につながるものと敬意を表したい。
- ・65 周年改めておめでとうございます。

各人のあいさつ終了後、下鶴市長とマンフレディ市長による、両市の交流に関する意向表明書への署名式が挙行された。3通に署名が行われ、本市、ナポリ市、大使館へそれぞれ渡された。

その後、ナポリ市と本市、ナポリ市議会と本市議会の記念品交換が行われた。また、先ほど、市長表敬の際に贈呈したユニフォームを手にして、記念撮影が行われ、和やかな雰囲気で式典を無事に終えることができた。



(3) ナポリ市主催昼食会

記念式典終了後、徒歩で移動し、隣接するサン・カルロ劇場を視察した後、近くのレストランにおいて、ナポリ市主催の昼食会が開催された。

昼食会には、ラウラ・リエート副市長、ウンベルト・ゾッコリ儀典部長、アルベルト・カロテヌート名誉総領事、及び鈴木大使、大使館職員の小池氏が出席された。

ラウラ副市長のごあいさつ、「カンパイ」のご発声で会が始まり、約2時間にわたり、ナポリ市側の温かいおもてなしにより、さまざまな懇談、情報交換がなされ、親交を深めることができた。



(4) ナポリ東洋大学表敬訪問

青少年の翼事業で、大学生が訪問させていただいているナポリ東洋大学にロベルト・トットリ学長を表敬訪問した。同大学で日本語を教えていたる大上順一先生が同席・通訳を行ってくださいました。

大学といつても専用の校舎があるわけではなく、古い建築物を活用しており、今回訪れた学長室がある建物と学生が講義を受ける建物は別だという説明であった。

（ロベルト学長）

- ・ナポリ東洋大学は、日本研究の古い大学で日本語を学んでいる学生が何百人といいる。
- ・元々は、中国語から始まったが、100年日本語を研究している。
- ・鹿児島市との交流も盛んで、ナポリ市内では、みんな鹿児島市の事を知っている。
- ・本校は日本の大学とも交流があり、アカデミックだけでなく、食文化やビジネスなども交流が進んでいる。

下鶴市長からは、長年にわたる青少年の翼の学校交流、また今年も来週から伺わせていただくことへの謝意を伝えた。

また、市長からは、同大学の学生の就職先について質問をし、学長からは、日本に関連する企業に就職する学生もいるが、就職先はさまざまであるとの回答であった。



(5) 在ナポリ日本国名誉総領事表敬訪問・総領事夕食会

在ナポリ日本国名誉総領事である、アルベルト・カロテヌート氏への表敬訪問を行った。アルベルト名誉総領事には、毎年、青少年の翼の学生たちを温かく歓迎していただいていることはもとより、日頃から本市とナポリ市との交流にご尽力いただいている。

名誉総領事官邸では、アルベルト名誉総領事、アントニエッタ・ディ・ジャンニ夫人もご一緒に出迎えていただいた。ごあいさつの後ご案内いただいた官邸内には、イタリア絵画や貴重な装飾品、これまでの交流の資料などが多数配置されており、イタリアの歴史を垣間見ることができる、小さな美術館・資料館といった様相であった。

そして、表敬訪問の後は、アルベルト名誉総領事主催による歓迎夕食会を開催していただいた。歓迎夕食会には、訪問団だけでなく、ナポリ市のゾッコリ儀典部長ご夫妻、ナポリ東洋大学の関係者をはじめ、その他アルベルト名誉総領事夫妻の知人など、全体で 20 名程度が参加された。歓迎夕食会は、いわゆるホームパーティのような形式で開催され、参加者は各自の時間で来訪され、食事についても立食で、官邸内を自由に移動しながら、さまざまな方と懇談し、ナポリ市の方々と親交を深めることができた。

約 2 時間滞在させていただき、下鶴市長からアルベルト名誉総領事夫妻へ謝辞を述べるとともに、記念品をお渡しした。その際、アルベルト名誉総領事からは、来年、ご夫妻で鹿児島を訪れる計画がある旨の話がなされた。来鹿の際には、歓迎することを伝え、官邸を後にした。



(6) 観察 サン・カルロ劇場、鹿児島通り

〈サン・カルロ劇場〉

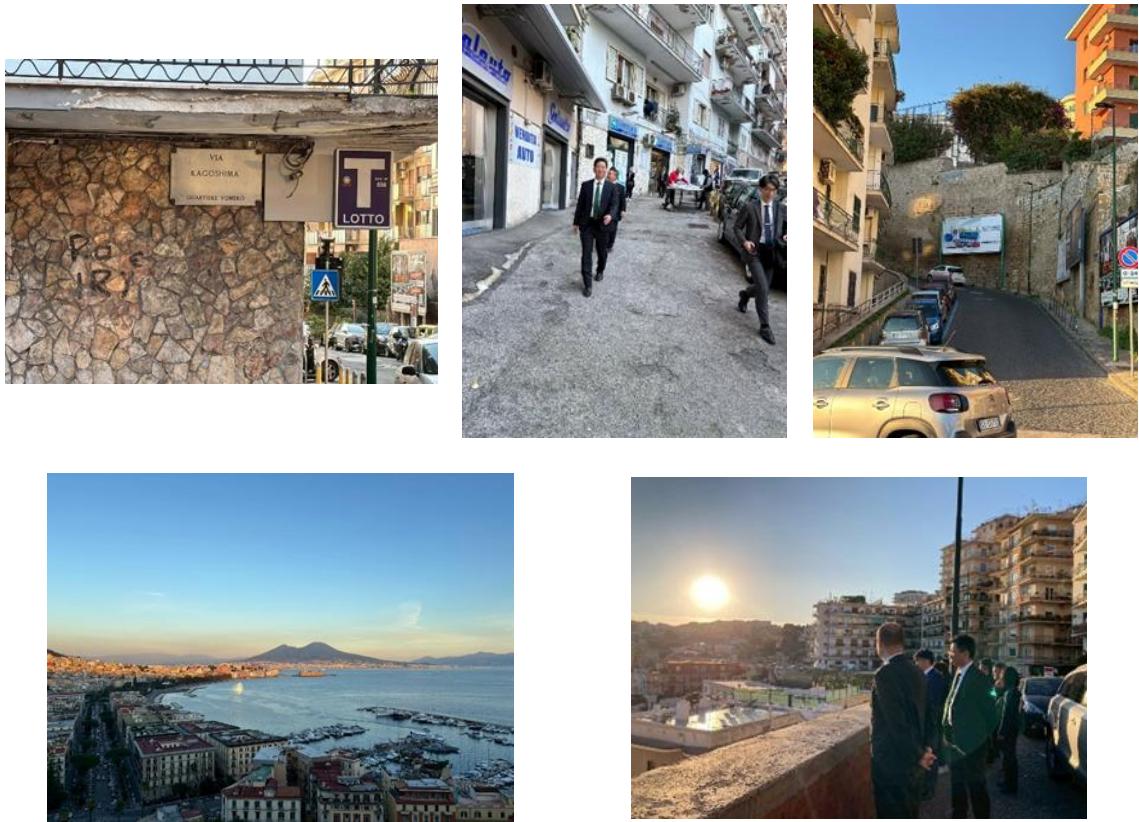
ナポリ市庁舎での記念式典を終え、ナポリ市主催昼食会の会場へ徒歩で移動する道中、イタリア三大歌劇場の1つであるサン・カルロ劇場の観察を行った。同劇場は1737年に創設され、ヨーロッパ最古で現役のオペラハウスである。

場内は大変華麗で荘厳な感じであった。王様が鑑賞されていたロイヤルボックス席やボックス席もあり、ボックス席には、ロイヤルボックス席の王様の様子を見ることができる鏡も付いていた。王様より先に拍手をしてはいけないからだったとのこと。近年には、空調設備が必要な状況となったため、床下に送風口を設けることで、歴史的な内装を維持し、変化させないよう配慮がなされていた。



〈鹿児島通り〉

ナポリ東洋大学表敬訪問を終えた後、車で、鹿児島通りへ向かった。昭和35年にナポリ市で執り行われた姉妹都市盟約調印式へ出席するため、鹿児島市の訪問団がナポリ市を訪問した際に命名されたものである。鹿児島通りは、ナポリ市内中心部を見下ろす丘の上に位置するヴォメロ地区にある。鹿児島通りは坂となっており、坂の上で全員、車を降り、通りを下っていった。鹿児島市のナポリ通りとは異なり、路上駐車がある中を車が片側1車線ずつ行き交うような通りであった。坂の下の通り出口（入口）に着くと、ナポリの街並みやベスビオ火山、海を一望できる素晴らしい眺望スポットであった。通りのそれぞれの入口（出口）には、両市が結びできた交流の歴史の長さを物語っているこの通りのプレートを確認するができた。



【11月7日（金）】

（1）SSCナポリ表敬訪問、スタディオ・ディエゴ・アルマンド・マラドーナ視察

ナポリ市長表敬の際にも話題となったプロサッカーチーム（セリエA）SSCナポリの表敬訪問を行った。チームの本拠地であるスタディオ・ディエゴ・アルマンド・マラドーナにおいて、SSCナポリのパートナーシップおよびマーケティング、CSR担当責任者エリンダ・ゴレンカ氏がナポリ市の担当者も同席する中案内してくださった。

セリエAの優勝チームの本拠地であり、その規模と風格は圧倒的であり、収容人数は約6万人のこと。一方で、1959年に開場し、1990年のイタリア・ワールドカップに合わせて一度改修されてはいるが、歴史は古く、老朽化が進んでいた面があった。新スタジアムの話題にはなったが、詳細までは説明がなされなかった。

市長から、サポーターはスタジアムまで交通手段は何で来るのかという質問をしたところ、多くは車で来て、スタジアム周辺に駐車している、との回答であった。

スタジアム内部の選手控室、マスコミ控室なども視察させていただき、セリエAのチームならではの大変充実した設備が整備されていた。また、スタジアムの名前にもなっているマラドーナの実物大の像が置かれており、ナポリ市民のマラドーナに対する思いも改めて知ることができた。ナポリ市の職員にSSCナポリの試合はどのくらいの回数見に行くか尋ねてみたところ、ホームゲームは全て見に行くとの答えであった。サッカーが市民の生活の一部であることを感じた。

表敬訪問・視察終了時には、市長が、持参した同チームの鹿児島や日本をテーマにデザインされた

ユニフォームを披露するなどしたことから、チーム関係者も姉妹都市鹿児島市からの訪問を大変喜んでいただいた。



(2) イタリア国立地球物理学・火山学研究所表敬訪問

イタリア国立地球物理学・火山学研究（INGV）は、イタリアで唯一の地球物理学・火山学に関する国立の研究機関である。ベスビオ山など世界的火山における観測・実験などによる研究や地震に関する研究などを実施している。

同研究所においては、前所長であるマウロ・ディ・ヴィート氏が監視画面等を見せながら、説明をしてくださった。



〈マウロ・ディ・ヴィート前所長〉

- ・フレグレイ平野やベスビオ火山の観測を 24 時間体制で行っている。
- ・フレグレイ平野は、20 年で 150 センチ上昇している。マグニチュード 0.2 程度の地震が続いている。マグニチュード 1.5 を超えると政府へ通報することとなっている。

〈中道教授からの補足説明〉

- ・INGVは、国立の研究機関で、研究と観測を行っている。日本の場合だと、研究は大学、観測は気象庁、というように分かれている。
- ・アメリカやインドネシアも INGVと同じ体制であり、日本の分かれている体制が珍しい。
- ・INGVは国の防災にもつながっており、ダイレクトに一体的に進んでいく。

表敬訪問の最後には、1944 年のベスビオ火山大噴火の際の貴重な記録映像を見せていただき、大噴

火の経験をした結果、現在の体制が構築されてきていることをより理解することができ、国主導での研究、調査、防災一体となって、国民を守る体制が確立されていることに感銘を受けた。



(3) 鹿児島市主催答礼夕食会

ナポリ市からの歓待、また、行事や表敬訪問などでお世話になった関係者の方々へのお礼として、鹿児島市主催による答礼夕食会を開催した。

(招待参加者) 7名 ※敬称略

ナポリ市

副市長 ラウラ・リエート

儀典部長 ウンベルト・ゾッコリ

プロトコル担当 ジョヴァンニ・パレンボ

在ナポリ日本名誉総領事 アルベルト・カロテヌート

同夫人 アントニエッタ・ディ・ジャンニ

ナポリ東洋大学

教授 パトリツィア・カリオティ

准教授 ノエミ・ランナ

※SSCナポリ、国立地球物理学・火山学研究所の関係者は、都合がつかなくなり急遽欠席。



答礼夕食会は、19 時半から予定していたが、招待参加者全員がそろった 20 時から開始。まず、市長から今回の訪問に対してのお礼のあいさつがなされ、川越議長からもお礼のあいさつ、そして乾杯

の音頭がなされ、夕食会が開始された。

夕食会においては、数日間に渡るナポリ市との交流、また今後の交流について、話は盛り上がり、大いに語り合い、親交を深めることができた。

最後は、古江議員のこれまでのナポリへの熱い思いと、一本締めにより、全員が鹿児島での再会を誓い合い、答礼夕食会は終宴した。



(4) 観察 鹿児島広場

S S Cナポリ、I N G Vへの表敬訪問を終え、昼食後、答礼夕食会の前に、「鹿児島広場」を観察した。この広場は、姉妹都市盟約 50 周年を機に命名されたものである。広場は、日本人建築家・丹下健三氏のプロジェクトによる新副都心地区の一角にあり、開発時には、住居とオフィス、店舗が地区一帯に集まっていたとのことだが、現在は多くの店舗が撤退している状況であった。都市における開発の難しさを垣間見る機会ともなった。

そのような中でも、現在も、目印となる大きなモニュメントが位置する横には椅子も設けられており、そこで働く人々や街を訪れる人々の憩いの場として、ナポリ市民に愛されている様子をうかがい知ることができた。



【11月8日（土）】

（1）視察 ポンペイ遺跡（世界遺産）、カゼルタ宮殿（世界遺産）

〈ポンペイ遺跡〉

世界遺産であるナポリ市近郊のポンペイ遺跡の視察を行った。

ポンペイはナポリ近郊にあった古代都市で、2千年以上も前に栄え、ベスビオ火山の大噴火による火砕流で一瞬にして街が埋もれたことで知られている。

遺跡内にある石畳の道を歩いて回ると、整然と区画された街区や水道、また、共同浴場や居酒屋、パン屋など、高度に都市化された街並みがあり、日常生活の基本的な部分は現代と変わらず、当時のポンペイに住んでいた人々の文明の高さをうかがい知ることができた。

この遺跡は、世界遺産にも登録されており、国際的にも価値が高いものとあって、世界各国から、たくさんの観光客や団体が訪れていた。



〈カゼルタ宮殿〉

ナポリから約30キロの近郊都市・カゼルタにある世界遺産・カゼルタ宮殿を視察した。

宮殿広場のすぐ目の前に鉄道駅があり、アクセスの良さを知れた。

この宮殿は18世紀にナポリ王国の王が、ヴェルサイユ宮殿に匹敵するような宮殿を望んで建設されたもので、縦247メートル、横184メートルの巨大さを誇り、その裏手には3キロメートルにも及ぶ遊歩道を中心に、広大な庭園が広がっている。

王宮には1200の部屋があり、宮殿内には、当時の家具やシャンデリア、天井には絵画が描かれ、壁は金色に輝いており、壮大かつ荘厳な様相を呈していた。

たくさんの観光客が訪れてはいたが、入場時間が予約時に決まっており、それにより、宮殿内は混雑はせず、ゆっくりと見て回ることができた。



【 11 月 9 日（日）～ 10 日（月）】

（1）出発 ナポリ～ローマ空港

午前 7 時にホテルを出発し、車でローマ空港へ向かった。途中、高速道路 S A で 30 分の休憩を取り、午前 10 時 15 分にローマ空港に到着。

（2）ローマ空港～フランクフルト空港～羽田空港～鹿児島空港

ローマ空港を午後 2 時 15 分発の NH 6012 便で、フランクフルト空港に午後 3 時 45 分に到着。フランクフルト空港を午後 8 時 45 分発の NH 224 便で、羽田空港に向けて出発し、約 12 時間のフライトを経て、羽田空港には翌日の午後 5 時 30 分に到着。

市長と追立主幹は、11 日（火）は東京での用務のため離脱。市長から、まずは鹿児島まで無事に帰っていただくことと、今回の訪問での経験をそれぞれ持ち帰って今後に生かしていただきたいとのあいさつなされた。

他の団員は国内線ターミナルに移動し、午後 7 時 25 分発の JL 655 便に搭乗、午後 9 時 20 分に鹿児島空港に到着した。

到着後、空港ロビーにおいて、川越議長から各団員への労いとお礼のあいさつがあり、今回の訪問の全日程を無事に終了した。

4. まとめ（所感）

今回の訪問は、本市とナポリ市の姉妹都市盟約 65 周年を記念し、下鶴市長を団長とする訪問団の一員として参加したものであり、光栄で大変貴重な経験となりました。

初めて訪れたナポリは、事前の雨期との情報に反し、到着後は抜けるような青空が広がり、石畳や歴史的建造物のまばゆさに魅了されました。規模こそ異なるものの、ナポリ湾とヴェスビオ火山の景観は錦江湾と桜島を想起させ、本市が「東洋のナポリ」と呼ばれる所以を改めて実感しました。

マンフレディ市長への表敬では、長年にわたる友好関係への謝意を伝え、両市に共通するサッカーの話題を交えつつ、和やかに胸襟を開いて懇談しました。続く 65 周年記念式典では、意向表明書署名式が厳肅かつ華やかな雰囲気の中で行われ、在イタリア日本国大使も臨席されるなど、大変意義深いものとなりました。

また、本市が実施している青少年の翼事業については、ナポリ市やナポリ東洋大学、在ナポリ日本国名譽総領事から高い評価とともに、今後の継続的な交流への期待が寄せられ、事業の重要性を再認識する機会となりました。

さらに、ポンペイ遺跡等の視察を通じ、歴史資産の保存・活用と観光振興の在り方を学び、本市の豊かな歴史的な魅力を国際化の推進に一層生かす必要性を感じました。

結びに、今回の訪問に際し、温かく迎えてくださったナポリ市をはじめ、関係各位、そして同行・支援いただいた皆さんに衷心より感謝を申し上げ、今回の訪問の報告といたします。

議会のうごき

市 議 会 日 誌

(令和7年10月～12月)

10月

14～16日

○行政調査（議運委：所沢市、函館市）

22～23日

○行政調査（桜島爆発：国立研究開発法人防災科学技術研究所）

22～24日

○行政調査（都市整備：宇都宮市、新潟市）

27日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

29日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

30日 ○総環委 陳情8件を審査、陳情第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号を採択、第10号、第41号及び第54号を不採択。報告事項として、情報システム標準化移行の一部延期、公共交通不便地における交通手段（あいばす等）の見直し案の修正について説明を受け、質疑

○市文委 陳情1件を審査、陳情第49号を不採択。報告事項として、レインボーサークル前公共駐車場等有効活用検討事業について説明を受け、質疑

○建消委 陳情3件を審査、陳情第11号、第55号及び第56号を不採択。

31日 ○議運委 令和7年第4回市議会定例会、地域行事等への物品の寄附に関する調査、市議会だより（11月1日発行）の児童タブレットへのPDFデータ配信について協議

11月

4～5日

○産觀企委 令和6年度各企業会計決算の議案6件を審査し、原案可決及び認定。陳情1件を審査、陳情第50号を不採択。

4～7・10～14・17日

○決算委 令和6年度一般会計・特別会計決算の議案9件を審査し、いずれも認定

15日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：桜島苑、桜島多目的広場、赤水港、南栄リース桜島アリーナ）

26日 ○議運委 令和7年第4回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、12月2日の本会議運営）、議会改革（市議会だよりの紙面見直し等、オンライン委員会に係る申合せの改正等、m o r

e NOTEの運用方法の見直し)、令和7年度議員研修会、地域行事等への物品の寄附に関する調査について協議

27日 ○議運委 「第123号議案 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算(第5号)」の訂正及び再送付、地域行事等への物品の寄附に関する調査について協議

12月

第4回定例会 令和7年第4回定例会は、12月2日から19日までの18日間にわたって開かれた。

この定例会では、かごしま水族館など30施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」をはじめ、福平小学校校舎増築その他本体工事など4件の「工事請負契約締結の件」、スタジアム候補地調査業務等についての債務負担行為の設定などを含む「令和7年度鹿児島市一般会計補正予算(第5号)」などの議案56件のほか、陳情13件を議決した。

また、閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた令和6年度一般会計、特別会計及び企業特別会計の決算関係議案15件を議決した。

2日 ○本会議 第4回定例会の会期を18日間と決定。令和6年度決算関係議案15件について、決算特別委員長及び産業観光企業委員長の審査報告、討論(1人)。令和6年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案9件については、起立表決(電子表決)の結果、いずれも原案可決並びに認定。その他の議案6件についても、いずれも原案可決並びに認定。公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案56件を一括上程、市長提案説明

3日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託、議会改革(オンライン委員会に係る申合せの改正等、more NOTEの運用方法の見直し、陳情の取扱いの見直し)、地域行事等への物品の寄附に関する調査について協議

8日 ○本会議 個人質疑(5人)

9日 ○本会議 個人質疑(5人)

○議運委 個人質疑発言通告について協議

10日 ○議運委 本日の本会議運営について協議

○本会議 個人質疑(5人)。議案56件を関係常任委員会に付託

11日 ○総環委 工事請負契約締結の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、システム標準化移行の一部延期、第2期鹿児島市公共施設等総合管理計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施、第2期鹿児島市公共施設配置適正化計画(素案)に係るパブリックコメント手続について説明を受け、質疑

○防福工委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案19件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、敬老バスの事業者負担廃止に関する要望と今後の対応、鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施、皆与志幼稚園

の今後の運営について説明を受け、質疑

- 市文委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 14 件を審査し、いずれも原案可決。
報告事項として、レインボーサークル前公共駐車場等有効活用検討事業、美術館ユニークベニユ
一等トライアル事業、新学校給食センターの整備に係る事業者の公募、市立学校におけるい
じめの重大事態の発生について説明を受け、質疑
- 建消委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 8 件を審査し、第 123 号議案につい
ては附帯決議を付した上で、いずれも原案可決。報告事項として、中央公園への民間活力導
入に関するサウンディング型市場調査の結果等、甲突川千本桜再生プロジェクトの素案に係
るパブリックコメント手続の実施結果等、鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に關
する条例の一部改正（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果等、吉野地区土地区
画整理事業 第 9 回事業計画変更、市営住宅管理の見直しについて説明を受け、質疑

11・12 日

- 産觀企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 17 件を審査し、いずれも原案可
決。報告事項として、鹿児島市中央卸売市場経営展望後期計画（素案）に係るパブリックコ
メント手続の実施、平川動物公園遊園地・錦江湾公園リニューアル基本構想素案に係るパブ
リックコメント手続の実施、鹿児島市における宿泊税の制度素案に係るパブリックコメント
手続の実施、市立病院再整備推進事業の今後の進め方、医事業務体制の一部見直し、鹿児島
市交通事業経営計画（令和 7 年度見直し）（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、
河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業に係る事業費等の変更、鹿児島市船舶事業経営計
画（令和 7 年度見直し）（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、
質疑

17 日 ○議運委 閉会中の継続調査の件、12 月 19 日の本会議運営、議会改革（陳情の取扱いの見直し）、
鹿児島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正、発言通告と質疑のあり方
等、会議録における敬称の取扱いの見直し、地域行事等への物品の寄附に関する調査につ
いて協議

19 日 ○本会議 まつおはるよ議員の発言取消しを許可。公の施設の指定管理者の指定に関する件など
議案 56 件について、5 常任委員長の審査報告。令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 5
号）については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案 55 件についても、
いずれも原案可決。陳情 13 件を一括上程、委員長報告省略、討論（2 人）。全国大会等出場
奨励金制度の創設についてなど陳情 7 件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれ
も不採択。「（仮称）日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の早期着工についてなど陳
情 5 件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも採択。その他の陳情 1 件につ
いては、不採択。閉会中継続調査の件を議決。下鶴市長及び川越議長あいさつ

- 議運委 令和 8 年第 1 回市議会臨時会等、せぐち議員に係る昨年の新聞報道に関する米山委員
からの発言について協議

(注) 略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

総 環 委・・・・・・・・・・ 総務環境委員会
防福 こ委・・・・・・・・・・ 防災福祉こども委員会
市 文 委・・・・・・・・・・ 市民文教委員会
産観企委・・・・・・・・・・ 産業観光企業委員会
建 消 委・・・・・・・・・・ 建設消防委員会
議 運 委・・・・・・・・・・ 議会運営委員会
桜島爆発・・・・・・・・・・ 桜島爆発対策特別委員会
都市整備・・・・・・・・・・ 都市整備対策特別委員会
決 算 委・・・・・・・・・・ 決算特別委員会

令和7年第4回市議会定例会において議決された陳情

番 号	① 陳情 第 5号 ② 陳情 第 6号 ③ 陳情 第 7号 ④ 陳情 第 8号 ⑤ 陳情 第 9号 ⑥ 陳情 第10号 ⑦ 陳情 第41号 ⑧ 陳情 第54号	受理年月日	① 令6. 6. 18 ② 令6. 6. 18 ③ 令6. 6. 18 ④ 令6. 6. 18 ⑤ 令6. 6. 19 ⑥ 令6. 6. 20 ⑦ 令6. 12. 10 ⑧ 令7. 6. 3
件 名	① 「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の早期着工について ② 八重地区における自然エネルギー事業の推進について ③ 鹿児島市における再生可能エネルギー推進と環境学習の充実について ④ 郡山地域におけるクリーンエネルギーとグリーンツーリズムの推進について ⑤ 八重山周辺における風力発電事業の推進について ⑥ 「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の計画について ⑦ (仮称) かごしま郡山風力発電事業について ⑧ (仮称) かごしま郡山風力発電事業について		
結 果	①～⑤：令和7. 12. 19 第4回定例会で採択 ⑥～⑧：令和7. 12. 19 第4回定例会で不採択		
付託委員会	総務環境委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、本市と薩摩川内市にまたがる風力発電事業計画に対し、5号、6号、9号＝同事業の早期実現により、本市の再生可能エネルギー推進に取り組むこと。7号＝同事業を推進し、再生可能エネルギーの事例が分かるサイネージ等の設置や、実際のデータ等を用いた授業及びワークショップの実施を通じて、市民一人一人のエネルギー問題への理解を深める取組を推進すること。8号1項＝同事業について、市ホームページで正しい情報発信を行うこと。2項＝農村のクリーンエネルギー推進に関する他自治体の成功事例等を調査・発信すること。3項＝同事業や水力発電などのクリーンエネルギープロジェクトの推進に加え、次世代の子供たちや観光客等が学びながら観光できるデジタルサイネージ等の設置を検討すること。10号1項＝事業者に対し、地域住民等へ十分かつ丁寧な説明を行い、広く意見を収集し、意見に対する見解を地域住民等に公表するとともに、関係機関へ提出するよう求めること。2項＝鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインが遵守されるよう事業者と十分協議した上で、変更された事業計画が出来上がり次第、環境影響評価書が国に提出される前に説明会を行うよう事業者に求めること。3項＝所管の委員会による現地調査を行うこと。4

1号1項=県知事意見に従い、風力発電機が住居から1キロメートル以上離れるよう県及び事業者に伝えること。2項=同事業の関係地域である郡山校区コミュニティ協議会、花尾地域コミュニティ協議会及び南方まちづくり協議会から積極的に地域の情報を収集し、県及び事業者に伝えること。3項=令和6年3月26日に総務省が公表した「太陽光発電設備等の導入に関する調査く結果に基づく勧告>」を確認し、地域との間に生じているトラブルに関して適切に対応すること。54号1項=風力発電機と周辺の人家との距離を最低でも1キロメートル、遊歩道や山頂広場との距離を最低でも500メートル離すことを事業者に求めること。2項=同号第1項の事業者への要求事項が守られない場合、本計画の白紙撤回を事業者に求めること。3項=同号第1項の事業者への要求事項が守られない場合、国有林の保安林解除に同意しないことを市長に求めること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する国や県等の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、事業者である日本風力エネルギー株式会社の環境影響評価準備書によると、事業の名称は、(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業、事業者の名称は、当初、日本風力エネルギー株式会社となっていたが、令和5年1月27日に事業の実施をかごしま郡山風力合同会社へ引き継いだことが公告されている。事業規模は、風力発電所出力が最大3万キロワット、風力発電機の基数は9基、高さが最大154メートルで、事業実施区域は、本市、薩摩川内市及び日置市の行政界付近となっている。

環境影響評価法に基づく経緯及び本市の対応等として、元年9月に計画段階環境配慮書、2年1月に環境影響評価方法書、3年12月に環境影響評価準備書の縦覧が行われ、それぞれ県より本市に対し、環境の保全の見地からの意見を求められたことから、元年10月に同配慮書、2年5月に同方法書、4年5月に同準備書に対する意見を提出している。

また、同年9月に経済産業大臣より同準備書に対し、事業者は県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施するとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと、土工量及び土地の改変を最小限に抑え、かつ環境への影響を回避または低減したものとなるよう専門家等からの助言を踏まえ、工事計画の見直しを行うことなどの勧告がなされている。

その後、事業の名称が(仮称)かごしま郡山風力発電事業に改められ、6年11月14日に事業者から本市に対し、さらに11月16日、17日に地元自治会に対し、見直した事業計画についての説明がなされ、主な事業計画の変更点は、①風力発電機の配置を見直し、基数を9基から8基へ削減(高さについては、4号機は最大154メートル、それ以外は最大159メートル)、②土地の改変区域を約31.6ヘクタールから約21ヘクタールへ削減、③対象事業実施区域の面積を約439ヘクタールから約170ヘクタールへ削減したことなどとなっている。

また、同年11月29日付で、県から事業者及び国へ環境影響評価書(案)に対する見解が提出された。同見解の提出については、国によると、法に基づく手続ではないが、事業者には、環境影響評価書の届出より前に、評価書(案)についての説明を求め、環境保全上配慮すべき事項に不足等があれば、必要に応じて指摘をしているほか、ほぼ同じタイミングで評価書(案)の内容について、県への

事前説明を事業者にお願いしているとのことであった。県によると、同年10月に事業者から県の担当課に対し、同評価書（案）の説明があり、庁内関係課で内容の確認をしたとのことである。

その後、同年12月20日に事業者が住民説明会を開催したが、事業者によると、同準備書に対する経済産業大臣勧告等を踏まえ、見直した計画内容の周知及び変更した内容に基づく環境影響評価についての報告のため、任意で実施したものであり、204名の参加者に対し、約60分の事業説明と約90分の質疑応答が行われ、事業に対する理解や推進の意見がある一方で、一部の地域住民及び地域外住民からは、事業に対する不安や懸念等、様々な意見や質問が寄せられたとのことである。

また、事業者においては、7年5月23日から6月20日まで補正後の同評価書（案）の縦覧及び環境保全の見地からの意見書の提出受付を行ったほか、同年6月7日に広域を対象とした住民説明会を実施した。事業者によると、同説明会は6年11月に県から示された見解や同年12月の説明会等で寄せられた環境保全の見地からの意見を踏まえ、追加の環境保全措置等の検討や同評価書（案）の補正を行った上で、環境影響評価の趣旨にのっとり、任意で開催したものであり、126名が参加し、質疑や意見を希望した全ての参加者に対して、休憩を含め約7時間の応答が行われ、参加者からは事業内容への理解や推進に関する意見があった一方で、一部の地域住民及び地域外住民からは、事業に対する不安や懸念等、様々な意見や質問が寄せられたとのことである。

その後、事業者においては、7年8月29日、30日に郡山地域の住民を対象とした任意の住民説明会を実施、同年10月3日には経済産業省へ同評価書を届け出し、同年10月29日に同省より事業者に対し、同評価書に係る確定通知が出されたところである。

なお、同評価書の内容については、事業者が行う同評価書の周知に関する公告及び約1か月間の縦覧において閲覧することができる。また、今後、事業者は開発許認可等の手続を別途行うこととなっている。

次に、本委員会としては、同年4月21日、地方自治法第115条の2第2項に基づき、参考人として、事業者等の出席を求め、意見を伺ったところである。同評価書（案）に対する県知事意見のうち、「風力発電機の設置基数の削減及び配置の見直しが行われ、予測結果においては指針値を下回っているものの、依然として、風力発電設備等の配置等が予定されている地点から1キロメートル未満の範囲に住居が存在している」ことへの対応については、経済産業省及び県との協議を実施し、対応方針を整理したところである。環境影響評価手続においては、必ずしも一律に全ての住居を対象として騒音の予測評価を行うことを義務づけられておらず、環境省が平成29年に発行した「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づき、地域を代表する地点を選定し、その地点での予測結果をもって評価するものとされているが、当該事業においては、同マニュアルの求めを超えて、1キロメートル未満の範囲に存在する全ての住居を対象として騒音予測値を個別に算出し、環境省が同年に策定した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に基づく指針値（昼間・夜間）を満たしているかを確認することとしている。なお、同指針は、騒音の物理的な大きさだけでなく、「わざらわしさ」や「睡眠への影響」といった心理的・生理的側面も考慮した上で指針値が設定されており、事

業者としてもその趣旨を十分に踏まえて対応し、指針値を満たしている場合であっても、対象となる全ての住居に対して個別の説明機会を設け、予測結果や環境保全措置の内容を理解いただけるよう努めることとしている。また、工事期間中及び事業開始後において、関係地域内の住民や自治会、自治体等から騒音に関する連絡や相談が寄せられた場合には、①現地にて騒音の状況確認及び原因の究明を行うこと、②その結果を踏まえ、現地における騒音調査を実施し、風力発電施設の稼働により生じる騒音が環境影響評価手続で用いた指針値を超過していないかを確認すること、③仮に指針値を超過している場合には、二重サッシや防音カーテンなどの生活環境改善措置など適切な対策を講じることとしており、具体的には、地域住民との相談の場を設けるほか、必要に応じて専門家へのヒアリング等も行い、その結果を踏まえて、丁寧かつ誠実に対応を進めていくこととしている。

今後の地域住民への説明等については、環境影響評価手続の完了後においても、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づく住民説明会や工事計画に係る住民説明会を実施予定である。さらに、事業実施後においては、環境影響評価法に基づく事後調査を実施するほか、地域住民から意見が寄せられた場合には個別に対応するなど、継続的な情報提供と対話に努めていくこととしている。

環境学習については、これまで小学校等への出前授業や地域イベントにおけるワークショップの開催などを行っており、今後においても地域住民の要望に応じて、積極的に実施していきたいと考えている。また、将来的には、実際に建設された風力発電設備から得られる気象データや発電量などを活用し、再生可能エネルギーの仕組みや地域資源の有効活用について学ぶ授業の実施も視野に入れている。

水力発電については、現時点において具体的な計画はないが、地域貢献活動の一環として、八重の棚田地区における設置の可能性について、今後、検討を進めていきたいと考えているとのことである。

次に、環境学習施設（環境学習設備）の設置については、事業者が作成した同ガイドラインに関する協議書によると、郡山小学校及び八重山公園内の「てんがら館」の2か所に事業者が設置を検討しているが、令和7年9月に本市との打合せにより、「同設備を設置するに当たり、①設置場所の本来の目的を妨げず、②「再生可能エネルギーの推進に資する」ものであれば、許可の対象になり得る」としており、事業者からの提案については①②に沿っていると考えていることなどを確認しており、同設備の設置場所や内容等の詳細については、環境影響評価の確定通知が出た後に協議を開始することとしている。

本市としては、ゼロカーボンシティかごしまの実現に向けて、再生可能エネルギーの推進に努めていく必要があるが、推進に当たっては、法令等を遵守した上で周辺環境と調和した持続可能なものであることが重要であると考えており、当該事業については、事業者において、これまで任意の住民説明会を繰り返し開催されるとともに、経済産業大臣の勧告等を踏まえ事業計画を見直すなど、環境影響評価法に基づく手続を進められ、国が審査した結果、同評価書の確定を行ったと理解している。

健康被害については、国の指針において、国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設

から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられると示されており、同施設から発生する超低周波音と健康への影響について明らかな関連を示す知見は確認できていないところである。

八重山自然遊歩道と最も近い風力発電機との離隔距離が 12.8 メートルとなっていることについては、電気事業法等において定めはないが、制度改革などにより安全性や信頼性の面で高い水準が求められ、国において厳正な審査が行われることから、一定の安全性が確保されるものと考えている。

クマタカの保護については、営巣地から風力発電機まで 1 千メートル以上の離隔距離を取ることや事後調査を行うことなどが事業者から示されていることから、一定の対応は図られているものと考えており、本市としては今後、事業者から情報提供がなされた場合は国に報告したいと考えている。

今後においては、事業者が行う同評価書の縦覧について、本市は本庁や各支所等の場所を提供する予定であるが、住民から寄せられた意見等については、必要に応じて事業者に伝えていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、まず、5号、6号、7号、8号及び9号については、「同評価書は国に提出されたばかりであり、内容が明らかになっていないことから継続審査としたい」という意見、「我が会派は、原発ゼロの社会をつくるために再生可能エネルギーの普及促進は図るべきと考えているが、メガソーラーや大型風力発電のための乱開発は、森林破壊や土砂崩れ、住環境の悪化、健康被害のリスクを高めており、再生可能エネルギーの普及の大きな障害となっている。今回の事業計画については、住民の合意形成や住民から出された問題点等の解決が図られないまま、国から事業者に同評価書の確定通知が出されたことは問題であり、乱開発の規制や住民の合意形成が義務づけられていない環境アセスメントの法体系の抜本的な見直しが必要であるという立場から不採択としたい」という意見、「我が会派は、これまで自然エネルギーの重要性は認めつつも、昨今の線状降水帯等の異常気象の中で地球温暖化と災害防止のためにも、八重山一帯を開発すべきではないと考える。クマタカをはじめ、動植物が生息するすばらしい自然環境を維持することは重要であり、それを守るのが我々の役割であると考えることから、本件については不採択としたい」という意見、「本陳情については長期間審査してきたが、今回、国が法に基づき、確定通知を出したことに対しては、我が会派としては非常に重く受け止めており、今後は法に基づく対応がなされることにより、これ以上審査を継続することは困難であると考える。そのようなことから、今後の住民への説明等の対応についてもしっかりと注視していく必要があると考えているが、本市としては、再生可能エネルギーを推進する立場でもあることから、本件については採択したい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「環境学習設備の設置に関する同意の在り方に疑義があることや、我が会派としては現時点で同事業を推進する立場にないことから、本件については不採択としたい」という意見、「今回、国から法に基づく同評価書に対する確定通知が出されたことで、一定の方向性が示されたものと考えることから、本件については採択したい」という意見、「国は厳

正な審査を行った上で今回、確定通知を出しており、今後の国の対応もしっかりととなされるものと考えることから、本件については採択したい」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、採択すべきものと決定。

次に、10号、41号及び54号については、「5・6・7・8・9号と同様の理由から継続審査したい」という意見、「1点目に、郡山地域の最大の地域住民組織であるコミュニティ協議会や市民団体から出された同事業計画に対する疑問や要望等が同評価書に反映されないまま、国から確定通知が出されたことは問題であり、同評価書の最終的な内容が今後、縦覧されなければ、市民は内容を把握できないこと。2点目に、同評価書に反映すべき県知事意見の内容が同評価書に全て反映されたわけではなく、環境アセスメント上の基準がないという理由だけで、環境保全上の問題点や課題を残したまま、同評価書を受け入れることについて、多くの市民の納得は得られないこと。3点目に、風力発電機から1キロメートル圏内に41軒の住居があり、疫学調査でも低周波音による睡眠障害等の健康被害が起きている実態があるにもかかわらず、当局の答弁は国の見解を繰り返すだけで、地域住民の健康被害を積極的に守る立場に立っていないこと。4点目に、秋田県での事故を受け、自然遊歩道と風力発電機との距離が問題になっており、現在、国において原因と再発防止策について調査が進められているにもかかわらず、国は確定通知を出し、本市も独自に安全対策を講じる立場に立っていないこと。5点目に、八重山の国有林は保安林であり、今回の国の対応によって、今後保安林解除の手続が行われることになるが、どの程度の国有林が改変されるのか、また、住民に周知する時期も不明であることは問題であり、保安林機能の低下につながる国有林の保安林解除は行うべきではないこと。6点目に、環境学習施設の設置については、事業者の視点のみが強調されることが懸念され、公正公平な学習施設として問題があること。7点目に、クマタカの保護について、工事期間中の調査や対策が検討されていないことは問題であり、本市は国任せにせず、クマタカ等の絶滅危惧種の保護について、市独自の対応を検討すべきであること。以上のような理由から本件については採択したい」という意見、「法に基づいた評価書の確定通知について非常に重く受け止めており、不採択したい」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、本委員会としては、改めて意見の開陳を願ったところ、「地域住民の不安が解消されていない点や風力発電機から住居や遊歩道の距離をさらに離すことについて賛成の立場であることから、本件については採択したい」という意見、「本件については不採択したい」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択すべきものと決定。

番号	陳情 第49号	受理年月日	令7.1.20
件名	全国大会等出場奨励金制度の創設について		
結果	令和7.12.19 第4回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、陳情者の子供が日本将棋連盟主催の小学生将棋名人戦の県予選で優勝し、全国大会に出場することになったが、鹿児島県や本市には遠征費に対する助成金や奨励金制度がない一方で、他自治体では全国大会等への出場に係る助成金または奨励金制度が整備されており、特に姶良市は、「全国大会等出場奨励金」として、体育・文化活動を問わず、奨励金の交付を受けることができる。全国大会への出場は本市の文化振興・スポーツ振興に大きく寄与するものであることから、文化・スポーツ活動で全国大会等へ出場する市民に対し、奨励金を交付する制度の創設を要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、文化活動の全国大会等への出場に係る助成制度については、本市では音楽等文化活動出場費補助金（学校教育課所管）を設けている。同補助金の交付対象は、県代表として九州大会・全国大会に出場する市立小・中・高等学校の吹奏楽等の文化活動団体、対象経費は児童生徒の交通費、宿泊費及び楽器・機材等運搬費（引率者・保護者は対象外）、補助金額は対象経費合計額の2分の1（宿泊費は1泊6千円で算出）とし、上限額を小学校は九州大会20万円、全国大会25万円、中・高等学校は九州大会30万円、全国大会35万円としている。近年の実績は、令和5年度が37件（652万9,200円）、4年度が34件（605万4,500円）、3年度が22件（255万1,700円）となっている。なお、同補助金は、昭和62年度から交付しているが、市議会からの意見等を踏まえ、平成23年度には交付対象を音楽以外の文化部活動等（写真、文芸、ワープロなど）にも拡充しており、将棋に関しては、部活動であれば対象となる。

また、他都市の状況としては、本市を除く中核市61市のうち回答のあった54市については、助成制度を設けている市は28市で、そのうち部活動・学校のみを対象としている市は10市、本市を除く九州県都市7市のうち回答のあった5市については、同制度を設けている市は3市で、そのうち部活動・学校のみを対象としている市は2市、本市を除く県内18市のうち回答のあった14市については、同制度を設けている市は10市で、そのうち部活動・学校のみを対象としている市は1市となっている。なお、将棋への助成は、中核市では6市、県内市では1市において実績がある。

助成対象者については、同制度を設けている中核市28市のうち、18歳以下（小・中・高校生のいずれか）が15市、年齢制限なしの13市、県内市10市のうち、18歳以下（小・中・高校生のいずれか）が4市、年齢制限なしの6市となっている。

助成対象となる大会については、主な条件として、主催団体の公的性の観点から、文部科学省や文

化庁、NHKや連盟等の全国団体が主催や後援をしていること、都道府県予選などの選考を経て全国大会に出場するものであること、営利・商業的なイベントではないこと、毎年開催されていることや歴史ある大会であることとなっている。

財源については、同制度を設けている中核市 28 市のうち、一般財源のみが 20 市、基金の活用が 7 市、補助金と基金の活用が 1 市、県内市 10 市のうち、一般財源のみが 9 市、基金の活用が 1 市となっている。また、中核市及び県内市で基金の活用がある 9 市においては、寄附金や運用益を財源として活用しており、設置時の財源については、一般財源からの積み立て・寄附金が 5 市、寄附金のみが 4 市となっている。

なお、助成方法については、使途が自由な一定の金額を支出する奨励金や対象経費に対して一定割合を補助する補助金がある。

さらに、鹿児島県の状況としては、指定の県大会等へ参加する離島生徒の費用を一部助成する離島生徒指定大会遠征費助成金制度を設けている。

本市としては、市民の文化活動は活動の分野や主体が幅広く、全国大会等も多種多様であることから、助成対象の範囲の設定が難しく、財源確保の課題もあると考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「1 点目に、現在、本市の補助金制度においては交付対象が限られており、公的性を有する全国大会に出場する児童生徒であっても、部活動でなければ交付対象とならないことから、陳情者が求める奨励金制度があることにより、公平な支援ができる。2 点目に、中核市や県内市においては、全国大会等に出場する児童生徒等に対する支援制度が設けられている中で、将棋に対する支援実績が、中核市では 6 市、県内市では 1 市あることからも、本市においても同様の支援を必要とする児童生徒等がいると考えられること。以上のような理由から、奨励金制度は市民の文化振興に資するという陳情者の趣旨に賛同する立場から、本件については採択したい」という意見、「市民の多種多様な意見を市政に反映したい」という思いがある一方、本陳情については延べ 3 回にわたり審査を重ねてきた中で、1 点目に、当局の答弁にもあったように、助成対象の範囲の設定が難しく、特に個人競技に関しては線引きが難しいこと。2 点目に、市教育委員会において、部活動であれば児童生徒が交付対象となる補助制度があること。3 点目に、陳情者は奨励金を交付する制度の創設を求めているが、当局の説明によると、奨励金は使途が自由な一定の金額を支給するものとなっており、財源確保のほか、助成対象の範囲の設定が難しい状況等を踏まえると、議会としても、無責任に奨励金制度の創設を求めるることはできないと考えること。以上のようなことから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番号	陳情 第50号	受理年月日	令7.1.20
件名	全国大会等出場奨励金制度の創設について		
結果	令和7.12.19 第4回定例会で不採択		
付託委員会	産業観光企業委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、陳情者の子供が日本将棋連盟主催の小学生将棋名人戦の県予選で優勝し、全国大会に出場することになったが、鹿児島県や本市には遠征費に対する助成金や奨励金制度がない一方で、他自治体では全国大会等への出場に係る助成金または奨励金制度が整備されており、特に姶良市は、「全国大会等出場奨励金」として、体育・文化活動を問わず、奨励金の交付を受けることができる。全国大会への出場は本市の文化振興・スポーツ振興に大きく寄与するものであることから、文化・スポーツ活動で全国大会等へ出場する市民に対し、奨励金を交付する制度を創設していただくよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、小学生を対象とした県外スポーツ大会出場補助金（スポーツ課所管）は、県外のスポーツ大会への出場に対し助成するもので、近年の実績が令和6年度は1件（4万228円）、5年度は1件（5万円）、4年度は2件（7万3,042円）となっていたこと等を踏まえ、7年度から交付対象者を見直すなどの拡充を行っている。主な拡充内容としては、同補助金の交付対象者をこれまでのスポーツ少年団から本市に住所を有する小学生に拡大し、個人も対象としたほか、対象となる大会を日本スポーツ少年団主催の九州大会（7競技）・全国大会（5競技）から日本スポーツ協会や中央競技団体（約60団体）など加盟団体主催の九州大会・全国大会に加え、これらに準ずる大会まで広げ、競技数や対象となる大会を増やしたほか、対象経費は宿泊費及び交通費から宿泊費のみとしたものの、補助金額を対象経費の2分の1から現に要した額とし、団体で申請する場合の上限額の撤廃などを行ったところであり、7年10月時点での補助実績は19件116人となっている（宿泊費は1泊3千円を上限（九州大会は1泊、全国大会は2泊）は変更なし）。

中学生を対象とした中学校選手大会出場補助金（保健体育課所管）は、中体連等が主催する九州大会や全国大会に県代表として出場する市立中学校の生徒（引率者・保護者は対象外）に対し助成するもので、対象経費は交通費及び宿泊費、補助金額は対象経費の2分の1、宿泊費は1泊3千円を上限（九州大会は1泊、全国大会は2泊）としており、近年の実績は6年度が101件（351万8千円）、5年度が70件（302万7,700円）、4年度が53件（319万9,900円）となっている。

高校生を対象とした高等学校運動部全国大会出場補助金（保健体育課所管）は、高体連等が主催する全国大会に出場する市内高校の生徒（引率者・保護者は対象外）に対し助成するもので、対象経費

議会のうごき

は交通費及び宿泊費、補助金額は1人1万円としており、近年の実績は6年度が9件（74万円）、5年度が10件（95万円）、4年度が12件（112万円）となっている。

一般を対象とした国際スポーツ競技大会出場選手激励金（スポーツ課所管）は、本市に居住もしくは本市の小中学校に在籍した者で、オリンピック競技大会等の国際スポーツ競技大会に出場する選手を対象に1人5万円を支給するもので、近年の実績は6年度及び5年度がいずれも2件（10万円）となっている。

また、他都市の状況としては、本市を除く中核市61市のうち45市、九州県都市7市のうち7市、県内市18市のうち17市で助成制度が設けられており、そのうちスポーツ少年団や部活動のみを対象としている市は、中核市の2市のみとなっている。

本市としては、小学生については、近年の補助件数等を踏まえ、7年度から制度の拡充を図った結果、補助件数が増加し、一定の成果が出ており、中高校生等の制度拡充については、これまでも一定の補助実績があることから、拡充した小学生を対象とした制度の申請状況等も見ながら、費用面も含め、慎重に検討する必要があると考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

番 号	① 陳情 第11号 ② 陳情 第55号	受理年月日	① 令6. 6. 20 ② 令7. 6. 3
件 名	① 「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の計画について ② (仮称) かごしま郡山風力発電事業について		
結 果	令和7. 12. 19 第4回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、本市と薩摩川内市にまたがる風力発電事業計画に対し、11号1項=鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインについて、県知事意見や市長意見で述べられている「てんがら館」「八重棚田館」「ゆるり乃湯」「梨木野地区」を主要な眺望点として追加したことを事業者に確認し、十分な検証を行うこと。2項=同ガイドラインが遵守されるよう事業者と十分協議した上で、変更された事業計画が出来上がり次第、環境影響評価書が国に提出される前に説明会を行うよう事業者に求めること。3項=所管の委員会による現地調査を行うこと。55号1項=同ガイドラインの遵守を事業者に求めること。2項=同号第1項の事業者への要求事項が守られない場合、本計画の白紙撤回を事業者に求めること。3項=同号第1項の事業者への要求事項が守られない場合、国有林の保安林解除に同意しないことを市長に求めること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する国や県等の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、事業者である日本風力エネルギー株式会社の環境影響評価準備書によると、事業の名称は、(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業、事業者の名称は、当初、日本風力エネルギー株式会社となっていたが、令和5年1月27日に事業の実施をかごしま郡山風力合同会社へ引き継いだことが公告されている。事業規模は、風力発電所出力が最大3万キロワット、風力発電機の基数は9基、高さが最大154メートルで、事業実施区域は、本市、薩摩川内市及び日置市の行政界付近となっている。

環境影響評価法に基づく経緯及び本市の対応等として、元年9月に計画段階環境配慮書、2年1月に環境影響評価方法書、3年12月に環境影響評価準備書の縦覧が行われ、それぞれ県より本市に対し、環境の保全の見地からの意見を求められた。4年5月に同準備書に対する景観に関する本市意見として、1点目に、眺望点⑧八重の棚田（上之丸中線中間点付近）から視認される風力発電機は、1号から4号までそれぞれ垂直視野角が7.3度、6.4度、6.3度、7.6度と予測されているが、平成12年に公表された環境庁の「自然との触れ合い分野の環境影響評価基準（II）調査・予測の進め方について」にある「垂直視覚と鉄塔の見え方」によると、視角5度から6度は、「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」、「圧迫感はあまり受けない」とされていることから、上記予測結果は、垂直視野角6度を超えており、当該風力発電機の設置は、景観的に大きな影響があると考える。2点目に、眺望点③八重山公園から視認される風力発電機は1号から3号で、風力発電機の一部が地形と植生に遮断され、それぞれ垂直視野角が3.6度、4.7度、0.5度と予測されており、これらの結果につ

いても「垂直見込角が1度から2度を超えると景観的に気になり出す可能性がある」と同準備書に記載されていることから、当該風力発電機の設置は、景観的に影響があると考える。3点目に、眺望点③八重山公園の眺望点とされた地点は、風力発電機の方向に樹木がある公園（管理）事務所前に設定されているが、同事務所付近への車の侵入は禁止されており、八重山公園利用者は、交流促進センター「てんがら館」周辺の駐車場を使用し、同館で受付を行い、公園施設を利用している。これら利用者の動線により、同公園で不特定かつ多数の利用がある地点は、「てんがら館」玄関ポーチ付近とされることから、同地点を八重山公園の眺望点とともに、「八重棚田館」「ゆるり乃湯」「梨木野地区」を主要な眺望点に追加し、調査結果を速やかに住民説明会等において公表、説明することを回答している。

また、令和4年9月に経済産業大臣より同準備書に対し、事業者は県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施するとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと、土工量及び土地の改変を最小限に抑え、かつ環境への影響を回避または低減したものとなるよう専門家等からの助言を踏まえ、工事計画の見直しを行うことなどの勧告がなされている。

その後、事業の名称が（仮称）かごしま郡山風力発電事業に改められ、6年11月14日に事業者から本市に対し、さらに11月16日、17日に地元自治会に対し、見直した事業計画についての説明がなされ、主な事業計画の変更点は、①風力発電機の配置を見直し、基数を9基から8基へ削減（高さについては、4号機は最大154メートル、それ以外は最大159メートル）、②土地の改変区域を約31.6ヘクタールから約21ヘクタールへ削減、③対象事業実施区域の面積を約439ヘクタールから約170ヘクタールへ削減したことなどとなっている。

また、同年11月29日付で、県から事業者及び国へ環境影響評価書（案）に対する見解が提出された。同見解の提出については、国によると、法に基づく手続ではないが、事業者には、電気事業法に基づく環境影響評価書の届出より前に、評価書（案）についての説明を求め、環境保全上配慮すべき事項に不足等があれば、必要に応じて指摘をしているほか、ほぼ同じタイミングで評価書（案）の内容について、県への事前説明を事業者にお願いしているとのことであった。県によると、同年10月に事業者から県の担当課に対し、同評価書（案）の説明があり、府内関係課で内容の確認をしたことである。

その後、同年12月20日に事業者が住民説明会を開催したが、事業者によると、同準備書に対する経済産業大臣勧告等を踏まえ、見直した計画内容の周知及び変更した内容に基づく環境影響評価についての報告のため、任意で実施したものであり、204名の参加者に対し、約60分の事業説明と約90分の質疑応答が行われ、事業に対する理解や推進の意見がある一方で、一部の地域住民及び地域外住民からは、事業に対する不安や懸念等、様々な意見や質問が寄せられたとのことである。

また、事業者においては、7年5月23日から6月20日まで補正後の同評価書（案）の縦覧及び環境保全の見地からの意見書の提出受付を行ったほか、同年6月7日に住民説明会を実施した。事業者によると、同説明会は6年11月に県から示された見解や同年12月の説明会等で寄せられた環境保全

の見地からの意見を踏まえ、追加の環境保全措置等の検討や同評価書（案）の補正を行った上で、環境影響評価の趣旨にのっとり、任意で開催したものであり、準備書から評価書にかけて検討した環境保全措置として、風力発電機は周囲の環境になじみやすいよう環境融和色（ライトグレー）を採用することや、圧迫感の低減のため、当初配置では垂直視野角が8度を超えていた地点について、風力発電機の高さ低減と地形等による遮蔽を考慮し、極力8度を下回るようにするなどの対応を行ったとのことである。なお、説明会には126名が参加し、質疑や意見を希望した全ての参加者に対して、休憩を含め約7時間の応答が行われ、参加者からは事業内容への理解や推進に関する意見があつた一方で、一部の地域住民及び地域外住民からは、事業に対する不安や懸念等、様々な意見や質問が寄せられたとのことである。

その後、事業者においては、7年8月29日、30日に郡山地域の住民を対象とした任意の住民説明会を実施、同年10月3日には経済産業省へ同評価書を届け出し、同年10月29日に同省より事業者に対し、同評価書に係る確定通知が出されたところである。

次に、同ガイドラインについては、景観の保全の観点から県内における風力発電施設の建設等に当たって、事業者が遵守すべき基準や調整手順を示すことにより、景観上の影響を未然に防止することを目的に平成22年4月に施行された。事業者が遵守すべき基準として、（1）同施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮すること、（2）同施設の建設等に当たっては、①主要な眺望景観を阻害しないこと、②地域固有の景観を阻害しないこと、③その他、周囲の景観との調和を図ることとし、ア．位置については、山の稜線を乱さないようすること、イ．色彩については、白または薄い灰色を基調とすること（他法令の規定により着色が義務づけられている場合は、この限りではない）に留意すること、（3）同施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点または地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村において、景観法第8条第1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとすることが記載されている。

同ガイドラインの手続については、県によると、同準備書に対する県知事意見において、「八重の棚田」及び「八重山公園」を眺望点とした予測結果において景観に影響を与えるおそれがある。したがって、同ガイドラインに定める事業者が遵守すべき基準を満たさない可能性がある場合には、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を同評価書に記載することとの意見があるため、同評価書届出前に同ガイドラインの正式協議を行っていただくとのことである。その一方で、国によると、環境影響評価制度と同ガイドライン制度はリンクせず、同ガイドラインに係る届出や処理が完了しなければ、同評価書等が提出できないというものではないことであり、このことについては、県に対し説明を行ったとのことである。

また、令和7年9月29日付で、事業者が県に対し、同ガイドラインの基準に関する協議書類を提出したことから、同年10月2日付で県から本市へ協議書類に対する意見について照会があり、同年10月7日に事業者から本市に対し、同ガイドラインに基づく協議書類の写しの提出及び景観上の影

響予測についての説明がなされ、同年10月23日に本市から県へ意見照会について回答したところである。

本市の回答としては、市景観計画等に照らして特に懸念はないとしたところであり、本市の景観に関する意見として、同準備書に対する市長意見を県に提出したが、事業者は環境影響評価法の趣旨（事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、または低減すること）にのっとり、市長意見を勘案した県知事意見等を踏まえ、眺望点を追加するとともに、環境保全措置の検討を行い、基数の削減、植樹等による視認性の低減、環境融和色の採用など、環境影響を回避、低減する計画としている。また、協議書においても、事業者は風力発電機を山並みに沿った配置とし、高さの凹凸による雑然とした印象を避けること、山並みや棚田景観を遮らないような配置としていること、環境融和色を採用予定であることなどの配慮をしているとともに、桜島が視認できる視点場からの眺めを阻害しないよう、配置を検討したほか、八重地区棚田保全委員会と棚田を眺める視点場の整備などに協力する予定としており、景観が保全されるよう配慮に努めているとしたところである。

なお、本陳情で要請されている項目のうち、「梨木野地区」は同ガイドラインにおいて選定した眺望点等一覧の中には含まれていないが、このことについては、事業者によると、同ガイドラインQ&Aで定める集落に該当するか否かの検討や県との協議等を踏まえた結果、集落には該当しないものと整理したことである。また、同ガイドラインに係る説明会の開催については、事業者が6年末から開催している説明会において景観についても説明を行っていること等を踏まえ、要請しないこととした。さらに、本市景観計画において、同施設は届出対象である建築基準法に規定する工作物に該当しないため、同計画の規制を受けず、また、同施設の建設場所は、八重の棚田地区景観計画の区域外となっているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「経済産業省より同評価書に対する確定通知が出されたとはいえ、その後の同評価書の縦覧がまだ始まっておらず、本委員会での審査はまだ終わっていないと考えること、また、地域住民のことを考慮し、今後も同ガイドラインの遵守を事業者に求めていきたいと考えていることから、継続審査としたい」という意見、「本年10月29日に経済産業省から事業者に同評価書に対する確定通知が出され、事業計画の認可という国の判断があったことから、不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「本件については採択したい」という意見、「本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番号	陳情 第56号	受理年月日	令7.7.3
件名	吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土の無許可盛土の撤去及び風致地区内行為許可書の取消し等について		
結果	令和7.12.19 第4回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、事業者Aが市道の擁壁を破壊したことにより、道路から農地に土砂や雨水等が流入したこと等に端を発したものであり、1項=吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土の無許可盛土を撤去すること。2項=事業者Bに交付した風致地区内行為許可書は不正交付であることから取り消すこと。3項=事業者Aに破壊した市道の擁壁を修理させること。4項=無許可盛土に対しては罰金を必ず徴収すること。5項=弁護士等の費用を全額弁償すること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1項=事業者Bが受注した吉野地区土地区画整理事業の公共工事は1件であり、当該工事に伴い発生した建設残土は他事業者の土砂処分場へ搬出したことを確認している。また、宅地造成等規制法及び市風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下、「風致条例」）の許可が必要な規模の造成であることを示す根拠等が確認できないことから、造成に関する指導はできないと考えている。

2項=風致地区内行為許可については、事業者Bより屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積を目的として申請がなされ、風致条例の規定に基づき許可を行っており、適正なものと考えている。

3項=当該市道の擁壁部は、上面が削られた形跡はあるが、原因者や時期は不明であることから、事業者Aに対して、道路法第71条に基づく監督処分により、原状回復を命ずることはできないと考えている。

4項=宅地造成等規制法及び風致条例の許可が必要な規模の造成であることを示す根拠等が確認できないことから、罰金に処することはできないと考えている。

5項=陳情者の主張する費用については、本市が支払う理由は認められないと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

議長会報告

(令和7年10月～12月)

(1) 開催状況

年月日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和7. 10. 23 (木)	中核市議会議長会 第2回総会 於：東京都	・提出議案3件の審議等について	・「令和6年能登半島地震からの復旧・復興支援について」原案のとおり了承
令和7. 10. 28 (火)	九州市議会議長会 第3回理事会（臨時総会代行） 於：宜野湾市	・提出議案16件の審議等について ※うち鹿児島県関係分2件 ・全国市議会議長会評議員会提出議案の審議について	・「農林漁業の振興対策について」など議案16件を可決し関係省庁等への実行運動を行うことを決定 ・「水道事業の老朽管更新に係る財源確保について」及び「九州における高速交通網等の整備促進について」の正議案2件及び予備議案1件を全国市議会議長会評議員会提出議案とすることを決定
令和7. 11. 4 (火)	鹿児島県市議会議長会 臨時総会 於：東京都	・7月の定期総会で可決した議案27件の関係省庁等への要望について	・「道路整備等公共事業関係予算の確保について」など27件について、関係省庁等要望先の確認 ・本県関係国會議員との意見交換等
令和7. 11. 5 (水)	全国市議会議長会 第242回理事会・第120回評議員会合同会議 於：東京都	・会長提出議案5件及び部会提出議案18件の審議等 ※うち、九州部会関係分2件 (内容については九州市議会議長会第3回理事会において全国市議会議長会評議員会提出議案として議決された正議案に同じ)	・「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」及び「九州における高速交通網等の整備促進について」など議案23件を可決し関係機関への実行運動を行うことを決定

(2) 議決された要望等

① 中核市議会議長会第2回総会（令和7.10.28開催）

令和6年能登半島地震からの復旧・復興支援について

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県など広い範囲において甚大な被害が発生した。多くの貴い人命が失われ、多くの家屋や建築物が倒壊するとともに、水道をはじめとしたライフラインは寸断され、道路や公共交通網にも深刻な被害が生じ、多くの住民が不自由な生活を強いられている。

現在、被災地では復旧作業が進められているところであるが、復興に向けてより迅速かつ強力に推進するためには、国による一層の取組と支援が不可欠である。

よって、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興に万全を期すため、次のとおり措置を講ずるよう強く要望する。

1 被災者への支援

- (1) 被災後、生活がいまだ平常に戻っていない中、被災者の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉サービスやメンタルケア等の必要な支援を充実させること。
- (2) 地震や津波による直接的な家屋被害だけでなく、地盤の液状化による被害も甚大であるため、住宅及び宅地の修理及び再建、半壊に至らない被災者への支援のほか、液状化対策に必要な支援を充実させること。
- (3) 被災者及び被災自治体への支援は平等に行うこと。

2 被災地域の復旧・復興

- (1) 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、全面復旧及び自立分散型を含む持続可能なシステムの実現による復興に向けて最大限の支援を行うこと。
- (2) 甚大な被害を受けた道路・橋梁等の交通インフラや鉄道・バス等の公共交通機関のほか、医療・福祉施設、学校施設等の公共的な施設について、応急仮設施設の整備も含め、迅速かつ十分な対策を講ずること。また幹線道路以外の生活道路についても住民の生活に不可欠なものであることから、十分な支援を図ること。
- (3) 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設の早期復旧を図るとともに、事業者による経営再建の取組を支援すること。
- (4) 歴史的・文化的価値を有する施設を含む観光施設・観光地の早期復旧を図る取組や観光客の増加を図る取組を支援すること。
- (5) 被災地域における低廉な公営住宅の建設を国が主体となって行うこと。
- (6) 災害救助法、被災者生活再建支援法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を時流に応じて改正すること。
- (7) 地震により発生した災害ごみや解体された家屋などの瓦礫の処分について、継続的に支援すること。
- (8) 液状化対策に当たり、国において必要な技術的・財政的支援を講ずるとともに、将来にわたって必要な維持管理に要する経費についても手厚い財政措置を講ずること。

(9) 側方流動による土地境界のズレ等に対し、復旧・復興を図るため、不動産登記法にとらわれず迅速かつ柔軟な手法で境界確定ができるよう特段の配慮を行うこと。

3 財政支援

- (1) 事業所が被災し、復旧に向けて補助金等の申請ができていない事業者が多数いることから、なりわい再建支援補助金等による長期的な財政措置を講ずること。
- (2) 地域の経済・雇用の早期回復のため、被災した複数の事業所を持つ事業者へのなりわい再建支援補助金の拡充や新たな支援策を充実させること。
- (3) 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興に伴い、被災自治体に膨大な財政負担が生じていることから、万全な財政支援措置を早急に講ずること。

4 人的支援

地方自治法に基づく中長期派遣職員や対口支援職員について、要望数に対して不足することのないよう、関係機関との調整を十分に行うこと。

② 九州市議会議長会第3回理事会（令和7.10.28開催）

ア 鹿児島県関係分2件

農林漁業の振興対策について

近年、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動による生産減少など、様々な要因によって食料の安定供給に影響を及ぼす中、大きく輸入に依存する我が国では、食料品や生産資材などの値上げ、化石燃料の高騰などにより、国民の生活に対する不安感は日に日に増している。

その中でも食料は、人間の生命維持・健康で充実した生活をする上での基礎であることから、農林漁業の振興は、食糧安全保障上の観点から、国・地方自治体において注力すべき最重要課題の一つである。

しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、荒廃森林・林地開発の増加、自然環境の変化等による漁獲量の減少等により生産基盤が脆弱化したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内の農林漁業にかかる生産、流通、消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな影響を及ぼした。併せて、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安等による配合飼料や肥料、燃料等の農業用資材価格の高止まりにより、農業経営を圧迫する事態も生じている。

こうした中、農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等の取組が不可欠である。

このようのことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における現状を踏まえた農地利用の最適化や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進するとともに、既存の農業用施設長寿命化対策の取り組みを更に強化し、農業の振興、農

業経営の安定・効率化と農村環境整備等を図ること。

また、未相続地の取扱いが困難なことから、基盤整備等が立ち遅れている農地等が多く存在するため、未相続地の有効利用に関する法的な整備を図ること。

- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動化技術による省力化などＩＣＴ技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、生産機械等導入に係る農家の負担軽減を図るため、支援策を強化すること。
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
- 4 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米をはじめとする国産農産物の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
- 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の確保・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策・防疫体制を拡充すること。
- 6 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えていたり有害鳥獣の駆除と電気柵設置等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
- 7 農業用資材価格の高騰に起因する農業経営への影響を緩和すべく、各種補助制度による支援策の充実を図ること。
- 8 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。
- 9 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

南九州地域の交通網の整備促進について

交通網の整備充実は、産業、経済、観光、文化の振興、災害時における避難、救助などに重要な役割を果たすものである。

とりわけ、国土の中枢部から遠く離れた鹿児島県域では、中央あるいは九州域内を結ぶ交通網の整備は地域活性化を推進し、少子高齢化が進む中、救急医療体制の構築や地方への医師派遣など、安心安全な社会の実現を図る上でも、重要かつ緊急な課題である。

また、地方創生及び国土強靭化を推進するため、道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

よって、国においては、地方が真に必要な道路を整備するための予算を安定的に確保されるとともに、広域的な交通網の整備促進のため、下記事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1 道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し、山積する道路整備の課題に対応していくために、道路の長期安定的な整備・管理が進められるよう、道路関係予算の要求額を満額確保するとともに、第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組を着実に進めるため、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で満額確保して継続的に取り組むこと。

また、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応し、TEC-FORCE等による迅速かつ円滑な地方公共団体支援のため、地方整備局等の人員体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと。

2 東九州自動車道の建設整備促進について

- (1) 日南・志布志道路（日南東郷～油津間）（夏井～志布志間）、油津・夏井道路（油津～南郷間）（奈留～夏井間）及び南郷奈留道路の供用予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- (2) 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「末吉財部IC～隼人東IC」間の事業中区間の早期完成及び残る優先整備区間の早期事業化を図ること。
- (3) 鹿屋串良JCTの志布志方面からのオフランプ合流箇所の安全性向上に向けた抜本的対策を図ること。
- (4) 鹿屋串良JCT～野方間の付加車線増設の早期実現を図ること。
- (5) 高規格幹線道路整備計画を計画的かつ早期に進めるための財源を安定的に確保すること。
- (6) 地域間交流の促進や物流による地域経済の活性化等、地域浮揚が期待される高速道路無料区間の設置に取り組むこと。また、地域経済への効果が高い新直轄区間を引き続き無料区間として取り扱うこと。

3 南九州西回り自動車道の整備促進について

- (1) 芦北出水道路及び阿久根川内道路の供用開始予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- (2) 阿久根川内道路の全区間における用地取得及び工事着手など更なる整備促進を図ること。
- (3) 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「美山IC～伊集院IC」間の事業中区間の整備促進及び残る区間の早期事業化を図ること。

4 高規格道路等の整備促進について

- (1) 鹿児島東西幹線道路の「田上IC～甲南IC（仮称）」間の早期完成及び甲南IC（仮称）以東の早期事業着手を図ること。
- (2) 鹿児島南北幹線道路の早期事業化を図ること。
- (3) 北薩横断道路の「溝辺道路」、「宮之城道路」及び「阿久根高尾野道路」の早期開通を図ること。
- (4) 鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備を図ること。
- (5) 大隅縦貫道の「吾平道路」の早期完成、「吾平大根占田代道路」の早期整備及び国道448号以南の整備促進を図ること。
- (6) 薩摩半島横断道路の早期整備を図ること。
- (7) 大隅横断道路の早期事業化を図ること。

5 一般国道の整備促進について

- (1) 国道10号の鹿児島北バイパスの早期完成、未事業化区間の早期整備及び白浜拡幅（4車線化）の早期完成を図ること。
- (2) 国道220号について
 - ア 垂水市牛根境防災、古江バイパス及び霧島市亀割峠防災の早期完成を図ること。
 - イ 垂水市磯脇地区歩道の整備促進を図ること。

(3) 国道225号について

- ア 峰尾峠の視距改良事業L=1, 000mの早期着手を図ること。
- イ 南九州市川辺町清水視距改良事業の早期完成及び連続カーブ区間L=700mの線形改良の早期着手を図ること。
- ウ 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備を図ること。
- エ 南九州市川辺町木場田橋の改修を図ること。
- オ 南九州市川辺町両添上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成を図ること。
- カ 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備を図ること。
- キ 枕崎市JA枕崎支所付近から中洲橋区間について道路管理者、河川管理者の協調による道路修繕の早期完成を図ること。

(4) 国道226号について

- ア 喜入防災の早期着工を図ること。
- イ 「指宿市十二町交差点～鹿児島市平川道路起点」間の当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること。
- ウ 「鹿児島市喜入旧市交差点～同市平川道路起点」間の4車線化に向けた調査検討を進めること。
- エ 南さつま市坊津町久志拡幅工区（久志地区）の早期完成を図ること。
- オ 南さつま市坊津町坊拡幅工区（耳取峠）の早期完成を図ること。
- カ 南さつま市笠沙町野間池地区から同市坊津町秋目地区の早期着手を図ること。
- キ 指宿市山川成川地区（山川高校前交差点）の早期完成を図ること。
- ク 南九州市穎娃町長崎地区及び「穎娃町大川～知覧町門之浦」間の歩道設置の早期着手及び南さつま市加世田万世工区（消防団詰所から相星橋）の歩道設置の早期着工を図ること。
- ケ 枕崎市遠見番地区の法面変状箇所の早期完成を図ること。
- コ 改良済み区間の老朽化対策の強化を図ること。

(5) 国道270号の道路拡幅、道路線形の改良及び付加車線等の整備を促進し、歩道の整備を図ること。

(6) 国道447号の「宮崎県えびの市真幸地区～鹿児島県伊佐市大口青木地区」間のバイパスの早期完成及び未整備区間の解消を図ること。

(7) 国道504号北薩トンネルの早期復旧に努めること。

6 島原天草長島連絡道路構想及び三県架橋構想の推進について

- (1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
- (2) 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること。

7 都城末吉道路及び曾於志布志道路について、道路整備実現に向けて早期整備が促進されるよう、早期事業化を図ること。

イ 全国市議会議長会評議員会提出議案（鹿児島県関係分）

九州における高速交通網等の整備促進について

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れしており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、災害時の輸送路確保等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 九州新幹線西九州ルートの着実な整備及びJR在来線の輸送改善を行うとともに、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを早期に行い、所要の整備財源を確保すること。
- 2 高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道）、地域高規格道路及び主要国道の整備促進、早期全線供用を図ること。
- 3 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の早期実現に向けた所要の調査の再開を図ること。
- 4 特定有人国境離島地域の経済交流、観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者について、当該地域を訪れる者に拡大するとともに、離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造を推進し、新船建造に対する財政的支援を行うこと。
- 5 沖縄県の慢性的な交通渋滞の緩和と均衡ある持続的な発展を図るため、沖縄振興計画に掲げる鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入に加え、本島（中）南部圏域への鉄軌道の延伸等を図ること。

② 全国市議会議長会第120回評議員会（令和7.11.5開催）

※会長提出議案5件

多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会の権能強化に関する決議

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これから市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会と共に

通の緊要な課題である。

また、令和5年4月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速化や超高齢化の進展などにより、議員のなり手不足が多くの市に広がることが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提案能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、不断の議会改革により、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組み、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

記

1 地方自治法改正の周知と主権者教育の推進

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、令和5年4月の地方自治法改正により、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化されたことについて十分に周知を図ること。

また、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画促進にも資する主権者教育を一層推進すること。そのため、現在、中央教育審議会で改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記するとともに、出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し支援を行うこと。

2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めていることから、若者や女性を含む幅広い会社員層が市議会の議員に立候補しやすい、また、多様な働き方を活用しながら議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るために取組を進めるとともに、労働基準法をはじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

(議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた者でなければ、兼業しないと生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、会社員が議員になった場合は兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

(育児手当の創設)

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、育児手当の支給を可能とすること。

5 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修の実施や相談体制の整備等の取組に対し支援を行うこと。

6 地方議会のデジタル化の促進

(1) 議会の情報発信、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を充実すること。

(2) 感染症のまん延や大規模災害の発生により本会議を開催することが困難な場合にオンライン開催を可能とするとともに、出産・育児、介護、疾病等の事情により本会議に出席することが困難な場合においても本会議へのオンライン出席を可能とするなど、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

7 選挙制度の見直し

統一地方選挙における統一率が低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市議員の候補者を寄付金控除の対象とするについて検討すること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

(1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。

(2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。

① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備

② 議員の調査研究、政策提案能力の涵養に資する研修会の開催、有識者等との連携、公立図書館や大学図書館等との連携を含めた議会図書室の充実

③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、その他市民との連携の強化

9 地方議会の権能強化

(1) 議長への議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

(2) 議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処

分に係る面積・金額の要件」について、各地域の実情や、議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

(3) 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

(4) 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

(5) 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

(6) 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

(7) 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

また、各省庁は地方議会が提出する意見書をオンラインで受理できるようにするとともに、その旨を周知すること。

地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議

我が国は、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかっている状況にある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、こども・子育て政策の強化、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和8年度地方財政対策について

-
- (1) 地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
 - (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。
 - (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

2 令和8年度税制改正について

- (1) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- (2) 個人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税であることから、その充実確保を図ることとし、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
なお、所得税・個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合であっても、地方交付税原資の減少分も含め、代替となる恒久財源を確保すること。
- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税財源を安定的に確保できるようにすること。
いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の減収に対する代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。
- (5) ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- (6) 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

3 地方創生の推進等

- (1) 地方創生の着実な推進等

「地方創生 2.0 基本構想」に掲げた「目指す姿」の実現に向けて、関連施策を着実に推進するとともに、総合戦略の策定及び「地域未来戦略」の推進に当たっては、地方の意見を十分に反映し、関係予算を安定的に確保すること。

- (2) 東京一極集中の是正

どこに住んでいてもその地域の魅力を享受しながら豊かに暮らせる社会をつくり、東京圏から地方への人の流れを生み出すため、地方への移住や企業移転、関係人口の増加等の関連施策に加え、魅力ある働き方・職場づくりを進め、男女を問わず若者が、積極的に地方での生活を選択できるよう実効性のある施策を展開すること。

(3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

4 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌基準化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえつつ、万全の対策を講じること。

特に、システム移行経費等に対して全額国費による補助を行う「デジタル基盤改革支援補助金」については、移行作業に必要な額を確実に措置するとともに、移行後の運用経費については大幅な増加が懸念されることから、国が主体となって実態を把握し、地方の負担増とならないよう配慮すること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。昨年1月1日には「令和6年能登半島地震」が発生し、今もなお、能登地方を中心に多くの住民が不自由な生活を強いられており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、既に本年においても台風の襲来や線状降水帯の発生に

より、全国各地に深刻な被害がもたらされている。こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るために、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靭化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。
- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

3 土石流対策の強化について

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用について、地方公共団体が行うパトロールなど、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、第1次国土強靭化実施中期計画に基づき、令和8年度以降も各種施策を切れ目なく実施すること。また、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、十分な財源を確保すること。
- (3) 上下水道をはじめとするインフラの防災・老朽化対策への財政支援の一層の強化を図ること。

特に、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靭化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、上下水道やその他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靭化を図ること。

(5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善が図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運用に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象ドップラーレーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議

石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県において甚大な被害を及ぼした「令和6年能登半島地震」の発生から、もうすぐ2年近くが経過しようとしているにもかかわらず、今もなお、能登地方を中心に多くの住民が不自由な生活を強いられている。

発災以来、被災地では懸命な復旧・復興作業が進められているが、復旧・復興作業を引き続き今後も進めていくためには、国の行財政支援が不可欠な状況にある。

よって、国においては、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興に万全を期すため、下記の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 被災者への支援

- (1) 被災者の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉サービスやメンタルケア等の必要な支援をより充実させること。
- (2) 被災者の置かれた状況に沿ったきめ細かいサービスが切れ目なく行えるよう、被災市町村への人的・財政的支援を充実すること。

2 生活と生業再建への支援

- (1) 被災者が住み慣れた土地に戻ってこられるよう、応急仮設住宅などの整備による被災者の住宅確保を迅速かつ確実に行うとともに、その入居にあたっては、地域コミュニティの維持等に十分配慮すること。また、住宅や宅地の応急修理などへの一層の支援を行うこと。
- (2) 公費による家屋解体への技術支援や人的支援を行い、被災者の生活再建の加速化を支援すること。また、倒壊した空家については、「所有者不明建物管理制度」等を活用するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 被災した子どもの学習や心のケア等に必要な支援を推進するとともに、家計が急変した学生等の就学機会確保のための授業料等の減免や奨学金の拡充などへの一層の支援を行うこと。
- (4) 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設や機械等の設備の早期復旧を図るため、各種補助金や融資制度において特別枠を設けることや税制上の優遇措置を講じることなど、事業者や農林水産業者による経営再建を強力に後押しすること。
- (5) 被災地域における雇用が確保されるよう、事業者への財政措置を講じるとともに、事業者や労働者からの相談体制を整えること。

3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の広域処理に係る調整・支援及び被災した廃棄物処理施設の復旧のための支援を引き続き行うとともに、災害時における広域処理に係るかかりまし経費についても更に支援すること。

4 公共施設等の復旧

- (1) 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、全面復旧に向けて最大限の支援を行うこと。
- (2) 大きな被害を受けた道路、橋梁、市庁舎、鉄道、空港、港湾などの公共施設、医療関連施設及び文教施

設などの復旧を図るため、最大限の支援を行うこと。また、被災した公共施設の解体についても、財政支援の対象とすること。

(3) 大雨等による洪水や土砂災害等の二次被害を防止するため、治山・治水対策を早急に実施すること。

5 観光産業復興に向けた支援

(1) 継続的な旅行需要喚起策の実施やふるさと納税の活用などにより、被災地域の観光需要や経済活動の回復を図ること。

(2) 被災した観光拠点や観光資源の再生に向けた復旧計画の策定やまちづくり、復旧後の誘客などの取組に支援を行うこと。

6 財政支援措置

(1) 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興、災害廃棄物処理、災害応援、行政機能の維持その他の災害対応に要する様々な財政需要を的確に把握し、十分な財政支援措置を講じること。

(2) 財政支援にあたっては、被災地や被災者の分断に繋がることのないよう、公平・平等を期すこと。

7 原子力災害対策の見直し

今回の地震を踏まえ、早急に「原子力災害対策指針」を検証し、適宜、見直しを行うとともに、地方自治体が策定する原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画の見直しに対して、支援を行うこと。

8 復興のまちづくり

(1) 被災地における復興に向けたまちづくり構想・計画の策定への支援を行うとともに、被災地のニーズに応じて、復旧・復興事業を行うために必要な応援職員について、中長期的な派遣を引き続き行うこと。

(2) 被災地の各所で発生した液状化被害について、復旧に留まらず、再発防止の観点から、公有地・民有地の一体的な液状化対策を積極的に支援すること。

(3) 住宅・建築物の耐震基準等を満たすための改修に対して、積極的に支援すること。

(4) 今回の津波による被害や分析を踏まえた津波対策について、積極的に支援すること。

9 人的支援の調整

地方自治法に基づく中長期派遣職員や対口支援職員について、要望数に対して不足することのないよう、関係機関との調整を十分に行うこと。

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から 14 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の心のケアや被災企業への支援、農林水産業の再生等に加え、令和 5 年 8 月から A L P S 処理水の海洋放出が開始されており、風評被害への対応等、解決すべき課題が山積している。

また、物価高騰等が市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼし、被災者一人ひとりが直面している課題は様々であることから、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、人口減少や産業空洞化等の中長期的な課題を抱える被災地全体が持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、下記事項について特段の措置を講じることを強く要望する。

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 「第2期復興・創生期間」における財政支援

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。
- ② 地盤沈下に伴う雨水排水対策として雨水排水ポンプ場を増設したが、雨水排水施設の維持管理費用について特別な財政措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建支援等

- ① 被災者の生活再建や心のケア・見守り等に向けて、第2期復興・創生期間が終了したのちも、必要な財政措置を講じること。
- ② 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長するとともに、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。
- ③ 生活保護、介護、保健・医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ④ 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興への支援

- ① 水産業及び関連産業、地元企業や商店街の本格的な復興など地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世に伝承していくため、人材育成、研修、情報交換など伝承活動の環境整備に取り組むこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 復旧・復興の加速に向けた予算の確保等

- ① 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
- ② 汚染状況重点調査地域の指定解除後においても、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合には、不安解消や環境回復措置について永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。
- ③ 第2期復興・創生期間が令和7年度までとなっているが、復興・風評払拭の取組は、風化させることなく継続していくことが重要であることから、「第2期復興・創生期間」以降においても、福島県全域を対象とした復興・再生に係る支援措置の継続と震災復興特別交付税を含め、十分な財源の確保を図ること。
- ④ 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）を活用し、風評の払拭と産業経済の活性化を図る必要があることから、本制度を令和8年度以降も継続すること。

(2) 除染の推進及び除染土壤等の適切な運用管理等

- ① 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- ② 現場保管における搬出困難事案の解消について、制度設計と財源の確保を行うとともに、将来的に、搬出困難事案の対応は国の責任において最後まで実施すること。

-
- ③ リアルタイム線量測定システムの配置の適正化にあたっては、関係自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、配置基準や諸手続きを示すこと。
 - ④ 仮置場等の土地返還後、農地の機能回復が十分に図られない場合の補完費用の財政措置に柔軟に対応するとともに、農作物等の減収等が生じた場合の財政措置を講じること。
 - ⑤ 除去土壤等の福島県外最終処分に向けた計画を提示すること。
 - ⑥ 放射性物質による汚染への対応について安全基準や具体的対策を示すとともに、除染費用や放射性物質の濃度測定等に要する経費の全額を国において負担すること。
 - ⑦ 農林業系汚染廃棄物について、処理加速化事業を継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、技術的・財政的支援を継続すること。
- (3) A L P S 処理水の海洋放出に係る適切な対応
- ① A L P S 処理水の海洋放出が開始され、中国等においては日本産食品の輸入が規制されるなど、今後更なる風評が懸念されていることから、万全の措置を講じるよう、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)に対し強く指導すること。
 - ② A L P S 処理水の海洋放出に関する科学的安全性を担保するため、海水や魚類等のトリチウム濃度について、海洋放出完了まで詳細な海域モニタリングを実施し、正確に情報を発信するよう東京電力に求めるとともに、同社に対し強く指導すること。
 - ③ トリチウムの分離技術については、公募により国内外から提案のあった技術の実用化の可能性を前向きに評価し、東京電力として当該技術の実用化に向けて全力を尽くすとともに、同社に対して強く指導すること。
 - ④ 汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するように、国内外の様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう東京電力に対し求めるとともに、指導すること。
 - ⑤ A L P S 処理水の処分が完了する最後まで全責任を持って万全の対策を講じるとともに、一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止が完了するように、廃炉作業の着実な進捗に全力で取り組むよう、東京電力に対し指導すること。
 - ⑥ A L P S 処理水の海洋放出による影響を受ける全ての事業者の生業が継続できるように、万全の支援策を講じるよう、東京電力に対し指導すること。
- (4) 健康管理体制の充実
- ① 福島県県民健康調査における甲状腺検査結果について、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討をするなど引き続き適切に評価するよう努めること。
 - ② 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- (5) 産業の復興と再生
- ① 原子力災害に伴う風評を払しょくするための取組を強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力に対し強く指導すること。
 - ② 原子力災害に伴う風評は、A L P S 処理水の海洋放出の影響も加わり、観光産業に深刻な影響を及ぼしているため、観光地のハード整備、各種観光施策や風評被害対策として実施するブルーツーリズム推進支援事業等について財政措置を講じること。
 - ③ A L P S 処理水の海洋放出に伴う新たな風評の発生は、企業誘致活動や地域経済への影響が少なくない

ため、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金と同等の補助制度を創設するとともに、工業団地やインフラの整備など企業誘致に係る助成制度の充実を図ること。

④ 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と拡充を図ること。

(6) 原子力損害賠償の適切な実施及び迅速化

① 被災者が独自に行つた除染費用や個人・法人及び自治体が被つたすべての損害に対し、適切で迅速な賠償を行うよう、東京電力に対し強く指導すること。

② 原子力災害に伴う市税等の減収分及び住民の各種検査や風評被害対策に要する費用などについては、原発事故との因果関係が明らかであることから、迅速かつ確実に賠償を行うよう、東京電力に働きかけること。

③ A L P S 处理水の海洋放出により損害が生じた場合には、円滑に賠償するスキームを構築し、速やかな賠償を実施すること。

(7) 被災者支援

① 避難指示区域等における国民健康保険の被保険者について、長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援を継続するとともに、高齢者をはじめ被災住民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。

② 避難住民の一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置を継続するとともに、その適用範囲を拡大すること。

(8) 捕獲した有害鳥獣の処理

増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

地方行財政調査資料目録

(令和7年10月～12月)

地方行財政調査資料項目は次のとおりです。

必要な場合は、政務調査課へお知らせください。

号 数	調 査 資 料 項 目	発 行 日
7202	都市の職員の出張旅費の条例改正に関する調べ（2025年7月1日現在）	R 7. 10. 16
7203	特別職の報酬および特別職報酬等審議会の活動等調べ（2025年8月1日現在）	R 7. 10. 17
7204	2025年度市税徴収実績調べ（2025年8月末現在）	R 7. 10. 23
7205	中核市の行政水準に関する調べ	R 7. 10. 27
7206	都市の女性支援新法、DV被害者支援、ひとり親家庭への支援に関する調べ（2025年7月1日現在）	R 7. 11. 14
7207	2025年度市税徴収実績調べ（2025年9月末現在）	R 7. 11. 25
7208	都市の各種基金調べ（2024年度決算額）	R 7. 12. 10
7209	都市の職員の名刺発注に関する調べ（2025年10月現在）	R 7. 12. 11

図書室だより

◎新規購入図書（令和7年10月～12月）

議会図書室

図書名	著・編者名	発行所
自治体情報誌「D—file」8月号	イマジン出版	イマジン出版
月刊 ガバナンス 10月号	ぎょうせい	ぎょうせい
地方議会人 10月号	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D—file」9月号 上	イマジン出版	イマジン出版
Q&Aカスタマーハラスメント対策ハンドブック	日本弁護士連合会 民事介入暴力対策委員会	ぎょうせい
いちからわかる都市計画のキホン 改訂版	佐々木 晶二	ぎょうせい
自治体情報誌「D—file」9月号 下	イマジン出版	イマジン出版
月刊 ガバナンス 11月号	ぎょうせい	ぎょうせい
自衛隊認知戦軍創設提案 ～戦略的影響力のパラダイムシフト～	苦米地 英人	開拓社
検証と提言 能登半島地震	自治体問題研究所／自治労連・地方自治問題研究機構 (編)	自治体研究社
ネット炎上事例300	小林 直樹	日経BP
地方議会人 11月号	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D—file」10月号 上	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D—file」10月号 下	イマジン出版	イマジン出版
月刊 ガバナンス 12月号	ぎょうせい	ぎょうせい

図書室だより

図書名	著・編者名	発行所
地方議会人 12月号	全国市議会議長会・全国町村議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D—file」11月号 上	イマジン出版	イマジン出版

鹿児島市議会事務局

令和 8 年 1 月 31 日 発行

No. 155 号